平成２６年度
住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

公 募 要 領
（案）

平成２６年４月

目　次

1　事業の趣旨 ---------- 1
2　事業の内容
２．１　申請者の資格 ---------- 1
２．２　事業の要件 ---------- 2
２．３　補助の対象となる住宅及び対象戸数 ---------- 3
２．４　補助額 ---------- 3
２．５　事業期間 ---------- 5
２．６　留意事項その他 ---------- 5
3　事業の実施方法
３．１　事業の流れ ---------- 6
３．２　提案公募の審査 ---------- 7
３．２．１　審査手順 ---------- 7
３．２．２　審査にあたって必要な図書 ---------- 7
３．２．３　審査結果 ---------- 9
３．３　補助金交付 ---------- 10
３．３．１　交付申請 ---------- 10
３．３．２　交付決定 ---------- 10
３．３．３　補助事業の計画変更について ---------- 10
３．３．４　実績報告及び額の確定について ---------- 11
３．４　事業中及び事業完了後の留意点 ---------- 11
３．４．１　取得財産の管理等について ---------- 11
３．４．２　交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について ---------- 11
３．５　実績の報告その他 ---------- 12
３．５．１　事業完了後の実績の報告 ---------- 12
３．５．２　事業成果等の公表 ---------- 12
３．５．３　個人情報の利用目的 ---------- 12
３．５．４　その他 ---------- 12
4　応募方法
４．１　公募期間 ---------- 13
４．２　事業者登録 ---------- 13
４．３　応募方法 ---------- 13
5　提出書類・提出先、問合せ先
５．１　提出書類 ---------- 14
５．２　注意事項 ---------- 14
５．３　応募書類の提出先・問合せ先 ---------- 14
【応募書類一覧表】 ---------- 15

参考資料

（参考資料）　本事業におけるゼロ・エネルギー評価方法 ---------- 22
別表１－１　掛かり増し費用の申請（新築）、改修費用の申請における補助対象費用 ------ 23
別表１－２　住宅の省エネ化に係る整備に要する費用として申請できないもの ---------- 27
別表２－１　効果の検証等において申請できる直接経費 ---------- 28
別表２－２　効果の検証等として申請できない経費 ---------- 28

■提案申請書の記入例＆作成要領 ---------- 資料１

■公募に関するQ&A----------資料２

■一次エネルギー消費量の算定要領　H25 省エネ基準準拠----------資料３

■一次エネルギー消費量の算定要領　事業主基準準拠----------資料４

１ 事業の趣旨

地球温暖化、とりわけ民生部門のエネルギー消費量の増加に対応し、住宅の省エネルギーをさらに促進するため、戸建住宅供給の相当程度を担う中小工務店における躯体と設備を一体化したゼロ･エネルギー住宅の取り組みを公募によって募り、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助し支援するものです。

２ 事業の内容

２．１　申請者の資格

年間の新築住宅供給戸数が**５０戸未満の事業者（※１～５）**を対象とします。

※１　年間の新築住宅供給戸数は、**直近の３年間（平成２３年度から平成２５年度）の年間平均**として、次の規定に従って計算するものとします。

・供給戸数の実績については、対象となる事業年度に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。供給戸数には、集合住宅の各住戸もカウントします。

・床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、
①床面積が５５平方メートル以下の場合は戸数を２分の１
②床面積が４０平方メートル以下の場合は戸数を３分の１
として算定してください。

※2　過去３年間に実績が無い場合は別途審査を設け事前承認された事業者を対象にします。該当する場合は、応募前に、５．３に記載の問い合わせ先までご相談ください。

※３　本事業は施主等との契約によりゼロ・エネルギー住宅を施工する事業者からの応募を求めるものですが、補助金は施主等が負担する建設費の一部として交付するものです。

※４　本公募要領に従って採択された事業については、事業着手前にあらためて補助金の交付申請手続きを行う必要があります。この交付申請手続きの際に、施主等との取り決めに従い、補助金の精算方法等を定めた規約を提出していただくことになります。（交付申請については３．３．１を参照ください）

※５　補助金の交付申請手続において、実際の設計内容が採択を受けた提案内容に適合しているかについて、建築士による確認を求めます。また、設計に関わる方を作業協力者として、様式 2-2 の「3.提案者以外の関係者」欄に記載してください。建築士等（設計に関わる作業協力者を含む）は提案内容の確認内容に責任を持つものとし、交付申請手続きにおいてその旨を証明する書類を提出していてだきます。建築士等は補助金の交付申請から実績報告までの手続きにおいて協力が必要です。また、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。なお、提案物件が 100㎡を超える規模の場合は建築士法の有資格者による設計が必要となります。

２．２　事業の要件

応募に当たっては、**次の①～③の全ての要件に該当**するものであることが必要です。

①住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって、年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅（※１）であること。具体的には、次の１）、２）のいずれかを満たすものとします。

１）別途定めるゼロ・エネルギーに関する評価方法（以下、本事業のゼロ・エネルギー評価方法とする、※２～※４）に基づいて、提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの。

２）学識者により構成される審査委員会（以下「審査委員会」とする、3.2 参照）によって、上記の１）と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認められたもの（※５）。

②住宅の省エネルギー基準に適合するもの（※６～※７）であること。

③平成２６年１２月末までに交付申請手続きを行い、平成２７年３月末までに着手するものであること。

＜本事業のゼロ・エネルギー評価方法に関する留意点＞

※１　再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業のゼロ・エネルギー評価（一次エネルギー消費量算定）に含めることはできません。また、当該太陽光発電設備の費用も本補助金の対象外とします。

※２　本事業の応募にあたっては、「平成２５年改正の省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準[注1]の算定方法（以下、平成２５年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法とする）」に準じた評価方法を原則とします。評価方法の詳細は、別添の「資料３　一次エネルギー消費量の算定要領（平成２５年省エネ基準準拠）」を確認してください。

※３　平成２６年度事業においては、平成２５年度と同様に「住宅事業建築主の判断の基準[注2]における一次エネルギー消費量に関する算定方法（以下、事業主基準一次エネルギー消費量算定方法とする）」に準じた評価方法によって、ゼロ・エネルギー評価を行うことも可とします。評価方法の詳細は、別添の「資料４　一次エネルギー消費量の算定要領（事業主基準準拠）」を確認してください。なお、提出様式は、平成２５年度の様式から一部変更がありますので、必ず平成２６年度事業の様式を使用してください。

※４　応募にあたって、提案する住宅のゼロ・エネルギー評価は、必ず上記※２（平成２５年省エネ基準準拠）、上記※３（事業主基準準拠）のいずれかの方法に統一することとします。複数の住宅をまとめて応募する場合、住宅ごとに異なるゼロ・エネルギーの評価方法を使用することは認められません。複数の評価方法が混在した提案については審査の対象外とすることがありますので注意してください。また、事業採択後の交付申請等での手続きにおいても、応募時に選択したゼロ・エネルギーの評価方法を変更することは原則認められませんので、注意してください。ただし、事業主基準準拠の評価方法から平成２５年省エネ基準準拠の評価方法へ変更する場合に限っては、速やかに補助金交付事業者に相談してください。

※５　審査委員会がゼロ・エネルギー住宅として認めるものとして応募する場合も、規定の評価方法で評価できる範囲については、規定の評価方法に基づくゼロ・エネルギー評価の結果を提出してください。また、規定の評価方法で効果を評価できない対策については、所定の様式に技術の概要と効果を記載して提出してください。

注１　平成 25 年に改正された省エネ法第 73 条第１項の規定に基づき定められた「エネルギ

ーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成２５年経済産業省・国土交通省告示第１号）」並びに省エネ法第 74 条第２項の規定に基づき定められた「住宅に係るエネルギー使用量の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）」をいいます。

注２　省エネ法第７６条の５第１項の規定に基づいて定められた「住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、壁等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断基準(平成 21 年１月 30 日経済産業省･国土交通省告示第２号)」をいいます。

＜住宅の省エネルギー基準への適合に関する留意点＞

※６ 本事業の応募にあたっては、平成２５年改正の住宅の省エネルギー基準における「外皮性能に関する基準」、「一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することを原則とします。

※７ 平成２６年度事業においては、ゼロ・エネルギー評価を上記※３（事業主基準準拠）の方法によって行う場合に限り、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成２５年経済産業省・国土交通省告示第１号）」の附則２に定められた経過措置として、従前の例[注3]によって省エネルギー基準に適合するものも可とします。

注３　「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成１８年経済産業省・国土交通省告示第３号」並びに「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成１８年国土交通省告示第３７８号）」をいいます。

２．３　補助の対象となる住宅及び対象戸数

新築及び既存の改修を対象とします。また、補助を受けることができる住宅の戸数は、**１の事業者当たり、合計３戸を上限**とします。

ただし、当該住宅が次の①～③の条件を満たす場合に限ります。

①常時居住する戸建住宅であること（モデルハウス等は対象外）

②専用住宅であること（店舗と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー（電気・ガス等）を分けて管理できていること及び断熱工事においても区分されていること）

③既存の改修は、単一設備の改修及び設備の新設のみを行う場合は対象外

※１　新築・既築、請負住宅・建売住宅・賃貸住宅の別は問いません。ただし、建売住宅として応募する場合は、本事業に応募する事業者が宅建業の免許保有者であることが必要です。（建設が一戸であっても同様とします。）

※２　１事業者あたり、応募は１通とします。１事業者から複数の応募があった場合（本店、支店等からの応募も含む）には全ての応募を無効とする場合がありますので、ご注意ください。

２．４　補助額

補助金の対象となる費用は、**①～③の費用の合計の２分の１以内の額**とします。ただし、**住宅１戸あたりの補助額は①～③の合計で１６５万円を上限**とします。

なお、応募多数の場合、補助対象とする住宅戸数を調整することがありますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

【補助対象費用】

①住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用

ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用相当額とし、具体的には、次の１）～２）の整備に要する費用を対象とします。

１）ゼロ・エネルギー住宅の**新築**に要する費用

通常の戸建住宅と比べて、建築構造、建築設備等の省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用で、別表１－１に掲げるものを補助対象とします。

なお、**新築の場合に限り**、簡便な計算方法として、当該住宅の建設に要する費用の 10 分の１を、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用の２分の１に相当する補助額として、申請することもできます。この場合、補助対象項目毎に費用を算定する必要はありません。

ただし、掛かり増し費用を申請する場合、及び建設に要する費用の１０％として補助額を申請する場合のいずれも、別表１－２に掲げるものは補助の対象とはなりません。

２）ゼロ・エネルギー住宅への**改修に要する費用**

従前の戸建住宅から省エネ性能を向上させ、ゼロ・エネルギー住宅とするために必要となる改修費用として、別表１－１に掲げるものを補助対象とします。ただし、別表１－２に掲げるものは補助の対象とはなりません。

②調査設計計画に要する費用

パッシブ設計のためのシミュレーションなど、住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費で、特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限り、対象とします。

ただし、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費、本事業の応募に必要となる外皮性能の計算、一次エネルギー消費量の計算、申請書の作成に関する費用は対象外です。

③効果の検証等に要する費用

ゼロ・エネルギー住宅とするために新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用で、特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限り、別表２－１に掲げる経費を補助対象とします。ただし、別表２－２に掲げるもの、３．５．１の実績報告として求めるエネルギー使用量を計測するための費用は対象外とします。なお、効果の検証等に要する費用の助成期間は、２．５に掲げる事業期間（平成２８年１月末）までを対象とします。また、一般的な断熱性能、気密性能や設備の性能など、ゼロ・エネルギー住宅として基本的な性能を確認するための計測費用は対象外です。

２．５　事業期間

公募期間及び審査結果の発表は次のとおりを予定しています。また、本事業の補助金交付の対象となるのは、次の期間に対応するものとします。

① 公募期間：平成２６年４月２１日（月）～平成２６年６月６日（金）　必着
② 採択決定：平成２６年７月中旬（予定）
③ 交付申請（※）：平成２６年１２月末まで
④ 事業着手：交付決定日（※）以降～平成２７年３月末まで
⑤ 事業完了：平成２８年１月末まで
※交付申請及び交付決定については、３．３．１及び３．３．２をご確認ください。

２．６　留意事項その他

①消費税及び地方消費税の取り扱い

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

②他の補助金との併用

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3．1　事業の流れ

本事業は、次の**①提案公募、②補助金交付の二段階の手続き**を経て行われます。

①提案公募

中小工務店から広く公募を募り、学識者で構成する審査委員会の評価をもとに、国土交通省が採択事業を決定します。

②補助金交付

補助金を受けるためには、**本公募要領に従った事業提案とは別に、あらためて定められた時期までに交付申請の手続きを行い、交付決定を受ける必要があります**。また、事業終了時に実績報告の手続きを行い、実績報告に基づいて補助金の額を確定し、補助金が支払われます。

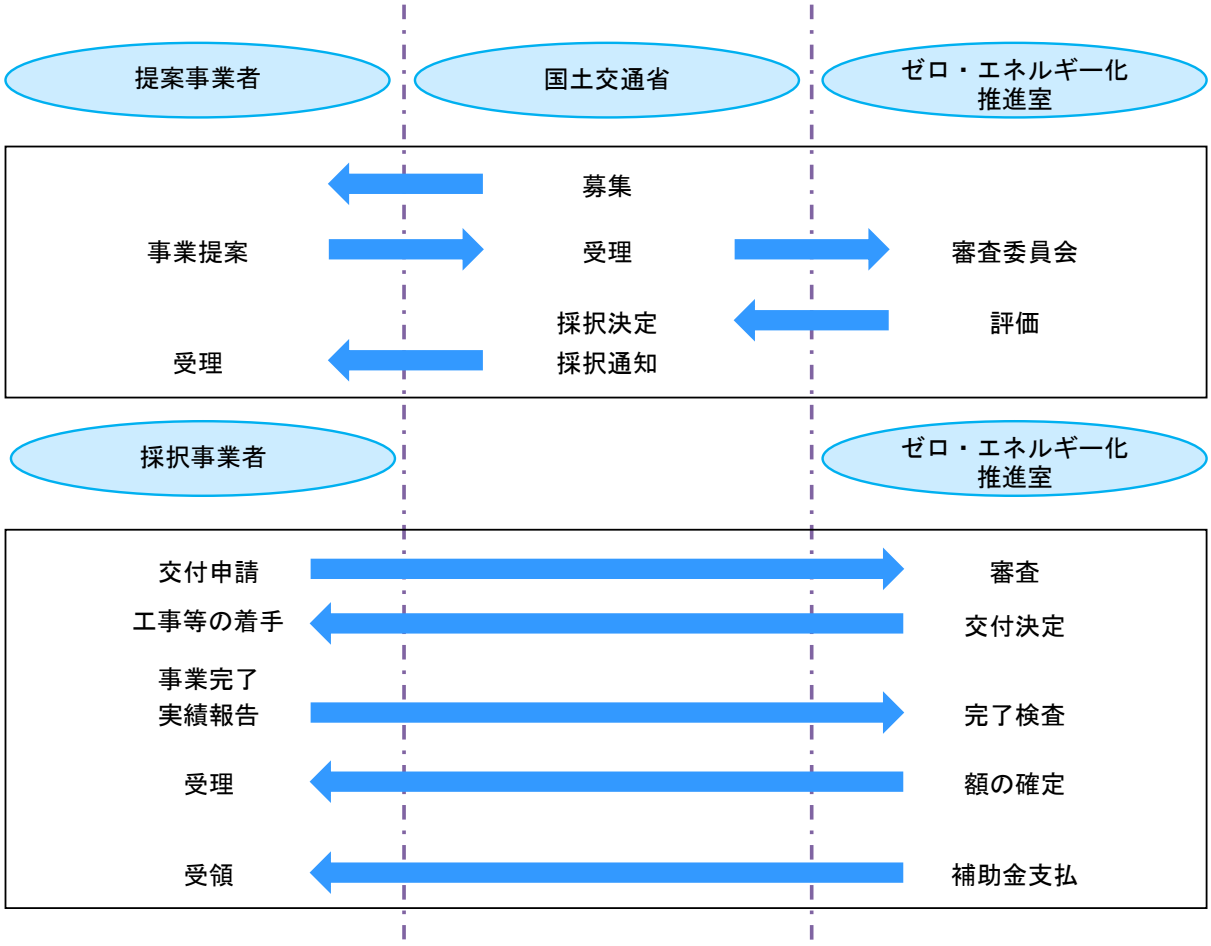

３．２　提案公募の審査

３．２．１　審査手順

提案公募の応募者は、規定の応募方法に従って、応募手続きをする必要があります。応募された提案は、本事業（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）及びネット・ゼロエネルギーハウス支援事業を実施するゼロ・エネルギー化推進室が設置する学識経験者からなる審査委員会の評価に基づいて審査します。

審査にあたっては、事業の要件を満たしているか等について確認するとともに、提案内容がゼロ・エネルギー住宅として、２．２①の１）と同等以上の水準の省エネルギー性能を有するか等を評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合など、必要に応じて追加説明書の提出、あるいはヒアリング審査を実施することがあります。また、追加説明書が期日までに提出されない場合やヒアリング審査に応じられない場合は、審査の対象外とする場合があります。

３．２．２　審査にあたって必要な図書

審査にあたって必要な図書は、次のとおりです。なお、平成 26 年度事業は、選択したゼロ・エネルギーの評価方法によって、必要な図書が異なりますので、注意してください。

（１）平成２５年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法に準拠した評価方法の場合

①事業の概要

プロジェクトの全体概要として、事業名、代表提案者、提案者の連絡先、提案する住宅の省エネ性能、補助申請額、本事業の採択戸数（過去２年）などを記載してください。

②一次エネルギー消費量に関する計算結果

別途定める本事業のゼロ・エネルギー評価方法（平成２５年省エネ基準準拠）に基づいて、評価基準となる基準エネルギー消費量、提案住宅におけるエネルギー消費削減量、エネルギー消費削減率の計算結果等を記載してください。また、計算過程で使用した平成２５年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法の計算結果※1、外皮性能の計算結果※2、提案する住宅の図面（平面図、断面図、立面図）※3 も必ず提出していただきます。

※1：「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（独立行政法人 建築研究所ホームページで公開）」による計算結果（「省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果（住宅）（PDF）」）を添付してください。

※2：「住宅・住戸の外皮性能計算プログラム」（独立行政法人 建築研究所ホームページ公開）、「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ公開）等を使用して計算を行った結果を添付してください。

※3：平面図は、主たる居室、その他の居室、非居室がわかるよう色分けし、それぞれの床面積を記載してください。また、立面図・断面図については、熱的境界部位がわかる

よう色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積を記載してください。

③事業計画

補助対象費用及び補助申請額の算出根拠として必要事項を記載してください。なお、新築の場合には、２．４の②に記載のとおり簡便な方法で補助申請額を算定することが可能です。また、調査計画設計費、効果等の検証に係る費用を申請する場合には、特に必要となる理由を所定の様式に必ず記載してください。

④住宅の省エネルギー基準への適合状況

平成２５年省エネルギー基準への適合状況として、提案する住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる資料を提出してください。

また、基本設計段階などで、提案の応募時に省エネルギー基準の適合状況を示す資料を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きにおいて、省エネ基準への適合状況を示す資料を提出することも可能です。

なお、２．２の②にあるように、本事業では省エネルギー基準へ適合していることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取り消しとなる場合があります。

（２）事業主基準算定方法に準拠した評価方法の場合

①事業の概要

プロジェクトの全体概要として、事業名、代表提案者、提案者の連絡先、提案する住宅の省エネ性能、補助申請額、本事業の採択戸数（過去２年）などを記載してください。

②提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容

本事業へ提案する戸建住宅の概要及び導入する省エネ手法について、分かりやすく記載してください。なお、提案時に住宅プラン等が確定している場合には、別途図面等の提出も求めることとします。

また、これまでに供給してきた戸建住宅における標準的な省エネ措置の内容及び今回行う取り組みが分かるように記載してください。

③一次エネルギー消費量に関する計算結果

別途定める本事業のゼロ・エネルギー評価方法（事業主基準準拠）に基づいて、評価基準となる標準エネルギー消費量、提案住宅におけるエネルギー消費削減量、エネルギー消費削減率の計算結果を記載してください。また、計算過程で使用した事業主基準の計算結果（報告様式３：算定用Ｗｅｂプログラム）も必ず提出していただきます。

④事業計画

補助対象費用及び補助申請額の算出根拠として必要事項を記載してください。なお、新築の場合には、２．４の②に記載のとおり簡便な方法で補助申請額を算定することが可能です。ま

た、調査計画設計費、効果等の検証に係る費用を申請する場合には、特に必要となる理由を所定の様式に必ず記載してください。

⑤住宅の省エネルギー基準への適合状況

平成２５年省エネルギー基準に適合する場合は、提案する住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる資料を提出してください。

従前の例として、平成１８年告示に基づく省エネルギー基準に適合する場合は、提案する断熱性能がわかる資料を提出してください。

また、基本設計段階などで、提案の応募時に省エネルギー基準への適合状況を示す資料を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きにおいて、省エネ基準への適合状況を示す資料を提出することも可能です。

なお、２．２の②にあるように、本事業では省エネルギー基準へ適合していることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取り消しとなる場合があります。

３．２．３　審査結果

審査委員会の評価をもとに、ゼロ・エネルギー化推進室の報告を受け、国土交通省が採択事業を決定し、応募者に通知します。

補助対象となる調査計画設計及び建設工事については、交付決定日以降の着手とする必要があります。なお、これに違反している場合は、採択の取消しとなります。

また、要望が予算額を超える場合、幅広い事業者による住宅のゼロ・エネルギー化を推進するため、下記の①、②、③の順で優先順位をつけて、採択事業や補助対象とする住宅戸数を決定、調整することがあります。

①平成 24 年度及び平成 25 年度の住宅のゼロ・エネルギー化推進事業において、採択となった住宅戸数が少ない事業者を優先します。（具体的には、平成 24 年度及び平成 25 年度における過去２年間の採択戸数の合計（※１）が３戸未満の事業者を優先）

②補助事業の実効性が高い住宅を優先します。（具体的には応募時に住宅の施主、建設地等が決まっている確定物件を優先）

③申請された当該住宅における省エネルギー効果が高い住宅を優先します。（具体的には一次エネルギー消費量の計算において、「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅を優先（※２））

※1　採択戸数には、採択を受けて実際に着工していない住宅の戸数も含みます。ただし、着工していないもので交付申請辞退届を提出した住宅の戸数は除いてください。

※2　平成２５年省エネ基準に準拠した評価方法と事業主基準に準拠した評価方法のそれぞれについて、「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅を優先します。なお、優先順位づけにあたっては、平成２５年省エネ基準の普及の観点を考慮します。

３．３　補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。このお知らせに従い、補助金の交付事務事業者（ゼロ・エネルギー化推進室）へ交付申請等の手続きを行う必要があります。

３．３．１　交付申請

交付申請とは、採択された事業者が工事着手前に確定した工事計画に基づいてあらためて補助金交付の手続きを行うものです。本事業では、２．５に記載のとおり、平成２６年１２月末までにこの交付申請手続きを行うことが事業の要件となります。この交付申請を行わなかった場合、補助金の交付がされませんのでご注意ください。交付申請等にあたっては、設計図書、見積書その他必要な書類に加え、建築士等の設計者が提案の内容と建設される住宅の設計が整合している旨を示した書類を添付し、この内容について審査します。また、交付申請時に施主等との取り決めに従い、補助金の精算方法等を定めた規約も提出いただきます。

※本公募要領の２．１に記載のとおり、本事業で交付される補助金は、施主等が負担する建設費の一部として交付するものです。

３．３．２　交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
・補助事業の内容が、交付規程及び本公募要領の要件を満たしていること。
・補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

３．３．３　補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された計画と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

３．３．４　実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

「補助事業実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、概ね四半期毎に補助金の額が確定した補助事業を対象に、補助事業者に指定された銀行等の口座に振り込む予定です。

３．４　事業中及び事業完了後の留意点

本事業の補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としていますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、国土交通省ならびに補助金交付事務事業者は、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処して参ります。従って、補助金に対し、提案公募を行う方、採択が決定し補助金の受給をされる方におかれましては、次の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願い致します。

３．４．１　取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価５０万円以上のものについては、国土交通大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

３．４．２　交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第１７条の規定による交付決定の取消、第１８条の規定による補助金等の返還及び第１９条第１項の規定による加算金の納付。

②適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

３．５　実績の報告その他

３．５．１　事業完了後の実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、**原則１年間のエネルギー消費に関する報告とその効果がわかるものを提出**してください。報告書様式は４．３に記載の本事業のホームページからダウンロードしてください。また、住宅の省エネルギー促進に向けた調査・評価のため、事後のアンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

３．５．２　事業成果等の公表

普及促進を目的にゼロ･エネルギー住宅への取り組みの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

３．５．３ 個人情報の利用目的

本事業にいて取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

３．５．４　その他

交付規程及び本公募要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
三　国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第９号）
四　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年3月 12 日付 建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
五　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和 34 年4月 15 日付 建設省住発第 120 号住宅局長通達）
六　住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 付 建設省住総発 172 号住宅局長通知）
七　建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付 建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
八　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成 17 年9月1日付 国住総第 37 号住宅局長通知）
九　住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成２６年２月６日付 国住生第５６６号）
十　その他関連通知等に定めるもの

４ 応募方法

４．１　公募期間

平成２６年４月２１日（月）～平成２６年６月６日（金）　※私書箱必着

４．２　事業者登録

応募にあたっては４．３に記載のホームページから事業者登録をした上で、応募書類を提出してください。

（1）事業者登録の内容

事業者名、代表者名、事務連絡先一式（郵便番号・住所・電話・ＦＡＸ・Ｅメール等）

応募予定の概要（新築か改修の区別、請負か建売の区別等）

（2）事業者登録期間

平成２６年４月２１日（月）～平成２６年６月６日（金）

※事業者登録期間は公募期間の最終日迄となります。

（3）留意点

①事業者登録のみでは、正式な応募とはなりません。５．１に記載のとおり必要書類を揃えて応募書類を提出してください。

②１事業者あたり複数の事業者登録は受け付けません。過去３年の供給実績、登録免許状況等や昨年度の応募状況も確認します。

③事業者登録の受付後に、電子メールにて応募番号を通知します。応募書類には必ず通知された応募番号を記入してください。

④事業者登録で使用した電子メールアドレスは応募番号の通知の他、その後の審査や審査結果等の事務連絡にも使用します。そのため、確実に連絡が取れる電子メールアドレスを登録してください。

⑤平成２５年度までに本事業へ応募している場合も、平成２６年度の応募にあたってはあらためて事業者登録が必要となりますので、所定の手続きを行ってください。

４．３　応募方法

下記のホームページから「提案申請書　様式」を入手し、提出に必要な書類を作成してください。応募者は、公募期間中に、必要書類一式を下記の提出先へ郵送してください。なお、応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡はいたしません。到着の確認を行いたい場合は、書留など申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。また、下記のホームページには、応募検討者全員に対して回答が必要な事項等を、Q&Aとして掲載いたします。

【本事業のホームページ】

『ゼロ・エネルギー化推進室』（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）

（http://www.zero-ene.jp/）

５．提出書類・提出先、問合せ先

５．１　提出書類

１）　各応募書類はＡ４サイズにまとめて、様式、別添様式（住宅Ａ、Ｂ、Ｃ）、添付資料ごとに１部（正）左上隅をホッチキス留めしてください。

２）　電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft excel2000 以降のバージョン形式としてください。

※　作成した提出書類のデータを CD-R で提出する際は、必ずダウンロードした excel 形式のままコピーしてください。（PDF 等他の保存形式には絶対にしないでください。）

３）　平成２６年度事業では、ゼロ・エネルギー評価方法によって、応募書類の様式が異なりますので、選択した評価方法に応じた様式、別添様式、添付資料を提出してください。なお、複数の住宅をまとめて応募する場合、住宅ごとに異なるゼロ・エネルギーの評価方法を使用することは認められませんので、提案する住宅の評価方法は必ず統一してください。

５．２　注意事項

１）　使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。

２）　応募書類が公募要領に従っていない場合や、記述内容に虚偽があった場合は、応募を無効とすることがあります。

３）　応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納した CD-R はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

４）　「提案申請書の記入例＆作成要領」、「一次エネルギー消費量の算定要領」等を本事業のホームページに掲載します。

応募書類の作成にあたっては、「提案申請書の記入例＆作成要領」及び「一次エネルギー消費量の算定要領」の内容をよくご確認ください。

『ゼロ・エネルギー化推進室（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）』

（http//www.zero-ene.jp/zeh/index.html）

５．３　応募書類の提出先・問い合わせ先

【提出先】

〒100-8692　郵便事業(株)　銀座支店　私書箱 636 号

『Ｂ（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）』　　申請係

※必ず、『Ｂ（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）　申請書在中』と記入してください。

※メール便や宅配便は利用できません。

※申込者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。

【問い合わせ先】

『ゼロ・エネルギー化推進室』　（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）

☎　03-6741-4544（10 時～17 時　平日のみ）　番号案内の「1 番」です。

【応募書類一覧表（様式）】　※評価方法によらず共通

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
①　提案申請書　表紙	・事業者登録の際に通知された応募番号を正しく記載してください。 ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。	様式１ ・共通	１部 （正） ※ホッチキス留めのこと
②　提案事業者の概要	・事業者登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付してください。	様式２-１ ・共通	
	・様式に従って、提案事業者の概要（事務連絡先、関係者、本事業の採択戸数等）を記載してください。 ・申請にあたって、作業協力者がいる場合は所定の欄に記入してください。	様式２-２ ・共通	
③　提案住宅の概要及び省エネ性能	・様式に従って、提案事業の概要（住宅の概要、補助申請額、エネルギー削減率等）を記載してください。 ・複数の住宅を提案する場合には、住宅Ａ、Ｂ、Ｃの欄にそれぞれ１戸ずつ記載してください。提案内容が同じ住宅を複数提案する場合でも、必ず１戸ずつ記載してください。 ・応募時に施主及び建設地が決まっているか否か、請負住宅・建売住宅の区分等を記載してください。 ・「施主名」は必ず氏名を記載してください。また、建売住宅の場合は、「会社名」を記載してください。 ・「建設地住所」は地番まで正しく記載してください。	様式３-① ・共通 様式３-② ・共通	

■平成２５年省エネ基準準拠の評価方法による場合

【応募書類一覧表（別添様式）】＜平成２５年省エネ基準準拠＞

・ 別添様式は応募する住宅ごと（住宅 A、B、C の順）に作成してください。

・ 別添様式と添付資料は、必ず統一した住宅名を適宜つけてください。

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
①提案種別及び提出資料	• 提案する住宅の種別によって提出する書類が異なります。提案する住宅の種別と必要な書類を確認し、書類を添付してください。	別添様式１ •H25 省エネ基準	１部 （正） ※ホッチキス留めのこと
②一次エネルギー消費量の評価書	• 省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果を所定の欄に記載してください。 • コージェネレーションシステムを導入しない場合は「別添様式 2-A」、導入する場合は「別添様式 2-B」を使用してください。 • 省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法の計算結果を添付してください。（添付資料１） • 外皮性能の計算結果を添付してください。（添付資料２） • 提案する住宅の図面（平面図、立面図、断面図）を添付してください。（添付資料３－１～３－３） • 空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、所定の計算表（添付資料４－１）及び早見表（添付資料４－２）を添付してください。	別添様式2-A •H25 省エネ基準 別添様式2-B •H25 省エネ基準	
③導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】	• 「審査委員会が認める住宅として申請する場合」にのみ添付してください。 • 導入する省エネ手法の概要及び効果等を分かりやすく記載してください。 • 審査委員会が認める住宅として申請する場合でも、提案技術を含まない上記②の一次エネルギー消費量の評価書を提出する必要があります。	別添様式3 •H25 省エネ基準	
⑤事業計画	• 様式に従って、補助対象費用、戸数、補助申請額等を記載してください。 • 掛かり増し費用として申請する場合は補助対象部分の内訳を記載してください。	別添様式4-A •H25 省エネ基準 別添様式4-B •H25 省エネ基準	
⑥調査設計計画費、効果の検証等に要する費用の内容	• 調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合にのみ添付してください。 • 提案する費用の内容、特別に必要とする理由を分かりやすく記載してください。	別添様式5 •H25 省エネ基準	

【応募書類一覧表（添付資料）】＜平成２５年省エネ基準準拠＞

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
⑦平成２５年省エネ基準の算定方法による一次エネルギー消費量の計算結果	・ ゼロ・エネルギー評価の過程で使用した省エネ基準一次エネルギー消費量の計算結果として、「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（独立行政法人 建築研究所ホームページで公開）」の計算結果（様式出力「省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果（住宅）（PDF）」）を添付してください。 ・ なお、コージェネレーションシステムを導入する場合には、提案内容の全てを反映した計算結果と、太陽光発電のみを除いた計算結果の２種類を添付してください。	添付資料1	1 部
⑧外皮性能の計算結果	・ 外皮性能の計算結果として、「住宅・住戸の外皮性能計算プログラム」（独立行政法人 建築研究所ホームページ公開）、「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ公開）等を使用して計算を行った結果を添付してください。	添付資料2	1 部
⑨住宅概要に係る設計図書	・ 平面図 ※主たる居室、その他の居室、非居室がわかるように色分けし、それぞれの床面積を記載してください。 ・ 立面図、断面図 ※熱的境界部位がわかるように色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積がわかるように記載してください。	添付資料 3-1 3-2 3-3 (任意書式)	1 部
⑩エネルギー消費削減量の計算書【空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合】	・ 空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合にのみ、添付してください。 ・ 算定要領に従って空気集熱式太陽熱利用システムによる省エネ量の計算結果を記載してください。	添付資料 4-1 ・H25 省エネ基準	1 部
	・ 早見表は、使用した値がわかるよう印をつけたものを添付してください。	添付資料 4-2(早見表) ・H25 省エネ基準	
⑪省エネ基準への適合状況	・ 平成２５年省エネルギー基準への適合状況（提案する住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量）を示す資料を提出してください。 ※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記した書面を添付のこと	添付資料５	1 部
CD-R	上記データを収容したもの		1 枚

※省エネ基準への適合（平成 25 年省エネ基準）に関する注意点

（１）平成２５年省エネ基準に準拠したゼロ・エネルギー評価方法を選択する場合、平成２５年改正の住宅の省エネルギー基準における「外皮性能に関する基準」、「一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することが必要です。

（２）応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料が提出できない場合も応募は可能です（応募時は「交付申請時に提出する旨を記した書面」でも受領します）。
ただし、採択後の交付申請時には、省エネ基準への適合状況を示すものとして、性能基準もしくは仕様基準のどちらかで、必ず根拠資料の提出が必要となります。

（３）省エネ基準への適合状況を示す資料は、住宅 A、住宅 B、住宅 C 別に、それぞれの別添資料に添付してください。

（４）省エネ基準への適合状況を示す資料は、届出書等の様式をご利用ください。
届出書は次のホームページからダウンロードできます。
【国土交通省>政策・仕事>住宅・建築>建築>改正省エネルギー法関連情報(住宅・建築物関係)】
●関係法令　「改正省エネ基準（２０１３年１０月１日施行）対応様式」
（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html）
①性能基準の場合
具体的には「届出書（第一号様式）」の第二面、第三面（建築物全体に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。
②仕様基準の場合
具体的には「届出書（附則様式）」の第二面、第三面（住戸に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。

■事業主基準準拠の評価方法による場合

【応募書類一覧表（別添様式）】＜事業主基準準拠＞

・ 別添様式は応募する住宅ごと（住宅 A、B、C の順）に作成してください。
・ 別添様式と添付資料は、必ず統一した住宅名を適宜つけてください。

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
① 提案種別及び提出書類	・ 住宅の提案種別及び提出資料について確認してください。	別添様式1-1 ・事業主基準	1 部 （正） ※ホッチキス留めのこと
② 提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容	・ 提案する住宅の概要、導入する省エネ手法の概要を分りやすく図にして記載してください。 ・ 建設地が確定し、プランが決まっている場合は住宅の概要がわかる図面（平面、断面等）を別添してください。	別添様式1-2 ・事業主基準	
③ 一次エネルギー消費量の評価書及び各種計算書	・ 算定要領に従って一次エネルギー消費量の計算結果を記載してください。 ・ 計算の各過程で使用した事業主基準の web プログラムの計算結果の出力（または算定シートによる計算結果を記したもの）を添付してください。 ・ コージェネレーションシステム、空気集熱式太陽熱利用システム、太陽光発電の省エネ量の算定で使用した早見表を添付してください。	別添様式2-1 ・事業主基準 別添様式 2-2-A ・事業主基準 ～別添様式 2-6-B ・事業主基準	
④ 導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】	・ 審査委員会が認める住宅として申請する場合のみ提出してください。 ・ 事業主基準の一次エネルギー消費量の算定に反映されないもので、提案する住宅に採用する技術の詳細と導入効果を記載してください。	別添様式3 ・事業主基準	
⑤ 事業計画	・ 様式に従って、補助対象費用、戸数、補助申請額等を記載してください。 ・ 掛かり増し費用として申請する場合は補助対象部分の内訳を記載してください。	別添様式4-A ・事業主基準 別添様式4-B ・事業主基準	
⑥ 調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容	・ 調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合にのみ提出してください。 ・ 調査設計計画費、効果の検証等に要する費用の内容と必要な理由を記載してください。	別添様式5 ・事業主基準	

【応募書類一覧表（添付資料）】＜事業主基準準拠＞

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
⑦　一次エネルギー計算書	・計算過程で使用した Web プログラムの計算結果、算定シートでの計算結果がわかる資料を別添してください。	添付資料2-2-A～添付資料2-6-B	１部
⑧　住宅概要に係る設計図書	（確定したプランで申請する場合） ・平面図、立面図、断面図等	添付資料3（任意書式）	１部
⑨　省エネ基準への適合状況	・平成２５年改正の新基準への適合状況（提案する住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量）を示す資料、もしくは旧基準への適合状況（断熱性能）を示す資料を提出してください。 ※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記した書面を添付のこと	添付資料4	１部
CD-R	上記データを収容したもの		１枚

※省エネ基準への適合状況に関する注意点

（１）本事業の応募にあたっては、平成２５年改正の住宅の省エネルギー基準における「外皮性能に関する基準」、「一次エネルギー消費量に関する基準」に適合することを原則とします。ただし、平成２６年度事業においては、ゼロ・エネルギー評価を事業主基準準拠の方法によって行う場合に限り、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成２５年経済産業省・国土交通省告示第１号）」の附則２に定められた経過措置として、従前の例として、平成１８年告示に基づいて省エネルギー基準に適合するものも可とします。

（２）応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料が提出できない場合も応募は可能です（応募時は「交付申請時に提出する旨を記した書面」でも受領します）。
ただし、採択後の交付申請時には、省エネ基準への適合状況を示すものとして、性能基準もしくは仕様基準のどちらかで、必ず根拠資料の提出が必要となります。

（３）省エネ基準への適合状況を示す資料は、住宅Ａ、住宅Ｂ、住宅Ｃ別に、それぞれの別添様式に添付してください。

（４）省エネ基準への適合状況を示す資料は、届出書等の様式をご利用ください。

１）平成 25 年省エネ基準の場合

届出書は次のホームページからダウンロードできます。

【国土交通省>政策・仕事>住宅・建築>建築>改正省エネルギー法関連情報(住宅・建築物関係)】

●関係法令　「改正省エネ基準（２０１３年１０月１日施行）対応様式」

（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html）

①性能基準の場合

具体的には「届出書（第一号様式）」の第二面、第三面（建築物全体に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。

②仕様基準の場合

具体的には「届出書（附則様式）」の第二面、第三面（住戸に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。

２）従前の例として、平成１８年告示に基づく場合

届出書の様式は下記ホームページからダウンロードいただけます。

【建築環境・省エネルギー機構＞関係法令等＞平成 21 年度基準関係法令等】

●住宅・建築物に係る改正省エネルギー法　関係法令リスト　「届出書（第一号様式）」（http://www.ibec.or.jp/horei/h21horei/index.html）

※　具体的には「届出書（第一号様式）」の第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）について、所定の欄を記入して提出してください。

（参考）本事業のゼロ・エネルギー評価方法（平成２５年省エネ基準に準拠した方法の場合）

事業要件 ：提案する住宅の一次エネルギー消費量（※１）が概ねゼロとなるもの

A＝B－（C＋D）≦0

A：提案する住宅の一次エネルギー消費量（省エネ基準の計算結果による）

B：提案する住宅の基準エネルギー消費量（　　〃　　）

C：断熱強化、設備性能の向上等による省エネルギー量

D：太陽光発電等の創エネルギーによる創エネルギー量

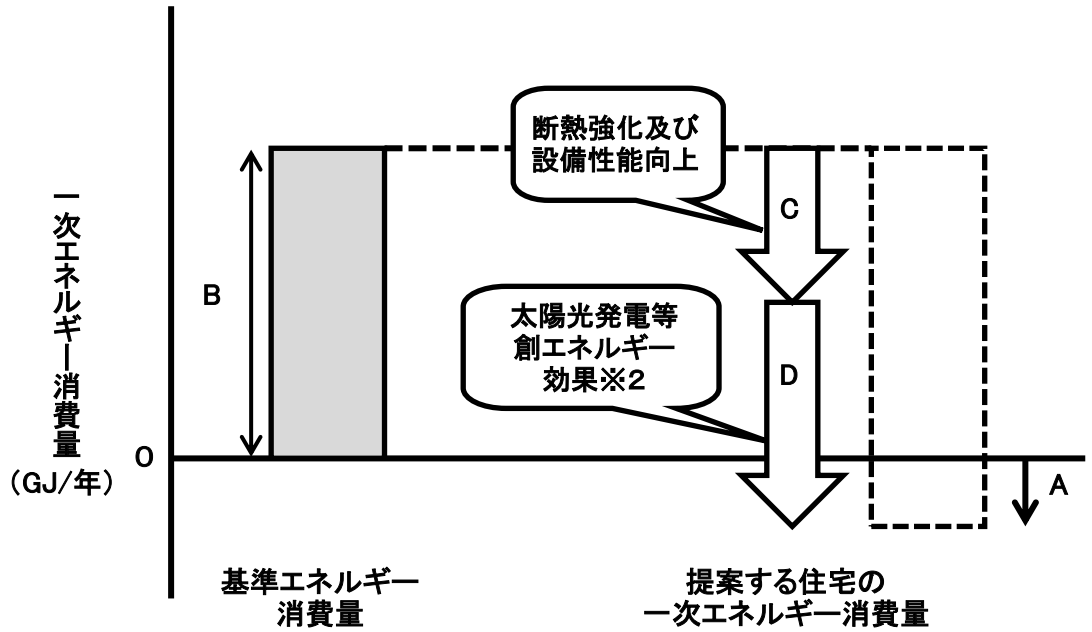

※１：暖房、冷房、換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量の合計

※２：太陽光発電[注)] のエネルギー消費削減量は総発電量で評価する。

※３：要望額が予算額を超えた場合には、補助事業の実効性やエネルギー削減率等の省エネルギー効果に基づいて評価して、優先順位をつけることがあります。

エネルギー削減量＝　C＋D

エネルギー削減率＝　（C＋D）／B　×100（%）

注）再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

別表１－１　掛かり増し費用の申請（新築）、改修費用の申請における補助対象費用

通常の住宅からのゼロ・エネルギー住宅とためにかかる費用のうち、一定の省エネ性能を有するものに限り、次の建築構造、建築設備等の材料費・設備費、工事費を対象とします。

項　　目		備　考
断熱強化・躯体高性能化		• 新築：省エネ基準よりも高い仕様とする材料費、工事費 （省エネ基準仕様との差額が補助対象） • 改修：省エネ基準又はそれ以上の仕様とする材料費、工事費
暖冷房設備	ルームエアコン	• ルームエアコンとは以下のものをいう。 ＜主たる居室＞ 暖房：エネルギー消費効率(COP)が4.6以上のもの 冷房：エネルギー消費効率(COP)が3.7以上のもの 又は省エネ基準達成率121％以上(統一省エネラベル5つ星以上) ＜その他の居室＞ 暖房：エネルギー消費効率(COP)が5.3以上のもの 冷房：エネルギー消費効率(COP)が4.8以上のもの 又は省エネ基準達成率121％以上(統一省エネラベル5つ星以上)
	温水式パネルラジエーター	• 熱源機器が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型（エネルギー消費効率が87％以上のもの）、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機(COPが3.0以上)に限る。 • 温水配管に断熱被覆を行うこと。
	温水式床暖房	• 石油及びガス温水式床暖房（潜熱回収型、エネルギー消費効率が87％以上のもの）、電気温水式床暖房（暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機）に限る。 • 配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90％以上の場合を対象とする。
	HP式セントラル空調システム	• 地域区分別に下記の性能を有するものに限る。 ＜暖房＞ Ⅰa・Ⅰb地域　：COP3.0以上 Ⅱ・Ⅲ地域　：COP3.3以上 Ⅳa・Ⅳb・Ⅴ地域　：COP3.7以上 Ⅵ地域　：― ＜冷房＞Ⅱ・Ⅲ・Ⅳa・Ⅳb・Ⅴ・Ⅵ地域　：COP3.3以上。

別表１－１　掛かり増し費用の申請（新築）、改修費用の申請における補助対象費用：続き

項　　目		備　考
給湯設備	ガス瞬間式給湯器 （潜熱回収型）	＜ふろ給湯機（追焚あり）の場合＞ ・ トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率 0.9以上又はJIS効率 83.6%以上※1 ＜給湯単機能あるいはふろ給湯機（追焚なし）の場合＞ ・トップランナー基準を満たし、かつ給湯熱効率 0.9以上又はJIS効率 85.4%以上※1
	石油瞬間式給湯器 （潜熱回収型）	・年間給湯効率 0.9以上又はJIS効率 81.9%以上※2
	電気温水器 （ヒートポンプ式）	＜ふろ給湯機（追焚あり）の場合 ・ 年間給湯効率（APF）3.3以上又はJIS効率 2.6以上のもの（ただし寒冷地仕様はAPF 3.0以上又はJIS効率 2.3以上）※3、※4、※5 ＜給湯単機能あるいはふろ給湯機（追焚なし）の場合＞ ・年間給湯効率（APF）3.3以上又はJIS効率 2.8以上のもの（ただし寒冷地仕様はAPF 3.0以上又はJIS効率 2.5以上）※3、※4、※5
照明設備	LED	・一定の省エネ効果のある機器に限る※6，※7
	蛍光灯	・ インバータータイプで100lm/Wのもの、もしくはインバータータイプでセンサー付きタイプのもの。
換気設備	ダクト式換気設備	・ 顕熱交換効率が65%以上の設備又はDCモーターで動くタイプ
	壁付けファン （給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン）	・ 比消費電力が0.2W/(m^3/h)以下のものとする。
太陽光発電システム（※8）		・ 太陽電池モジュールのセル実効変換効率（モジュール化後のセル実効変換効率※）が以下に示す数値以上であること。 シリコン単結晶系太陽電池：16.0% シリコン多結晶系太陽電池：15.0% シリコン薄膜系太陽電池　：　8.5% 化合物系太陽電池　　：12.0% ※セル実効変換効率 ＝ モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積＊×放射照度） ＊ 太陽電池セルの合計面積 ＝ 1セルの全面積×1モジュールセルの数
太陽熱利用システム		・ 強制循環式のもので、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）。

別表１－１　掛かり増し費用の申請（新築）、改修費用の申請における補助対象費用：続き

項　　目	備　考
コージェネレーションシステム	・固体高分子形燃料電池についてはJIS基準（JIS C 8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が33%以上（高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80％以上（HHV基準で72%相当以上）であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。 ・固体酸化物形燃料電池については、JIS基準（JIS C 8841:2010 小型固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が40%以上（高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%以上）であること。ならびに、50%不可運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
エネルギー計測装置 （HEMS、見える化装置）	・住宅の総エネルギー消費量、エアコンや給湯器、照明等の用途別のエネルギー消費量、太陽光発電システムの発電量など、エネルギーの利用状況を『表示』可能な機器
蓄電池	・ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
その他	・審査委員会によって認められたもの （ただし、別表１－２に掲げるものを除く）

※1 ガス給湯器の JIS 効率について

設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率（「エネルギーの使用合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準」（ガス温水機器）に定義される「エネルギー消費効率」をいう。ただし、給湯暖房兼用機でふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯（追焚なし）」の場合は、JIS S 2109 による「（瞬間湯沸器の）熱効率」に基づき測定された値を用いることとする。）が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

＜ふろ機能の区分が「ふろ給湯機（追焚あり）」の場合＞

JIS 効率（%）＝エネルギー消費効率（%）－ 6.4（%）

＜ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機（追焚なし）」の場合＞

JIS 効率（%）＝エネルギー消費効率（%）－ 4.6（%）

※2 石油給湯機の JIS 効率について設置する給湯熱源機に JIS S 2075 に基づくモード熱効率が表示されてお

らず、エネルギー消費効率（JIS S 3031 に基づく連続給湯効率および湯沸効率から算出される値）が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

JIS 効率（%）＝エネルギー消費効率（%）－ 8.1（%）

※3 電気温水器（ヒートポンプ式）において年間給湯効率（ＡＰＦ）が表記されていない機種

・年間給湯保温効率 3.0 以上（ただし寒冷地仕様は 2.7 以上）

・年間給湯効率　3.1 以上（ただし寒冷地仕様は 2.8 以上）

※年間給湯効率（ＡＰＦ）への換算式は、※4 参照

※4 年間給湯効率（APF）が表記されていない電気温水器（ヒートポンプ式）についての算定ツールへの数値入力方法

電気温水器（ヒートポンプ式）の効率については、従来は（社）日本冷凍空調工業会規格（JRA4050）に基づいた「年間給湯効率(APF)」が用いられてきましたが、平成 23 年度より、日本工業規格 JIS C 9220 に基づいた「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」に変更が進められています。

「年間給湯保温効率」は追焚・保温機能があるフルオートといわれる機種、「年間給湯効率」は追焚・保温機能がないセミオートまたは給湯単機能といわれる機種になります。この新たに制定された「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」はより実使用に近い形での評価となっているため、従来の「年間給湯効率（APF）」よりも異なる値となっています。そのため、本プログラムに直接「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」の値を入力することはできません。

「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」が表記された機種については、

①年間給湯効率（APF）」が併記されているもの

②「年間給湯効率（APF）」が記載されていないもの

の２つがあります。

①「年間給湯効率（APF）」が記載されている機種については、従来通りこの「年間給湯効率（APF）」の値を入力してください。

②「年間給湯効率（APF）」が記載されていない機種については、以下の換算式から「年間給湯効率（APF）」を計算して入力ください。

＜追焚・保温機能を有する機種（フルオート）＞

「年間給湯効率（APF）」＝「年間給湯保温効率」＋０．３

＜追焚・保温機能がない機種（セミオート・給湯単機能）＞

「年間給湯効率（APF）」＝「年間給湯効率」＋０．２

※5 電気ヒートポンプ給湯機の JIS 効率について

設置する機種に日本冷凍空調工業会標準規格 JRA4050：2007R に基づく年間給湯効率（APF）が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

＜ふろ機能の区分が「ふろ給湯機（追焚あり）」の場合＞

JIS 効率＝JRA4050：2007R の年間給湯効率（APF）－ 0.7

＜ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機（追焚なし）」の場合＞

JIS 効率＝JRA4050：2007R の年間給湯効率（APF）－ 0.5

※6 ＬＥＤ照明設備は安全性に充分留意すること（日本照明器具工業会ＨＰ「直管形ＬＥＤランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形ＬＥＤランプを使用する際の安全性に関するご注意～」http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf　参照） また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

※7 家庭用電球形ＬＥＤ照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法(PSE 法)の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSE マーク」が表示されている製品を選定すること。

（同法の改正は 2011 年７月６日に公布され、2012 年７月１日から施行）

※8 再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備は、本補助金の対象外です。

別表１－２　住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用として申請できないもの

〇用地費等の直接建設工事に係らないもの費用
〇設計及び建築士法に係る費用（地耐力調査費、設計料・工事監理費・行政申請費用など）
〇次に掲げるものの設備費・工事費
- 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- 上記に類する建築主が分離して購入する後付の家電及び後付の家電に類するもの
- ブラインド、カーテン、日射調整フィルム、遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- 再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取の対象となる太陽光発電設備
- 外構工事他これに類するもの
- 解体工事他これに類するもの（改修工事における解体は除く）

別表２－１　効果の検証等において申請できる直接経費

項　　目	説　　明
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年３月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。なお、価格が５０万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
消耗品費	事業用等の消耗器財、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価
旅　　費	当該事業に参加する者が事業の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費（一行程につき最長２週間程度のものに限る。）
謝　　金	当該事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
賃　　金	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費
役務費	当該事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料
委託費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の５０％を超えない範囲とします。５０％を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表２－２　効果の検証等として申請できない経費

項　　目	説　　明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員又は応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	－
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	－

提案申請書の
記入例＆作成要領
（案）

提案申請書の作成にあたって注意いただきたい点などをまとめています。

申請書の作成にあたり、よくご確認ください。

様式の記入例＆作成要領（案）

平成２６年事業の応募にあたって、ゼロ・エネルギー評価方法によって、提出すべき応募書類が異なります。選択した評価方法に応じた必要書類をご準備ください。
また、複数の住宅をまとめて応募する場合、住宅ごとに異なるゼロ・エネルギーの評価方法を使用することは認められません。評価方法は「平成２５年省エネ基準準拠」、または「事業主基準準拠」のいずれかに必ず統一してください。

応募書類は、
①提案内容全体の概要を記載する「**様式**」
②住宅ごとに、概要及び一次エネルギー消費量の計算結果を記載する「**別添資料**」
の２つに分かれています。
「①様式」はゼロ・エネルギー評価方法に関わらず共通です。
「②別添様式」は、平成２５年省エネ基準準拠の評価方法、事業主基準準拠の評価方法によって様式が異なりますので、使用する評価方法に応じた記入例を参照ください。
　※平成 25 年省エネ基準準拠の評価方法：資 1-9～資 1-24 ページ
　　事業主基準準拠の評価方法　　：資 1-25～資 1-49 ページ

なお、「②別添様式」は、提案する住宅ごとに必要です。
下記のとおり提案する住宅戸数に合わせて、必要な住宅の「②別添様式」をそれぞれ作成し、提出してください。

【提案する住宅戸数別に必要となる別添様式】
提案戸数　１戸の場合：住宅Ａ
提案戸数　２戸の場合：住宅Ａ、住宅Ｂ
提案戸数　３戸の場合：住宅Ａ、住宅Ｂ、住宅Ｃ

本記入例では、「①様式」（評価方法によらず共通）と「②別添様式」の住宅 A の場合（「平成２５年省エネ基準準拠の場合、事業主基準準拠の場合」）の記入例を掲載しています。

必須

（様式1・共通）

申請日（記入日）	平成　26　年　○　月　○　日

国土交通大臣　太田　昭宏　殿

住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
提案申請書

以下の内容により、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の提案を申請します。

事業者登録済みの番号を記載

応募番号：	NO	14-	○	○	○	○	○

事業名：　○○○○○○○○事業

適宜、事業名をつけて記載

提案事業の区分

提案事業の区分	提案事業（当てはまるものに○をつけてください）
戸建住宅の新築	○
戸建住宅の改修	

新築、改修をまとめて提案する場合は両方に○

法人略称不可
（株式会社→可、(株)→不可）
（有限会社→可、(有)→不可）

（代表提案者）

法人・団体名　株式会社 ○○工務店

代表者名　○○○　○○　○○　印

代表者氏名を記載
代表印を捺印

必須

（様式２－１・共通）

提案事業者の概要－１

※事業者登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付して下さい。

事業者登録時の確認画面を印刷して添付

必須

（様式２－２・共通）

提案事業者の概要－２

事業名	○○○○○○○○事業		
提案者名	株式会社 ○○工務店		
1．事務連絡先	所属（社名・部署）	○○工務店　○○部	
	役職名	○○	
	担当者氏名	○○　○○	
	郵便番号	〒 ○○○－○○○○	
	住所	○○県○○市○○　●－●－●	
	電話	○○－○○○○－○○○○	
	FAX	○○－○○○○－○○○○	
	E-mail	○○○○○ @ ○○○○○	
2．従来供給してきた躯体・設備の仕様（主な仕様を2つまで）		仕様1	仕様2
	断熱性能	○○○	○○○
	暖冷房設備	○○○	
	換気設備	○○○	
	照明設備	○○○	○○○
	給湯設備	○○○	○○○
	その他設備	○○○	○○○
3．提案者以外の主な関係者の有無	□ なし　■ あり　※該当する□を■としてください。		
	■ 設計者	本事業への応募にあたっての作業協力者、作業支援者など、提案者以外の関係者がいる場合、主な関係者について、提案者との関係を簡潔に記入してください。 （例）○○株式会社：□□システム供給先 △△協議会　：××住宅の普及団体(提案者が加盟) ※関係者が特にいない場合は、未記入のままで結構です	
	□ 施工者		
	□ その他		
4．本提案に関する他の補助金申請の有無	□ なし		
	□ 申請中	名称：	
	■ 申請予定	名称：　××××事業	
5．本事業の採択戸数（過去2年）		応募番号	採択戸数※
	平成24年度		1 戸
	平成25年度	13－　○○○○○	1 戸
	合計		2 戸

事業者登録時と同じ事務連絡先を記載してください
※確実に連絡が取れる電話番号、メールアドレスを記載してください

できる限り具体的に記載してください

主な関係者を記載してください

他の補助事業を申請する場合に記載してください
※他の補助金はQ&A(1-04)参照

採択通知書に記載された住宅の戸数を記載してください（採択戸数には、採択を受けて実際に着工していない住宅の戸数を含みます）
ただし、交付申請辞退届を提出した住宅の戸数は除いて計上してください

必須

（様式３－①・共通）

提案住宅の概要及び省エネ性能

提案者名	株式会社 ○○工務店

複数の住宅を提案する場合、住宅Ａ、Ｂ、Ｃに分けて、該当するものを■で選択してください
提案する内容が同じ住宅であっても、必ず欄を分けて１戸ずつ記載してください

※□は該当するものを■として選択してください
※提案する住宅が複数ある場合は、住宅A、B、
※提案する内容が同じ住宅の場合も、住宅A、B

（1）提案住宅の概要

NO	住宅名称	区分		事業種別		建築主及び建設地	
		新築	改修	請負	建売	確定	未確定
住宅A	○○　●●	■	□	■	□	■	□
住宅B	□□□□	■	□	□	■	■	□
住宅C	▲▲▲▲	□	■	■	□	□	■

注1）住宅A、B、Cは提案申請書において、全て同じ住宅となるよう注意してください。
注2）住宅名称は適宜つけてください。
注3）応募時に建築主及び建設地が決まっている場合は「確定」を選択してください。建築主または建設のいずれか、も
方が決まっていない場合は「未確定」を選択してください。

（１）で「確定」を選択した場合のみ、（２）の内容を記載してください

（2）提案住宅の建築主及び建設地　※上記（1）で「確定」を選択した場合のみ記載

NO	請負の場合		建売の場合	
	建築主（施主氏名）	建設地の住所（地番）	建築主（会社名）	
住宅A	○○　●●	○○県○○市○○　●－●－●		
住宅B			○○工務店	○○県○○市○○　●－●－●
住宅C				

建売の場合は会社名と建設地の地番を記載してください

請負の場合は施主名（名字と名前）と建設地の地番を記載してください

（１）で「未確定」の場合は、空欄にしてください

注1）請負の場合、建売の場合のいずれかの欄に必要事項を記載してください。
注2）請負の場合、建築主は施主の氏名（名字と名前）を記載してください。
注3）建設地の住所は、地番として正しく記載してください。

使用した評価方法に該当するものを■で選択してください

（3）提案住宅のゼロ・エネルギー評価方法

評価方法	■　平成25年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法
	□　事業主基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法

（4）提案住宅の省エネルギー性能

NO	提案種別		エネルギー削減率		主な省エネルギー手法					
	1)提案する住宅の基準一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの	2)審査委員会が認める住宅として申請する場合	全体 R（%）	太陽光発電を除く R_0（%）	太陽光発電	容量（kW）	太陽熱利用給湯設備	空気集熱式太陽熱利用システム	コージェネレーション	既定の評価に含まれないもの（記述）
住宅A	■	□	105.5	10.5	■	5.30	■	□	□	
住宅B	□	■	116.3	13.1	■	5.30	□	□	□	○○○○
住宅C	■	□	105.5	10.5	■	5.30	■	□	□	

注1）応募にあたっては、エネルギー削減率（全体（R））が100%以上となることが必要です。
注2）提案種別は、公募要領2－2に記載の概ねゼロとなる方法のいずれにて申請するのか、該当するものを選択してください。
注3）エネルギー削減率は、「別添様式2-A または 2-B・H25省エネ基準」、「別添様式2-1 事業主基準」の計算結果から、該当欄の値を転記してください。
注4）「2)審査委員会が認める住宅として申請する場合」は、規定の一次エネルギー消費量の評価方法での評価に含まれない手法を「主な省エネルギー手法」の記述欄に記載してください。

別添様式 2-A、2-B・H25 省エネ基準または別添様式 2-1・事業主基準における計算結果を転記してください

記載の省エネルギー手法を導入する場合、該当するものを■で選択してください
※太陽光発電は総容量（小数点以下２桁まで）も記載してください

2)審査委員会が認める住宅として申請する場合には、必ず記載してください
※別添様式３・H25 省エネ基準も必ず添付してください

必須

（様式３－②・共通）

提案住宅の概要及び省エネ性能

提案者名	株式会社 ○○工務店

着手の時期が採択後の年月となっていることを確認してください

竣工の時期は予定で構いません

別添様式 4-A、4-B から転記してください

してください。
、住宅
も、住宅
載してください。
記載してください。

（5）事業計画

NO	事業計画				補助申請方法		
	着手（予定）		竣工（予定）		算定方法		申請額
	年	月	年	月	建設に要する費用の1/10	掛かり増し費用相当額	（千円/戸）
住宅A	平成26年	10月	平成27年	1月	■	□	1,650
住宅B	平成27年	1月	平成27年	3月	□	■	1,650
住宅C	未定	未定	未定	未定	□	■	1,650
					補助申請額　合計		4,950

着手、竣工の時期が未確定の場合は、「未定」と記載してください

注1）採択
月末までに事業着手することが必要です。
注2）補助申請額の算定方法について、新築の場合は、「建設に要する費用の1/10」か「掛かり増し費用相当額」のいずれかを選択してください。改修の場合は、「掛かり増し費用相当額」での申請となりますので、該当する欄を選択してください。
注3）補助申請額は、「別添様式4-A または 4-B・H25省エネ基準」、「別添様式4-A または 4-B・事業主基準」のいずれかの該当欄の値を転記してください。

（6）省エネ基準への適合状況

本応募時に適合状況の資料を提出する場合は、該当する基準を■で選択してください

※応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料が提出できない場合も応募は
書面」でも受領します）。ただし、採択後の交付申請時には、省エネ基準の適
ちらかで、必ず根拠資料の提出が必要となります。

NO	適合状況	適合基準			
住宅A	■ 本提案申請時に適合状況の資料を提出	■ 平成25年省エネ基準		□ 平成18年省エネ基準	
		■ 性能基準	□ 仕様基準	□ 性能基準	□ 仕様基準
	□ 交付申請時に必要書類を提出				
住宅B	■ 本提案申請時に適合状況の資料を提出	■ 平成25年省エネ基準		□ 平成18年省エネ基準	
		■ 性能基準	□ 仕様基準	□ 性能基準	□ 仕様基準
	□ 交付申請時に必要書類を提出				
住宅C	□ 本提案申請時に適合状況の資料を提出	□ 平成25年省エネ基準		□ 平成18年省エネ基準	
		□ 性能基準	□ 仕様基準	□ 性能基準	□ 仕様基準
	■ 交付申請時に必要書類を提出				

省エネ基準への適合状況を示す資料の提出状況について、該当するものを■で選択してください

別添様式･H25省エネ基準の記入例＆作成要領

本記入例では、平成 25 年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法を使用する場合の記入例（「別添様式・H25 省エネ基準」）を記載しています。

事業主基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法を使用する場合は、資 1-25～資 1-49 ページの「別添様式・事業主基準の記入例＆作成要領」を参照してください。

■別添様式・H25 省エネ基準の提出資料について

別添様式・H25 省エネ基準は住宅の提案種別により、提出が必要な資料が異なります。

申請する住宅の提案種別１）、２）について、下記内容をご確認の上、必要な資料を提出してください。

<table>
<tr><th>1）</th><th colspan="3">H25 省エネ基準における計算に準じた評価方法によって、標準的な一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの</th></tr>
<tr><td>必須</td><td>別添様式１・
H25 省エネ基準</td><td colspan="2">提案種別及び提出書類</td></tr>
<tr><td rowspan="10">いずれか一方の組合せを添付</td><td rowspan="2">別添様式 2-A・
H25 省エネ基準</td><td>一次エネルギー消費量の評価書</td><td rowspan="10">●コージェネレーションシステムを導入しない場合
⇒別添様式 2-A と省エネ基準における一次エネルギー計算結果を添付
●コージェネレーションシステムを導入する場合
⇒別添様式 2-B と省エネ基準における一次エネルギー計算結果を添付
⇒省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果については、①：全ての設備を導入した場合と、①’：①から太陽光発電を除いた場合の 2 種類を添付
●外皮性能の計算結果
⇒別添様式 2-A、2-B どちらの場合も必ず添付
●住宅概要に係る設計図書
⇒別添様式 2-A、2-B どちらの場合も必ず平面図、断面図、立面図をそれぞれ添付</td></tr>
<tr><td>添付資料１</td><td>省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果</td></tr>
<tr><td>添付資料２</td><td>外皮性能の計算結果</td></tr>
<tr><td>添付資料 3-1
添付資料 3-2
添付資料 3-3</td><td>住宅概要に係る設計図書
（平面図、断面図、立面図）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別添様式 2-B・
H25 省エネ基準</td><td>一次エネルギー消費量の評価書
（コージェネレーションシステムを導入する場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">添付資料１</td><td>①省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果（コージェネ導入・全ての設備）</td></tr>
<tr><td>①’省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果（太陽光発電を除く）</td></tr>
<tr><td>添付資料２</td><td>外皮性能の計算結果</td></tr>
<tr><td>添付資料 3-1
添付資料 3-2
添付資料 3-3</td><td>住宅概要に係る設計図書
（平面図、断面図、立面図）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">該当する場合に添付</td><td>添付資料 4-1・
H25 省エネ基準</td><td>エネルギー消費削減量の計算書
【空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合】</td><td rowspan="2">⇒空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合に添付資料 4-1 および添付資料 4-2（該当する早見表）を添付</td></tr>
<tr><td>添付資料 4-2・
H25 省エネ基準</td><td>早見表</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>1）</td><td colspan="3">H25 省エネ基準における計算に準じた評価方法によって、標準的な一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">いずれか一方を添付</td><td>別添様式 4-A・
H25 省エネ基準</td><td>事業計画（簡便計算）</td><td rowspan="2">●建設費の 1/10 として申請する場合
⇒別添様式 4-A を添付
●掛かり増し費用相当額として申請する場合
⇒別添様式 4-B を添付</td></tr>
<tr><td>別添様式 4-B・
H25 省エネ基準</td><td>事業計画（掛かり増し費用）</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>別添様式 5</td><td>調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容</td><td>⇒調査設計計画費・効果検証等に要する費用を申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>添付資料５</td><td colspan="2">省エネ基準への適合状況を示す資料
※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記載した書面を添付</td></tr>
</table>

注 1）添付資料 1 は、計算の過程で使用した省エネ基準一次エネルギー消費量の計算結果として「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（独立行政法人 建築研究所ホームページで公開）」を使用して計算を行った結果（様式出力「省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果（住宅）（PDF）」を添付してください。なお、住宅名称部分や欄外等に、それぞれの仕様と住宅 A、B、C のいずれかがわかるように明記してください。

注 2）添付資料 2 は、外皮性能の計算結果として、「住宅・住戸の外皮性能計算プログラム」（独立行政法人 建築研究所ホームページ公開）、「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ公開）等を使用して計算を行った結果を添付してください。

注 3）添付資料 3-1 の平面図は、主たる居室、その他の居室、非居室がわかるように色分けし、それぞれの床面積を記載してください。また、添付資料 3-2 の断面図および添付資料 3-3 の立面図は、熱的境界部位がわかるように色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積がわかるように記載してください。

<table>
<tr><th>2)</th><th colspan="3">審査委員会が上記と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認めるもの</th></tr>
<tr><td>必須</td><td>別添様式１・
H25 省エネ基準</td><td colspan="2">提案種別及び提出書類</td></tr>
<tr><td rowspan="9">いずれか一方を添付</td><td colspan="2">別添様式 2-A・
H25 省エネ基準</td><td>一次エネルギー消費量の評価書</td><td rowspan="9">●コージェネレーションシステムを導入しない場合
⇒別添様式 2-A と省エネ基準における一次エネルギー計算結果を添付
●コージェネレーションシステムを導入する場合
⇒別添様式 2-B と省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果を添付
⇒省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果については、①：全ての設備を導入した場合と、①’：①から太陽光発電を除いた場合の 2 種類を添付
●外皮性能の計算結果
⇒別添様式 2-A、2-B どちらの場合も必ず添付
●住宅概要に係る設計図書
⇒別添様式 2-A、2-B どちらの場合も必ず平面図、断面図、立面図をそれぞれ添付</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料１</td><td>省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料２</td><td>外皮性能の計算結果</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料 3-1
添付資料 3-2
添付資料 3-3</td><td>住宅概要に係る設計図書
（平面図、断面図、立面図）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">別添様式 2-B・
H25 省エネ基準</td><td>一次エネルギー消費量の評価書
（コージェネレーションシステムを導入する場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">添付資料１</td><td>①省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果（コージェネ導入・全ての設備）</td></tr>
<tr><td>①’省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果（太陽光発電を除く）</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料２</td><td>外皮性能の計算結果</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料 3-1
添付資料 3-2
添付資料 3-3</td><td>住宅概要に係る設計図書
（平面図、断面図、立面図）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">該当する場合に添付</td><td>添付資料 4-1・
H25 省エネ基準</td><td>エネルギー消費削減量の計算書
【空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合】</td><td rowspan="2">⇒空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合に添付資料 4-1 および添付資料 4-2（該当する早見表）を添付</td></tr>
<tr><td>添付資料 4-2・
H25 省エネ基準</td><td>早見表</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>別添様式３・
H25 省エネ基準</td><td colspan="2">導入する省エネ手法の内容
【審査委員会が認める住宅として申請する場合】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>2)</th><th colspan="3">審査委員会が上記と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認めるもの</th></tr>
<tr><td rowspan="2">いずれか一方を添付</td><td>別添様式 4-A・
H25 省エネ基準</td><td>事業計画（簡便計算）</td><td rowspan="2">●建設費の 1/10 として申請する場合
⇒別添様式 4-A を添付
●掛かり増し費用相当額として申請する場合
⇒別添様式 4-B を添付</td></tr>
<tr><td>別添様式 4-B・
H25 省エネ基準</td><td>事業計画（掛かり増し費用）</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>別添様式 5</td><td>調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容</td><td>⇒調査設計計画費・効果検証等に要する費用を申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>添付資料５</td><td colspan="2">省エネ基準への適合状況を示す資料
※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記載した書面を添付</td></tr>
</table>

注 1）審査委員会が認める住宅として申請する場合は、別添様式 3 に取り組みの詳細を記載して必ず提出ください。

注 2）添付資料 1 は、計算の過程で使用した省エネ基準一次エネルギー消費量の計算結果として「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（独立行政法人 建築研究所ホームページで公開）」を使用して計算を行った結果（様式出力「省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果（住宅）（PDF）」を添付してください。なお、住宅名称部分や欄外等に、それぞれの仕様と住宅 A、B、C のいずれかがわかるように明記してください。

注 3）添付資料 2 は、外皮性能の計算結果として、「住宅・住戸の外皮性能計算プログラム」（独立行政法人 建築研究所ホームページ公開）、「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ公開）等を使用して計算を行った結果を添付してください。

注 4）添付資料 3-1 の平面図は、主たる居室、その他の居室、非居室がわかるように色分けし、それぞれの床面積を記載してください。また、添付資料 3-2 の断面図および添付資料 3-3 の立面図は、熱的境界部位がわかるように色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積がわかるように記載してください。

必須

提案する住宅別に A、B、C を使用して作成してください

住宅A

提案種別及び提出書類　（別添様式1・H25省エネ基準）

様式 3 に記載の住宅名称と一致しているかを確認してください

事業名	○○○○○○○○事業		
代表提案者（法人・団体名）	株式会社 ○○工務店	住宅の名称	○○ ●●

事業の要件で、一次エネルギー消費量が概ねゼロとなる住宅の1)、2)のいずれで申請するのか、該当する欄を選択してください

1. 住宅の提案種別

■ 1）提案する住宅の基準一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの
□ 2）審査委員会が認める住宅として申請する場合

コージェネレーションを導入する場合
※必ず別添様式 2-B を使用してください
※添付資料 1 は
①　：全ての設備等を導入した計算結果
①'：①から太陽光発電を除いた計算結果
の 2 種類が必要です

該当する□を■で選択し、必要資料の添付を確認してください

（1）住宅の提案種別に関する提出書類

1）提案する住宅の基準一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの
■ 別添様式1・H25省エネ基準（本紙）
■ 別添様式2－A・H25省エネ基準（一次エネルギー消費量の評価書）
□ 別添様式2－B・H25省エネ基準（一次エネルギー消費量の評価書（コージェネレーションシステムを導入する場合））
■ 添付資料1（省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果）
■ 添付資料2（外皮性能の計算結果）
■ 添付資料3－1　住宅概要に係る設計図書（平面図）
■ 添付資料3－2　住宅概要に係る設計図書（断面図）
■ 添付資料3－3　住宅概要に係る設計図書（立面図）
□ 添付資料4－1・H25省エネ基準（空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合）
□ 添付資料4－2・H25省エネ基準（早見表）

空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、添付資料 4-1、4-2 を添付してください

2）審査委員会が認める住宅として申請する場合
□ 別添様式1・H25省エネ基準（本紙）
□ 別添様式2－A・H25省エネ基準（一次エネルギー消費量の評価書）
□ 別添様式2－B・H25省エネ基準（一次エネルギー消費量の評価書（コージェネレーションシステムを導入する場合））
□ 添付資料1（省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果）
□ 添付資料2（外皮性能の計算結果）
□ 添付資料3－1　住宅概要に係る設計図書（平面図）
□ 添付資料3－2　住宅概要に係る設計図書（断面図）
□ 添付資料3－3　住宅概要に係る設計図書（立面図）
□ 添付資料4－1・H25省エネ基準（空気集熱式太陽熱利用システ
□ 添付資料4－2・H25省エネ基準（早見表）
□ 別添様式3・H25省エネ基準（導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】）

住宅の提案種別を　2）審査委員会が認める住宅として申請する場合は、別添様式 3 を添付してください

（2）事業計画に関する提出書類

※1）は、該当するいずれかを選択し、書類を添付してください。
なお、**2）は調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合**

調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合は、別添様式 5 を添付してください

1）事業計画
■ 別添様式4－A・H25省エネ基準（簡便な計算方法：建設に要する費用の1
□ 別添様式4－B・H25省エネ基準（建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合）
2）調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合
□ 別添様式5・H25省エネ基準（調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容）

（3）省エネ基準への適合状況に関する提出書類

※応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料が提出できない場合も応募は可能です（応募時は「交付申請時に提出する旨を記した書面」でも受領します）。ただし、採択後の交付申請時には、省エネ基準の適合状況を示すものとして、性能基準もしくは仕様基準のどちらかで、必ず根拠資料の提出が必要となります。

■ 添付資料5（省エネ基準への適合状況を示す資料）

応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料を提出する場合に選択してください

コージェネレーションシステムを導入しない場合に添付

住宅A

（別添様式２－A･H25省エネ基準）

一次エネルギー消費量の評価書

1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムの計算結果を該当欄に転記

(1)住宅の名称	○○　●●							
(2)床面積	主たる居室		その他の居室		非居室		合計	
	29.81	㎡	51.34	㎡	38.93	㎡	120.08	㎡
(3)省エネ地域区分／年間日射地域区分	6	地域	／	A	3	区分		
(4)住宅の一次エネルギー消費量（1戸当り）	基準一次エネルギー消費量				設計一次エネルギー消費量			
暖房設備一次エネルギー消費量	15,399	MJ/(戸･年)			7,024	MJ/(戸･年)		
冷房設備一次エネルギー消費量	4,331	MJ/(戸･年)			5,812	MJ/(戸･年)		
換気設備一次エネルギー消費量	4,542	MJ/(戸･年)			3,228	MJ/(戸･年)		
照明設備一次エネルギー消費量	10,763	MJ/(戸･年)			6,135	MJ/(戸･年)		
給湯設備一次エネルギー消費量	25,091	MJ/(戸･年)			17,280	MJ/(戸･年)		
合計	60,126	MJ/(戸･年)	①		39,479	MJ/(戸･年)	②	
(5)太陽光発電等による発電量　**総発電量**					49,995	MJ/(戸･年)	③	

太陽光発電等による発電量（参考値　総発電量）を転記
※評価値を記載しないよう注意してください

2．エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果（ゼロ･エネルギーの

※ピンク色の欄の数値を様式３－①の（４）に転記してください。

基準エネルギー消費量			60,126	MJ/(戸･年)	
省エネ量		A（基本仕様）	20,647	MJ/(戸･年)	⑤：④－②
		B（空気集熱式太陽熱利用）	0	MJ/(戸･年)	
		C（太陽光発電）	49,995	MJ/(戸･年)	
		小計	70,642	MJ/(戸･年)	⑧：⑤＋⑥＋⑦
一次エネルギー消費量等の評価結果	全体としての評価結果	エネルギー消費量	-10,516	MJ/(戸･年)	⑨：④－⑧
		エネルギー消費削減量	70,642	MJ/(戸･年)	⑩：⑧
		エネルギー削減率（R）	117.5	%	⑪：⑩÷④×100
	太陽光発電を除く評価結果	エネルギー消費削減量	20,647	MJ/(戸･年)	⑫：⑤＋⑥
		エネルギー削減率（R_0）	34.3	%	⑬：⑫÷④×100

評価結果は自動で計算されます

添付資料 4-1 の計算結果を該当欄に転記
※該当しない場合は「0」を記載してください

注1）「1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果」には、別途計算した結果を転記してください。
なお、「住宅･住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（(独)建築研究所ホームページで公開）」を使用して計算を行った結果は、添付資料1として必ず提出してください。
注2）グレー及びピンクの欄は自動で計算されますので、入力は不要です。

様式３－①・共通の（４）に転記

コージェネレーションシステムを導入する場合に添付

住宅A

（別添様式２－B･H25省エネ基準）

一次エネルギー消費量の評価書

（コージェネレー

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムの計算結果を該当欄に転記
※太陽光発電を含む提案する全ての内容で計算した結果

1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方

(1)住宅の名称	○○　●●							
(2)床面積	主たる居室		その他の居室		非居室		合計	
	29.81	㎡	51.35	㎡	38.92	㎡	120.08	㎡
(3)省エネ地域区分／年間日射地域区分	6	地域	／	A	3	区分		
(4)住宅の一次エネルギー消費量（1戸当り）	基準一次エネルギー消費量				設計一次エネルギー消費量			
暖房設備一次エネルギー消費量	15,399	MJ/(戸･年)			7,024			
冷房設備一次エネルギー消費量	4,331	MJ/(戸･年)			5,812			
換気設備一次エネルギー消費量	4,542	MJ/(戸･年)			3,228			
照明設備一次エネルギー消費量	10,763	MJ/(戸･年)			6,135			
給湯設備一次エネルギー消費量	25,091	MJ/(戸･年)			31,660			
合計	60,126	MJ/(戸･年)	①		53,859	MJ/		②
(5)太陽光発電等による発電量　**総発電量**					64,339	MJ/(戸･年)		③

太陽光発電等による発電量（参考値　総発電量）を転記
※評価値を記載しないよう注意してください
※太陽光発電を含む提案する全ての内容で計算した結果

2．コージェネレーションシステムによる発電量

(6)太陽光発電等による発電量　**評価量**	18,889	MJ/(戸･年)	③'

注）太陽光発電を除いた場合の省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法に基づいて計算した太陽光発電等による発電量の「**評価量**」を記載してください。

太陽光発電のみを除いた条件での住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムの計算結果から、太陽光発電等による発電量「評価量」を転記
※太陽光発電を除く以外は「1.」の計算条件と同じ条件で計算してください

3．エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果（ゼロ･エネル

※ピンク色の欄の数値を様式３－①の（４）に転記してください。

基準エネルギー消費量			60,126	MJ/(戸	
省エネ量		A（基本仕様）	25,156	MJ/(戸	
		B（空気集熱式太陽熱利用）		MJ/(戸･年)	⑥：**※併用不可**
		C（太陽光発電）	45,450	MJ/(戸･年)	⑦：③－③'
		小計	70,606	MJ/(戸･年)	⑧：⑤＋⑦
一次エネルギー消費量等の評価結果	全体としての評価結果	エネルギー消費量	-10,480	MJ/(戸･年)	⑨：④－⑧
		エネルギー消費削減量	70,606	MJ/(戸･年)	⑩：⑧
		エネルギー削減率(R)	117.4	%	⑪：⑩÷④×100
	太陽光発電を除く評価結果	エネルギー消費削減量	25,156	MJ/(戸･年)	⑫：⑤
		エネルギー削減率(R_0)	41.8	%	⑬：⑫÷④×100

評価結果は自動で計算されます

注1）「1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果」には、別途計算した結果を転記してください。
なお、「住宅･住戸の省エネルギー性能の判定プログラム（(独)建築研究所ホームページで公開）」を使用して計算を行った結果は、添付資料1として必ず提出してください。
注2）グレー及びピンクの欄は自動で計算されますので、入力は不要です。

様式３－①・共通の（４）に転記

住宅の提案種別を「２）審査委員会が認める住宅」として申請する場合のみ添付

住宅A　（別添様式3・H25省エネ基準）

導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】

※審査委員会が認める住宅として申請する場合のみ提出してください。
※省エネ基準の一次エネルギー消費量の算定に反映されないもので、
提案する住宅に採用する技術の詳細と導入効果を記載して提出してください。

住宅の名称	○○　●●

当該住宅における○○○○の詳細

1）○○○○技術
①技術の詳細
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
②導入効果
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

技術の概要

・審査委員会が平成 25 年省エネ基準の計算によらず、同等以上の省エネ性能を有すると認められるかを審査できるよう、取り組み内容の詳細、効果、実績等を具体的に記載してください。

・「2)審査委員会が認める住宅」として申請する場合も、省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果を提出する必要があります。

・本記入例はサンプルです。適宜わかりやすいように記載いただいて結構です。

2）□□□□技術
①技術の詳細
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
②導入効果
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（効果の計算根拠を記載してください。）

技術の概要

建設に要する費用の 1/10 として申請する場合に添付

住宅A

（別添様式４－A・H25省エネ基準）

事業計画（簡便な計算方法：建設に要する費用の1／10として申請する場合）

住宅の名称	○○　●●

（1）補助対象となる部分の経費の内訳

住宅の名称・項目	仕様・内容	数量	単位	金額［千円/戸］	備考
1. 調査設計計画費					
○○費					
小計 a［千円/戸］				0	
2. 効果等の検証費					
○○費					
○○費					
小計 b［千円/戸］				0	

（2）建設に要する費用

3. 建設費	小計 e［千円/戸］	25,000

（3）補助申請額

該当する値をそれぞれ転記

a	b	c	d	e	f	g	h
調査設計計画費 小計a ［千円/戸］	効果等の検証費 小計b ［千円/戸］	補助率	補助相当額1 (a+b)×c ［千円/戸］	建設費 小計e ［千円/戸］	補助率	補助相当額2 e×f ［千円/戸］	補助相当額1＋補助相当額2 d+g ［千円/戸］
0	0	1/2	0	25,000	1/10	2,500	2,500
補助申請額（hまたは1,650千円の低い額）［千円/戸］							1,650

様式３－②の（５）に転記

※（1）、（2）の緑色の欄の数値を（3）の該当する欄に転記してください。
※「a、b、e」欄で該当するものが無い場合は、必ず「0」を記入してください。
※グレーの網掛け部分は自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を様式３－②の（５）に転記してください。

記載に関する注意事項

注1）消費税は除いた額を記載してください。
注2）千円未満は切り捨て処理として計算してください。
注3）適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は、必要に応じて増やしてください。
注4）仕様・内容欄には、対象工事費等の内容、仕様・性能等がわかるよう記載してください。
注5）特記すべき内容がある場合には、備考欄に記載してください。

建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合に添付

住宅A　　（別添様式4－B・H25省エネ基準）

事業計画（建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合）

住宅の名称	○○　●●

（1）補助対象となる部分の経費の内訳

住宅の名称・項目	仕様・内容	数量	単位	金額［千円/戸］	備考
1. 調査設計計画費					
○○費	○○のシミュレーション	1		300	
小計 a［千円/戸］				300	
2. 建設費（掛かり増し）					
【○○○○】					
○○費	○○○：○mm	10		750	○○との差額
○○費		10		750	○○との差額
【○○○○】					
○○費	○○○：COP　○○	2		750	○○との差額
○○費		1		250	○○との差額
【○○○○】					
○○費	○○	1		300	○○との差額
○○費		1		200	○○との差額
小計 b［千円/戸］				3,000	
3. 効果等の検証費					
○○費	○○器			500	
○○費	外部委託費			500	
小計 c［千円/戸］				1,000	

（2）補助申請額

該当する値をそれぞれ転記

a	b	c	d	e	f
調査設計計画費 小計a ［千円/戸］	建設費の掛かり増し相当額 小計b ［千円/戸］	効果等の検証費 小計c ［千円/戸］	合計 a+b+c ［千円/戸］	補助率	補助相当額 d×e ［千円/戸］
300	3,000	1,000	4,300	1/2	2,150
補助申請額（Eまたは1,650千円の低い額）［千円/戸］					1,650

様式３－②の（５）に転記

※（1）の緑色の欄の数値を（3）の該当する欄に転記してください。
※「a、b、c」欄で該当するものが無い場合は、必ず「0」を記入してください。
※グレーの網掛け部分は自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を様式3－②の（5）に転記してください。

記載に関する注意事項

注1）消費税は除いた額を記載してください。
注2）千円未満は切り捨て処理として計算してください。
注3）適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は、必要に応じて増やしてください。
注4）仕様・内容欄には、対象工事費等の内容、仕様・性能等がわかるよう記載してください。
注5）特記すべき内容がある場合には、備考欄に記載してください。
注6）掛かり増し費用として申請できるものは、公募要領　別表1－1に掲げるものに限ります。
必ず、公募要領　別表1－1をご確認ください。

調査設計計画費・効果の検証等に要する費用を申請する場合のみ添付

住宅A

（別添様式5・H25省エネ基準）

調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容

※調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合にのみ提出してください。
それぞれ費用の内容と必要な理由を記載して、必ず提出してください。

住宅の名称	○○　●●

1．調査設計計画費の内容と特に必要となる理由

1）内容

調査設計計画費の内容を具体的に記載してください。
・○○費といった項目名のみの記載の場合は、審査の対象外とすることがあります。
・本事業の応募にあたって必要となる申請書の作成、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算に関する費用は対象外です。

2）特別に必要となる理由

住宅のゼロ・エネルギー化にあたって、新たな取り組みを進めるため、特別に必要となる理由を、これまでの取り組みとの違いを含めて、具体的に記載してください。
特に必要があるものと審査委員会が認めた場合に限り、調査設計計画費が補助対象となります。

2．効果の検証等に要する費用の内容と特に必要となる理由

1）内容

効果の検証の対象とする「新たな技術の内容」、「効果の検証方法」と「検証費用の内容」を具体的に記載してください。
・○○費といった項目名のみの記載の場合は、審査の対象外とすることがあります。
・一般的な断熱性能、気密性能や設備の性能など、ゼロ・エネルギー住宅として基本的な性能を確認するための計測費用は対象外です。

2）特別に必要となる理由

住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たに取り入れた技術について、効果の検証が特別に必要となる理由を、これまでの取り組みとの違い、効果の検証後の波及効果を含めて、具体的に記載してください。
特に必要があるものと審査委員会が認めた場合に限り、効果の検証等に要する費用が補助対象となります。

・調査設計計画費、効果の検証等の費用を申請する場合、本様式への記載がないと申請できませんので、必ず具体的な内容と必要な理由を記載してください。

・本記入例はサンプルです。適宜わかりやすいように記載いただいて結構です。

空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合に添付

住宅A

（添付資料4－1・H25省エネ基準）

エネルギー消費削減量の計算書【空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合】

住宅の名称	○○　●●

採用するシステムの概要を記載

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要について、該当する欄に記載してください。
※本様式は算定要
しています。
採用する省エネ手
ら数値を求めて転

採用する手法別の計算方法に関する注意事項

●手法1を採用する場合
（①、②　の計算値を記載）
① → 住宅全体を暖房 ⇒ 早見表1-1
　↳「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房 ⇒ 早見表1-2
② → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　↳ 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-3
※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。
※③、④には「O」を記載してください。

●手法2を採用する場合
（①、②、③、④　の計算値を記載）
① → 住宅全体を暖房 ⇒ 早見表1-1
　↳「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房 ⇒ 早見表1-2
② → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　↳ 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-3
③ ⇒ 別表2-1-4
④ → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　↳ 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-5
※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。

●手法4を採用する場合
（⑤、⑥　の計算値を記載）
⑤ → 手法4を採用する　⇒ 早見表1-6
　↳ 手法4を採用しない ⇒「O」を記載
※手法4を採用しない場合には、⑥にも「O」を記載してください。

空気集熱式太陽熱利用システムの概要

地域区分		6	傾斜角	4寸勾配
方位角		真南から東西へ10°未満		
集熱面積	透過体を持つ集熱部	11.60	㎡	A_G
	透過体のない集熱部	14.40	㎡	A_S
	集熱部面積　計	18.80	㎡	$A=A_G+(A_S÷2)$
採用する省エネ手法	□ 手法1(太陽熱を暖房のみに利用)			
	■ 手法2(太陽熱を暖房と給湯に利用)			
	■ 手法3(システム駆動専用の太陽光発電の採用)			
	■ 手法4(24時間換気との連動)			
暖房方式	□ 住宅全体を暖房			
	■「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房			

早見表によるエネルギー消費量等(早見表1-1～1-6から算出)

	項目	計算値		記号
①	集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量	98	MJ/年㎡	
②	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	0	MJ/年	
③	集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量	324	MJ/年㎡	$E_{HW\text{-}R}$
④	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	0	MJ/年	$E_{HW\text{-}system}$
⑤	換気エネルギー削減量の削減率	0.330	－	R_V

採用する手法に応じて、早見表の値を転記

省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

	項目	計算値		記号
⑥	換気エネルギー消費量(注)	3,228	MJ/年	E_V

(注)設計一次エネルギー消費量の「換気
費量」を記載してください。

省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果を転記

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-Aに転記してください。

計算方法に関する注意事項

1）空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー消費削減量（省エネ量B

$$(\underset{98}{E_{H\text{-}R}} \times \underset{18.8}{A} - \underset{0}{E_{H\text{-}system}}) +$$

$$(\underset{324}{E_{HW\text{-}R}} \times \underset{18.8}{A} - \underset{0}{E_{HW\text{-}system}}) +$$

$$(\underset{3,228}{E_V} \times \underset{0.330}{R_V})$$

$$= \underset{8,999}{S_B}\ [MJ/年]$$

⇒別添様式2-Aの⑥に転記

別添様式2-Aの該当欄に結果を転記

添付資料 4-1 とともに、使用する早見表のみ添付

（添付資料４－２･H25省エネ基準）

早見表１－２　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量
【「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房する場合】

転記に関する注意事項

※ 使用する早見表を添付資料４－１と合わせて提出してください。
その際、該当する値のセルの色を変更する、「○」をつけるなど、転記した値がわかるように明示してください。
※ 使用する早見表のみ添付してください。使用していない早見表の添付は不要です。

【 6地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

該当する地域を選択し、方位角・傾斜角から値を選択

該当する値を明示して早見表を添付

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角		72	78	83	87	89	91	91	92
	真南から西へ50°以上、70°未満	95	103	110	114	117	119	121	121
	真南から西へ30°以上、50°未満	100	109	[illegible]	[illegible]	[illegible]	126	127	128
	真南から西へ10°以上、30°未満	97	105	[illegible]	[illegible]	[illegible]	122	123	123
	真南から東西へ10°未満	90	98	104	109	112	114	115	115
	真南から東へ10°以上、30°未満	85	92	98	102	105	107	108	108
	真南から東へ30°以上、50°未満	80	87	92	96	98	100	101	101
	真南から東へ50°以上、70°未満	73	79	84	87	90	91	92	93
	真南から東へ70°以上、90°未満	58	63	67	70	72	73	74	74

【 7地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	74	81	86	89	92	93	94	94
	真南から西へ50°以上、70°未満	88	96	102	106	109	111	112	113
	真南から西へ30°以上、50°未満	88	96	102	106	109	111	112	112
	真南から西へ10°以上、30°未満	82	90	95	99	102	104	105	105
	真南から東西へ10°未満	77	84	89	93	95	97	98	98
	真南から東へ10°以上、30°未満	74	81	86	89	92	93	94	95
	真南から東へ30°以上、50°未満	74	80	85	89	91	93	94	94
	真南から東へ50°以上、70°未満	71	77	82	85	88	89	90	90
	真南から東へ70°以上、90°未満	58	63	67	70	72	73	74	74

■平成２５年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法を使用する場合の応募書類の提出方法について

応募書類は、様式・共通及び別添様式・H25 省エネ基準をそれぞれ左上隅でホッチキス留めし、まとめたものを提出してください。

CD-R へ保存する応募書類データは、ファイル名を「応募 NO ー住宅 NOー書類名」として様式・共通及び別添様式・H25 省エネ基準を保存してください。なお、別添様式・H25 省エネ基準については住宅 A、B、C 別にフォルダにまとめてください。

※次ページに応募書類の提出例を記載してあります。例１）～例４）をよくご確認のうえ、応募書類を提出してください。

①様式・共通
②別添様式・H25 省エネ基準（住宅Ａ）
③別添様式・H25 省エネ基準（住宅Ｂ）
④別添様式・H25 省エネ基準（住宅Ｃ）

※添付資料１～５は、住宅 A、B、C 別に各別添様式の最後にそれぞれ添付してください。なお、コージェネレーションを導入する場合の添付資料１（省エネ基準一次エネルギー消費量算定結果）は、それぞれの違いが分かるように住宅 A、B、C 別に仕様等を明記してください。

※①～④をそれぞれ左端でホッチキス留めして提出してください。

※提案する住宅が 1 戸のみの場合は①～②、2 戸の場合は①～③、3 戸の場合は①～④の提出が必要です。

※CD-R へ保存の際は、必ずダウンロードした excel 形式のままコピーしてください。（PDF 等他の保存形式には絶対にしないでください。）

【応募書類の提出例】

例１）応募書類全体のまとめ方（提案戸数が２戸の場合）

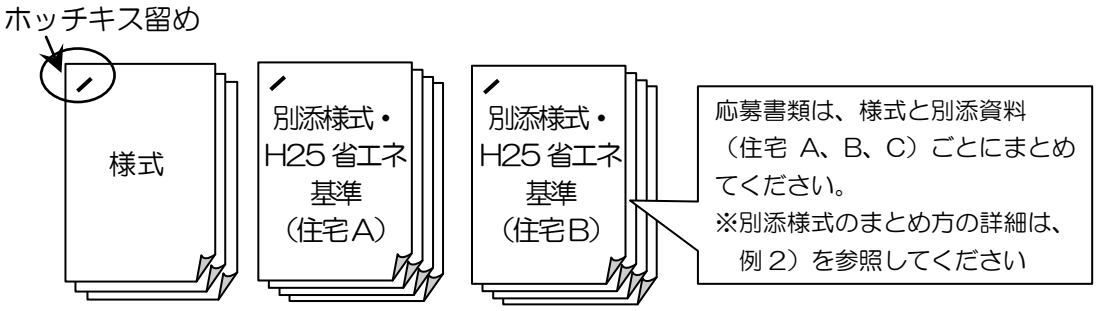

例２）別添様式のまとめ方

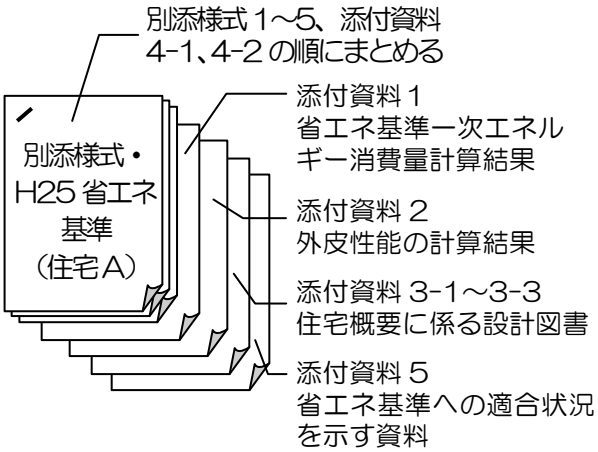

例３）コージェネレーションを導入する場合の省エネ基準一次エネルギー消費量計算結果

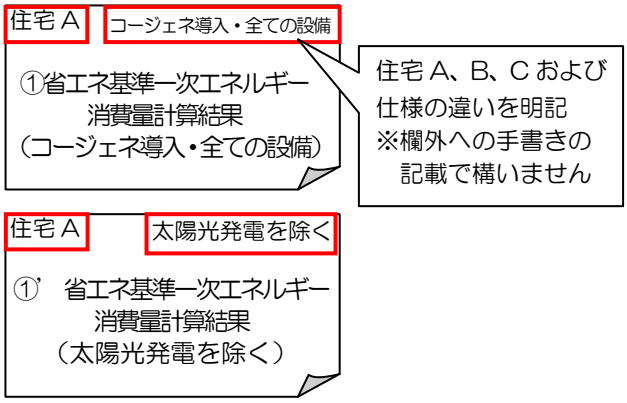

例４）CD-R への応募書類データの保存方法（提案戸数が２戸の場合）

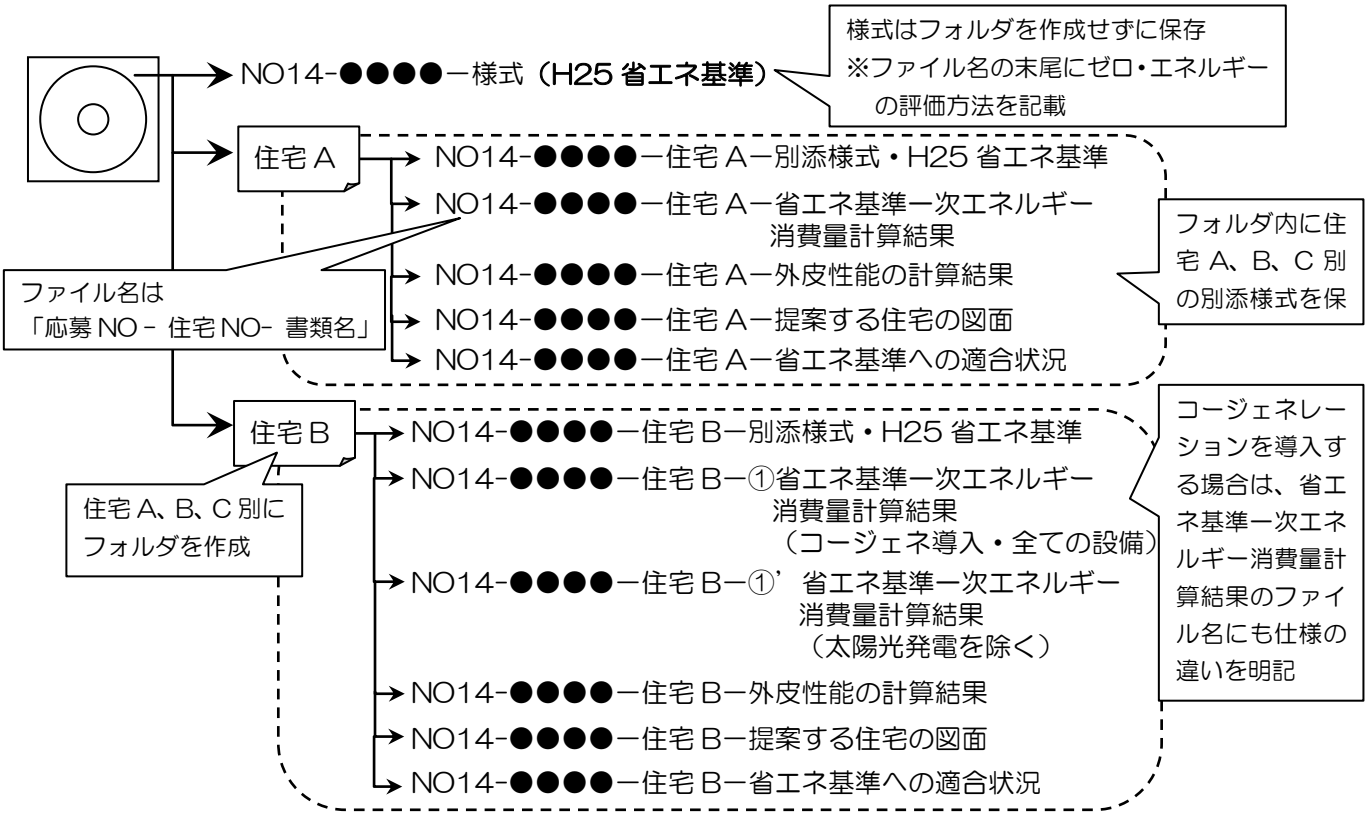

※応募書類のデータは、審査の際の問い合わせ等で使用する場合がありますので、提出するものとは別に、必ず各自で保存してください。

別添様式･事業主基準の記入例＆作成要領

本記入例では、事業主基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法を使用する場合の記入例（「別添様式・事業主基準」）を記載しています。

平成 25 年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法を使用する場合は、資 1-9～資 1-24 ページの「別添様式・H25 省エネ基準の記入例＆作成要領」を参照してください。

■別添様式・事業主基準の提出資料について

別添様式・事業主基準は住宅の提案種別により、提出が必要な資料が異なります。

申請する住宅の提案種別１）、２）について、下記内容をご確認の上、必要な資料を提出してください。

<table>
<tr><th>1）</th><th colspan="3">事業主基準における計算に準じた評価方法によって、標準的な一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必須</td><td>別添様式 1-1
・事業主基準</td><td colspan="2">提案種別及び提出書類</td></tr>
<tr><td>別添様式 1-2
・事業主基準</td><td colspan="2">提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>別添様式 2-1
・事業主基準</td><td colspan="2">一次エネルギー消費量の評価書【統括表】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">いずれか一方の組合せを添付</td><td>別添様式 2-2-A
・事業主基準</td><td>基本仕様
（断熱区分（オ）を超えない場合）</td><td rowspan="4">⇒別添様式 2-2-A または別添様式 2-2-B の該当するいずれか一方を添付
●基本仕様（断熱区分(オ)を超えない場合）
⇒別添様式 2-2-A、Web プログラムを添付
●断熱区分(オ)を超える場合
⇒別添様式 2-2-B、断熱区分(ウ)、(オ)両方の Web プログラムを添付</td></tr>
<tr><td>添付資料
2-2-A</td><td>Web プログラム
※太陽熱給湯器、コージェネレーションシステム、太陽光発電設備を全て「設置なし」として計算してください。</td></tr>
<tr><td>別添様式 2-2-B
・事業主基準</td><td>断熱区分（オ）超
（断熱区分（オ）を超える場合）</td></tr>
<tr><td>添付資料
2-2-B</td><td>Web プログラム（断熱区分（ウ）の場合）
Web プログラム（断熱区分（オ）の場合）
※太陽熱給湯器、コージェネレーションシステム、太陽光発電設備を全て「設置なし」として計算してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">該当する場合に添付</td><td>別添様式 2-3
・事業主基準</td><td>太陽熱給湯器</td><td rowspan="6">⇒該当する設備を導入する場合に添付
●太陽熱給湯器を導入する場合
⇒別添様式 2-3、太陽熱温水器ありのWebプログラムを添付
●コージェネレーションシステムを導入する場合
⇒別添様式 2-4、コージェネレーションシステムあり Web プログラム、早見表を添付
●空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合
⇒別添様式 2-5、早見表を添付</td></tr>
<tr><td>添付資料
2-3</td><td>Web プログラム（太陽熱給湯器あり）
※太陽熱給湯器を「設置あり」として計算してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別添様式 2-4
・事業主基準</td><td>コージェネレーションシステム</td></tr>
<tr><td>早見表</td></tr>
<tr><td>添付資料 2-4</td><td>Web プログラム（コージェネレーションシステムあり）
※コージェネレーションシステムを「設置あり」として計算してください。</td></tr>
<tr><td>別添様式 2-5
・事業主基準</td><td>空気集熱式太陽熱利用システム</td></tr>
<tr><td></td><td>早見表</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>1）</th><th colspan="3">事業主基準における計算に準じた評価方法によって、標準的な一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの</th></tr>
<tr><td rowspan="3">いずれか一方の組合せを添付</td><td>別添様式 2-6-A
・事業主基準</td><td>太陽光発電（早見表）</td><td rowspan="3">⇒別添様式 2-6-A または別添様式 2-6-B の該当するいずれか一方を添付
●早見表を使用する場合
⇒別添様式 2-6-A(早見表)を添付
●算定ツールを使用する場合
⇒別添様式 2-6-B、太陽光発電設備ありの Web プログラムを添付</td></tr>
<tr><td>別添様式 2-6-B
・事業主基準</td><td>太陽光発電（算定ツール）</td></tr>
<tr><td>添付資料
2-6-B</td><td>Web プログラム（太陽光発電あり）
※太陽光発電設備を「設置あり」として計算してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">いずれか一方を添付</td><td>別添様式 4-A</td><td>事業計画（簡便計算）</td><td rowspan="2">⇒別添様式 4-A または別添様式 4-B の該当するいずれか一方を添付
●建設費の 1/10 として申請する場合
⇒別添様式 4-A を添付
●掛かり増し費用相当額として申請する場合
⇒別添様式 4-B を添付</td></tr>
<tr><td>別添様式 4-B</td><td>事業計画（掛かり増し費用）</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>別添様式 5</td><td>調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容</td><td>⇒調査設計計画費・効果検量等に要する費用を申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>添付資料 3</td><td>住宅の概要がわかる図面
（平面図や断面図等）</td><td>⇒建築主が明確に確定（建売、請負）したプランで申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>添付資料 4</td><td colspan="2">省エネ基準への適合状況を示す資料
※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記載した書面を添付</td></tr>
</table>

注 1）別添様式 2-2-A「基本仕様」の添付資料 2-2-A（Web プログラム）には、住宅名称部分や欄外等に住宅 A、B、C のいずれかがわかるよう明記してください。

注 2）別添様式 2-2-B「断熱区分(オ)を超える場合」の添付資料 2-2-B（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび断熱区分の(オ)と(ウ)それぞれの仕様がわかるよう明記してください。

注 3）太陽熱温水器を導入する場合の添付資料 2-3（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび太陽熱温水器が設置されていることがわかるよう明記してください。

注 4）コージェネレーションシステムを導入する場合の添付資料 2-4（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよびコージェネレーションシステムが設置されていることがわかるよう明記してください。

注 5）空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合には、別添様式 2-5 とともに使用した値をわかるように記載した早見表を添付してください。

注 6）太陽光発電を導入し、早見表を使用する場合は、別添様式 2-6-A とともに使用した値をわかるように記載した早見表を添付してください。

注 7）太陽光発電を導入し、算定ツールを使用する場合の添付資料 2-6-B（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび太陽光発電設備が設置されていることがわかるよう明記してください。

2)	審査委員会が上記と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認めるもの		
必須	別添様式 1-1 ・事業主基準	提案種別及び提出書類	
	別添様式 2-1 ・事業主基準	提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容	
	別添様式 2-1 ・事業主基準	エネルギー消費削減量の評価書【統括表】	
いずれか一方の組合せを添付	別添様式 2-2-A ・事業主基準	基本仕様 （断熱区分（オ）を超えない場合）	⇒別添様式 2-2-A または別添様式 2-2-B の該当するいずれか一方を添付 ●基本仕様（断熱区分(オ)を超えない場合） ⇒別添様式 2-2-A、Web プログラムを添付 ●断熱区分(オ)を超える場合 ⇒別添様式 2-2-B、断熱区分(ウ)、(オ)両方の Web プログラムを添付
	添付資料 2-2-A	Web プログラム ※太陽熱給湯器、コージェネレーションシステム、太陽光発電設備を全て「設置なし」として計算してください。	
	別添様式 2-2-B ・事業主基準	断熱区分（オ）超 （断熱区分（オ）を超える場合）	
	添付資料 2-2-B	Web プログラム（断熱区分（ウ）の場合） Web プログラム（断熱区分（オ）の場合） ※太陽熱給湯器、コージェネレーションシステム、太陽光発電設備を全て「設置なし」として計算してください。	
該当する場合に添付	別添様式 2-3 ・事業主基準	太陽熱給湯器	⇒該当する設備を導入する場合に添付 ●太陽熱給湯器を導入する場合 ⇒別添様式 2-3、太陽熱温水器ありのWebプログラムを添付 ●コージェネレーションシステムを導入する場合 ⇒別添様式 2-4、コージェネレーションシステムあり Web プログラム、早見表を添付 ●空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合 ⇒別添様式 2-5、早見表を添付
	添付資料 2-3	Web プログラム（太陽熱給湯器あり） ※太陽熱給湯器を「設置あり」として計算してください。	
	別添様式 2-4 ・事業主基準	コージェネレーションシステム 早見表	
	添付資料 2-4	Web プログラム（コージェネレーションシステムあり） ※コージェネレーションシステムを「設置あり」として計算してください。	
	別添様式 2-5 ・事業主基準	空気集熱式太陽熱利用システム 早見表	
いずれか一方を添付	別添様式 2-6-A ・事業主基準	太陽光発電（早見表）	⇒別添様式 2-6-A または別添様式 2-6-B の該当するいずれか一方を添付 ●早見表を使用する場合 ⇒別添様式 2-6-A(早見表)を添付 ●算定ツールを使用する場合 ⇒別添様式 2-6-B、太陽光発電設備ありの Web プログラムを添付
	別添様式 2-6-B ・事業主基準	太陽光発電（算定ツール）	
	添付資料 2-6-B	Web プログラム（太陽光発電あり） ※太陽光発電設備を「設置あり」として計算してください。	

<table>
<tr><th>2)</th><th colspan="3">審査委員会が上記と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認めるもの</th></tr>
<tr><td>必須</td><td>別添様式３
・事業主基準</td><td colspan="2">導入する省エネ手法の内容
【審査委員会が認める住宅として申請する場合】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">いずれか一方を添付</td><td>別添様式 4-A
・事業主基準</td><td>事業計画（簡便計算）</td><td rowspan="2">⇒別添様式 4-A または別添様式 4-B の該当するいずれか一方を添付
●建設費の 1/10 として申請する場合
⇒別添様式 4-A を添付
●掛かり増し費用相当額として申請する場合
⇒別添様式 4-B を添付</td></tr>
<tr><td>別添様式 4-B
・事業主基準</td><td>事業計画（掛かり増し費用）</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>別添様式５</td><td>調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容</td><td>⇒調査設計計画費・効果検量等に要する費用を申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>該当する場合に添付</td><td>添付資料３</td><td>住宅の概要がわかる図面
（平面図や断面図等）</td><td>⇒建築主が明確に確定（建売、請負）したプランで申請する場合にのみ提出</td></tr>
<tr><td>必須</td><td>添付資料４</td><td colspan="2">省エネ基準への適合状況を示す資料
※応募時に提出できない場合は、交付申請時に提出する旨を記載した書面を添付</td></tr>
</table>

注１）審査委員会が認める住宅として申請する場合は、別添様式３に取り組みの詳細を記載して必ず提出ください。

注２）別添様式 2-2-A「基本仕様」の添付資料 2-2-A（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかがわかるよう明記してください。

注３）別添様式 2-2-B「断熱区分(オ)を超える場合」の添付資料 2-2-B（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび断熱区分の(オ)と(ウ)それぞれの仕様がわかるよう明記してください。

注４）太陽熱温水器を導入する場合の添付資料 2-3（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび太陽熱温水器が設置されていることがわかるよう明記してください。

注５）コージェネレーションシステムを導入する場合の添付資料 2-4（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよびコージェネレーションシステムが設置されていることがわかるよう明記してください。

注６）空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合には、別添様式 2-5 とともに使用した値をわかるように記載した早見表を添付してください。

注７）太陽光発電を導入し、早見表を使用する場合は、別添様式 2-6-A とともに使用した値をわかるように記載した早見表を添付してください。

注８）太陽光発電を導入し、算定ツールを使用する場合の添付資料 2-6-B（Web プログラム）には、住宅 A、B、C のいずれかおよび太陽光発電設備が設置されていることがわかるよう明記してください。

必須

住宅 A、B、C のいずれか該当するものを使用して作成してください

住宅A

（別添様式1－1・事業主基準）

様式 3 に記載の住宅名称と一致しているかを確認してください

事業名	○○○○○○○○事業		
代表提案者（法人・団体名）	株式会社 ○○工務店	住宅の名称	○○ ●●

該当する□を■で選択し、必要資料の添付を確認してください

、提出が必要な書類が異なり
として選択し、■で選択した資

書類】

費量の計算に関する提出書

事業の要件で、一次エネルギー消費量が概ねゼロとなる住宅の 1)、2)のいずれで申請するのか、該当する欄を選択してください

		1）	2）
住宅の提案種別		■ 本事業のゼロ・エネルギー評価方法に基づいて提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの	□ 審査委員会が上記と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認めるもの
①提案種別及び提出書類		■ 別添様式1－1・事業主基準（本紙）	□ 別添様式1－1・事業主基準（本紙）
②提案内容		■ 別添様式1－2・事業主基準	□ 別添様式1－2・事業主基準
③一次エネルギー消費量の評価書【総括表】		■ 別添様式2－1・事業主基準	□ 別添様式2－1・事業主基準
④一次エネルギー消費量の計算書	基本仕様 ■ 基本仕様	■ 別添様式2－2－A・事業主基準 ■ 添付資料2－2－A Webプログラム(設置なし)※1	□ 別添様式2－2－A・事業主基準 □ 添付資料2－2－A Webプログラム(設置なし)※1
	基本仕様 □ 断熱区分(オ)を超える場合	□ 別添様式2－2－B①・事業主基準～別添様式2－2－B②・事業主基準 □ 添付資料2－2－B Webプログラム(設置なし)※2	□ 別添様式2－2－B①・事業主基準～別添様式2－2－B②・事業主基準 □ 添付資料2－2－B Webプログラム(設置なし)※2
	その他の省エネシステム □ 太陽熱温水器を導入する場合	□ 別添様式2－3・事業主基準 □ 添付資料2－3 Webプログラム(設置あり)※3	□ 別添様式2－3・事業主基準 □ 添付資料2－3 Webプログラム(設置あり)※3
	その他の省エネシステム □ コージェネレーションシステムを導入する場合	□ 別添様式2－4・事業主基準 □ 添付資料2－4－1 Webプログラム(設置あり)※4 □ 添付資料2－4－2 早見表	□ 別添様式2－4・事業主基準 □ 添付資料2－4－1 Webプログラム(設置あり)※4 □ 添付資料2－4－2 早見表
	その他の省エネシステム □ 空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合	□ 別添様式2－5・事業主基準 □ 添付資料2－5 早見表	□ 別添様式2－5・事業主基準 □ 添付資料2－5 早見表
	太陽光発電 ■ 早見表の場合	■ 別添様式2－6－A・事業主基準（早見表）	■ 別添様式2－6－A・事業主基準（早見表）
	太陽光発電 □ 算定ツールの場合	□ 別添様式2－6－B・事業主基準 □ 添付資料2－6－B Webプログラム(設置あり)※5	□ 別添様式2－6－B・事業主基準 □ 添付資料2－6－B Webプログラム(設置あり)※5
⑤建築主が明確に確定(建売、請負)したプランで申請する場合		□ 添付資料3（住宅の概要がわかる図面(平面図、断面図等))※6	□ 添付資料3（住宅の概要がわかる図面(平面図、断面図等))※6
⑥導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】			□ 別添様式3・事業主基準

該当するいずれか一方を選択

該当するいずれか一方を選択

該当する設備を導入する場合に選択

2)で申請した場合のみ選択

※1）太陽光発電、太陽熱温水器、コージェネレーションシステムを全て「設置なし」として計算したWebプログラムを添付してください。
※2）太陽光発電、太陽熱温水器、コージェネレーションシステムを全て「設置なし」として、断熱区分(オ)と(ウ)それぞれで計算したWebプログラムを両方とも添付してください。
※3）太陽熱温水器を「設置あり」として計算したWebプログラムを添付してください。
※4）コージェネレーションシステムを「設置あり」として計算したWebプログラムを添付してください。
※5）太陽光発電を「設置あり」として計算したWebプログラムを添付してください。
※6）延床面積がわかるように記載してください。

（2）事業計画に関する提出書類

※①は、該当するいずれかを選択し、書類を添付してください。
なお、②**は調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合にのみ、必要**となります。

該当するいずれか一方を選択

	建設に要する費用の1/10として申請する場合	建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合
①事業計画	■ 別添様式4－A・事業主基準	□ 別添様式4－B・事業主基準
②調査設計計画費・効果の検証等に要する費用の内容	□ 別添様式5・事業主基準	

調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合に選択

（3）省エネ基準への適合状況に関する提出書類

省エネ基準への適合状況を示す資料※7	□ 添付資料4

※7）応募時に省エネ基準への適合状況を示す資料が提出できない場合も応募は可能です（応募時は「交付申請時に提出する旨を記した書面」でも受領します）。ただし、採択後の交付申請時には、省エネ基準の適合状況を示すものとして、性能基準もしくは仕様基準のどちらかで、必ず根拠資料の提出が必要となります。

必須

住宅A

（別添様式１－２･事業主基準）

提案する住宅及び導入する省エネ手法の内容

提案者名	株式会社 ○○工務店
住宅名称	○○　●●

【提案する住宅の概要】

提案する住宅について、建物の全体像、導入する省エネ手法、設計の工夫等が分かるようにパース、平面・断面図などで示し、図の中に、吹き出し等で省エネ手法を記述してください。

※建設地が確定し、プランが決まっている場合には、平面図等の図面を別途添付してください。

※建設地が未定の場合には、モデルプランや概念図として示すことでも結構です。

※審査委員会が認める住宅として申請する場合には、ゼロ・エネルギー住宅の実現に貢献する省エネ手法が分かるように記載し、その詳細を別添様式5として添付してください。

・できる限り具体的に記載してください
・断熱性能の計算方法で熱損失係数（Q 値）を使用する場合は、Q 値を記載
・太陽光発電は公称最大出力を記載
（標準エネルギー消費量が概ねゼロとなる仕様で申請する場合も記載のこと）

該当する□を■で選択してください

【提案する住宅の断熱性能、設備の方式･性能、その他省エネ手法】

事業主基準の計算に反映されるもの	断熱性能の計算方法	□ 断熱性能の区分	■ 熱損失係数（Q値）注） 1.2 W/㎡K 熱交換型換気の効果の有無　□ あり　■ なし
		□ 熱貫流率（U値）	□ 熱抵抗値（R値）
	暖房設備	□ 全館連続　■ 部分間欠	仕様：高効率エアコン （COP○．○以上）
	冷房設備	□ 全館連続　■ 部分間欠	仕様：高効率エアコン （COP○．○以上）
	換気設備	□ ダクト式　■ 壁掛けファン	仕様：熱交換換気システム
	照明設備	蛍光灯、一部LED照明	
	給湯設備	高効率給湯器	
	太陽光発電	2 面	発電出力 計 4.50 kW
	その他	燃料電池コージェネレーション ： 総合効率 ○%（補助熱源機：潜熱回収型）	
事業主基準の計算に反映されない設備、取り組み		蓄電池、エネルギー計測装置（○○社「○○○」） ○○○○	

注） 熱損失係数（Q値）を使用する場合は、Q値の計算に熱交換型換気の効果を見込むか否かを選択してください。
なお、、Q値の計算に熱交換型換気の効果を見込む場合には、算定Webプログラムによる計算の際に換気機器の種類において「熱交換なし」の記載のある機器を選択してください。

断熱性能の計算方法で熱損失係数（Q 値）を使用する場合は、注記をよくご確認ください

必須

住宅A

（別添様式２－１・事業主基準）

一次エネルギー消費量の評価書 【総括表】

1. 住宅概要	住宅名称	○○ ●●
	地域区分	□ Ⅰa □ Ⅰb □ Ⅱ □ Ⅲ □ Ⅳa ■ Ⅳb □ Ⅴ □ Ⅵ
	延床面積	120.08 ㎡ ※小数点以下第3位を切り捨てて記入してください

小数点第２位まで記載
(小数点第３位を切捨)

2. 一次エネルギー消費量の計算結果

※ピンク色の欄の数値を様式３－①の（4）に転記して

項目			計算結果		備考	記号
面積補正前	標準エネルギー消費量		54.4	GJ/年	①: 別添様式2-2-Aの1)の値を転記	E_{ST}
	省エネ量	A （基本仕様）	17.0	GJ/年	②: 別添様式2-2-Aの3）または別添様式2-2-B②の5)の値を転記	S_A
		B （太陽熱給湯器）		GJ/年	③: 別添様式2-3の値を転記	S_B
		C （コージェネレーション）		GJ/年	④: 別添様式2-4の値を転記	S_C
		D （空気集熱式太陽熱利用）		GJ/年	⑤: 別添様式2-5の値を転記	S_D
	小計		17.0	GJ		
	当該住宅のエネルギー消費量（太陽光発電除く）		37.4	GJ/年		S_{TOTAL}
	当該住宅のエネルギー削減率（太陽光発電除く）		31.3	%	⑧ ＝⑥÷①×100	R_0
面積補正後	標準エネルギー消費量		54.4	GJ/年	⑨ ＝①÷120×延床面積	E_{ST}'
	省エネ量（太陽光発電除く）		17.0	GJ/年	⑩ ＝⑥÷120×延床面積	$S_{SUBTOTAL}'$
	当該住宅のエネルギー消費量（太陽光発電除く）		37.4	GJ/年	⑪: ＝⑦÷120×延床面積	－
太陽光発電	その1	発電出力	4.50	kW	⑫: 設置予定の公称最大出力	－
		1kWあたりエネルギー消費削減量	10.7	GJ/kW年	⑬: 別添様式2-6-Aの早見表または別添様式2-6-Bの値を転記	－
	その2	発電出力		kW	⑭: 設置予定の公称最大出力	－
		1kWあたりエネルギー消費削減量		GJ/kW年	⑮: 別添様式2-6-Aの早見表または別添様式2-6-Bの値を転記	－
	その3	発電出力				
		1kWあたりエネルギー消費削減量		GJ/kW年	⑰: 別添様式2-6-Aの早見表または別添様式2-6-Bの値を転記	－
	その4	発電出力		kW	⑱: 設置予定の公称最大出力	－
		1kWあたりエネルギー消費削減量		GJ/kW年	⑲: 別添様式2-6-Aの早見表または別添様式2-6-Bの値を転記	－
	エネルギー消費削減量		48.2	GJ/年	⑳ ＝⑫×⑬+⑭×⑮+⑯×⑰+⑱×⑲	S_E
計算結果	エネルギー消費量		-10.8	GJ/		
	エネルギー消費削減量		65.2	GJ/		
	エネルギー削減率		119.9	%	㉓ ＝㉒÷⑨×100	R

様式３－①・共通の（４）に転記

グレーの欄は自動で計算されますので、入力は不要です

様式３－①・共通の（４）に転記

注1）STEP1～5、各指標の記号は「一次エネルギーの算定要領」に対応していますので、算定要領を参照してください。
注2）2. の面積補正について、面積が未定の場合は、延床面積を120.00㎡として2. の⑧～⑩を計算してください。
注3）太陽光発電は、別添様式2-6-Aの早見表または別添様式2-6-Bの値をそれぞれ該当する欄に記入してください。

一次エネルギー消費量の計算手順

手順１：
各計算結果を別添様式 2-2 以降から該当する値を転記
⇒面積補正前のエネルギー消費量、省エネ量を集計

手順２：
申請する住宅の面積でエネルギー消費量・削減量を補正

手順３：
太陽光発電出力を設定し、削減量を計算

手順４：
面積補正後のエネルギー消費量、削減量を集計

基本仕様（断熱区分が(オ)を超えない場合）に添付

住宅A

（別添様式２－２－A･事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【基本仕様】

住宅名称	○○　●●

※Webプログラムを使用した場合は、計算結果のPDFファイルを印刷して添付してください。

※Webプログラムを使用した場合は、太陽熱給湯器、コージェネレーション設備、太陽光発電設備は必ず「設置なし」として計算してください。（別途、別添様式2-3、2-4、2-6で計算します。）

算定ツールの計算結果を該当する欄に記載してください。
※本様式は算定要領の【STEP1-1】に対応しています。

●提案する断熱性能（Q値）が算定ツールの断熱区分（オ）を超える場合は、別添様式2-2-Bを使用してください。

●コージェネレーション設備を導入する場合、給湯設備は該当するコージェネレーションタイプのバックアップボイラと同様のものとして計算してください。
（詳細は算定要領のP.資3-7の表を参照）

※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告様式3を利用して計算条件と計算結果を記載し、添付してください。

事業主基準算定ツールに関する注意事項

算定ツールの計算結果

項目			計算値		記号
(1) 基準一次エネルギー消費量			49.0	GJ/年	E_{SS}
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量					
	(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備	7.0	GJ/年	E_H
		冷房設備	6.5	GJ/年	E_C
		換気設備	2.7	GJ/年	E_V
		給湯設備	14.5	GJ/年	E_{HW}
		照明設備	6.7	GJ/年	E_L
		消費量小計	37.4	GJ/年	E_{TOTAL}
	太陽光発電の発電量（評価分）			GJ/年	－
	(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合			GJ/年	E_{CGS}

事業主基準算定ツールで計算した結果を該当欄に転記

計算方法に関する注意事項

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

1）標準エネルギー消費量（E_{ST}）

（E_{SS}）49.0 ÷ 0.9 ＝ （E_{ST}）54.4 [GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の①」に転記

2）当該住宅の一次エネルギー消費量（E_{TOTAL}）

（E_H）7.0 ＋ （E_C）6.5 ＋ （E_V）2.7 ＋ （E_{HW}）14.5 ＋ （E_L）6.7 ＝ （E_{TOTAL}）37.4 [GJ/年]

3）基本仕様によるエネルギー消費削減量（省エネ量A: S_A）

（E_{ST}）54.4 － （E_{TOTAL}）37.4 ＝ （S_A）17.0 [GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の②」に転記

断熱区分(オ)を超える場合に添付

住宅A

（別添様式２－２－B①・事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【断熱区分（オ）を超える断熱性能の場合－1】

住宅名称	○○　●●

※Webプログラムを使用した場合は、断熱性能（オ）と（ウ）の両方の計算結果のPDFファイルを印刷して添付してください。

※Webプログラムを使用した場合は、太陽熱給湯器、コージェネレーション設備、太陽光発電設備は必ず「設置なし」として計算してください。（別途、別添様式2-3、2-4、2-6で計算します。）

算定ツールの計算結果を該当する欄に記載してください。
※本様式は算定要領の【STEP1-1】～【STEP1-2】に対応しています。

※提案する住宅の断熱性能が断熱区分（オ）を超える場合、別添様式2-2-Aの提出は不要です。

●提案する住宅のQ値が早見表の断熱区分(オ）のQ値よりも小さい場合が対象となります。
※提案する住宅のQ値が、早見表の断熱区分（オ）のQ値と同じ場合は別添様式2-2-Aを使用してください。

●提案する住宅で、断熱性能を(オ）、(ウ)として計算してください。
※断熱性能以外は、同じ条件で計算してください。
※Q値(Q_1、Q_2)は該当する地域の値を早見表から選択して記載してください。

●コージェネレーション設備を導入する場合、給湯設備は該当するコージェネレーションタイプのバックアップボイラと同様のものとして計算してください。
（詳細は算定要領のP.資3-7の表を

事業主基準算定ツールに関する注意事項

※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告様式3を利用して計算条件と計算結果を記載し、添付してください。

早見表から転記

算定ツールの計算結果（断熱区分（オ）の場合）

項目			計算値		記号
当該地域の断熱区分(オ)のQ値			1.9	W/㎡K	Q_1
(1) 基準一次エネルギー消費量			49.0	GJ/年	E_{SS}
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量					
(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備		7.0	GJ/年	$E_H=H_1$
	冷房設備		6.5	GJ/年	$E_C=C_1$
	換気設備		2.7	GJ/年	E_V
	給湯設備		14.5	GJ/年	E_{HW}
	照明設備		6.7	GJ/年	E_L
	消費量小計		37.4	GJ/年	E_{TOTAL}
太陽光発電の発電量（評価分）				GJ/年	—
(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合				GJ/年	

事業主基準算定ツールで計算した結果を該当欄に転記

算定ツールの計算結果（断熱区分（ウ）の場合）

項目			計算値		記号
当該地域の断熱区分(ウ)のQ値			2.7	W/㎡K	Q_2
(1) 基準一次エネルギー消費量				GJ/年	—
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量					
(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備		15.1	GJ/年	H_2
	冷房設備		6.1	GJ/年	C_2
	換気設備			GJ/年	—
	給湯設備			GJ/年	—
	照明設備			GJ/年	—
	消費量小計			GJ/年	—
太陽光発電の発電量（評価分）				GJ/年	—
(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合				GJ/年	E_{CGS}

項目	計算値		記号
提案する住宅のQ値	1.4	W/㎡K	Q

地域区分に応じた断熱区分のQ値の早見表

地域区分	Ⅰa	Ⅰb	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	Ⅴ	Ⅵ
断熱区分（ウ）	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分（オ）	1.4			1.9				3.7

断熱区分(オ)を超える場合に添付

（別添様式２－２－B②・事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書 【断熱区分（オ）を超える断熱性能の場合－2】

住宅名称	

※別添様式2-2-B①の表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

計算方法に関する注意事項

1）標準エネルギー消費量（E_{ST}）

（E_{SS}） 49.0 ÷ 0.9 = （E_{ST}） 54.4 [GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の①」に転記

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

2）提案するQ値における暖房エネルギー消費量（E_{HQ}）

$$\frac{(H_2)\ 15.1 - (H_1)\ 7.0}{(Q_2)\ 2.7 - (Q_1)\ 1.9} \times \left((Q)\ 1.4 - (Q_1)\ 1.9 \right) + (H_1)\ 7.0 = (E_{HQ})\ 1.9\ [GJ/年]$$

3）提案するQ値における冷房エネルギー消費量（E_{CQ}）

$$\frac{(C_2)\ 6.1 - (C_1)\ 6.5}{(Q_2)\ 2.7 - (Q_1)\ 1.9} \times \left((Q)\ 1.4 - (Q_1)\ 1.9 \right) + (C_1)\ 6.5 = (E_{CQ})\ 6.8\ [GJ/年]$$

4）当該住宅のエネルギー消費量（E_{TOTAL}）

$$(E_{HQ})\ 1.9 + (E_{CQ})\ 6.8 + (E_V)\ 2.7 + (E_{HW})\ 14.5 + (E_L)\ 6.7 = (E_{TOTAL})\ 32.6\ [GJ/年]$$

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

5）基本仕様によるエネルギー消費削減量（省エネ量A：S_A）

（E_{ST}） 54.4 － （E_{TOTAL}） 32.6 = （S_A） 21.8 [GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の①」に転記

注） 2)提案するQ値における暖房エネルギー消費量（E_{HQ}）がマイナスになる場合は、E_{HQ}の値は「0」として計算されます。

計算方法に関する注意事項

太陽熱温水器を導入する場合に添付

住宅A

（別添様式２－３･事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【太陽熱給湯器を導入する場合】

住宅名称	○○ ●●

※Webプログラムを使用した場合は、太陽熱温水器「あり」の計算結果のPDFファイルを印刷して添付してください。
（太陽熱温水器「なし」の場合のWebプログラムは、別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-Bで計算したものになります。）

事業主基準算定ツールに関する注意事項

当する欄に記載

※本様式は算定要領の【STEP2-1】に対応しています。

●「太陽熱温水器」以外は、別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-B（断熱区分(オ)の場合）と同じ条件で計算してください。

●算定ツールの計算結果のうち、基準一次エネルギー消費量が別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-Bの計算結果と一致することを確認してください。

●コージェネレーション、空気集熱式太陽熱利用システム（暖房・給湯対象）を併用する場合は、計算できません。いずれか一つのシステムとして計算してください。

※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告様式3を利用して計算条件と計算結果を記載し、添付してくださ

算定ツールの計算結果（太陽熱温水器「あり」の場合）

項目		計算値		記号
(1) 基準一次エネルギー消費量			GJ/年	－
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量				
(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備		GJ/年	－
	冷房設備		GJ/年	－
	換気設備		GJ/年	－
	給湯設備		GJ/年	－
	照明設備		GJ/年	－
	消費量小計	30.8	GJ/年	E_{SOLAR}
太陽光発電の発電量（評価分）				
(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合				

事業主基準算定ツールで計算した結果を該当欄に転記

算定ツールの計算結果（太陽熱温水器「なし」の場合）

項目		計算値		記号
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量(注)				
	消費量小計	37.4	GJ/年	E_{TOTAL}

別添様式 2-2-A または別添様式 2-2-B①の結果を転記

事業主基準算定ツールに関する注意事項

（注）算定ツールの計算結果（太陽熱温水器なしの場合）

＊別添様式2-2-Aを使用する場合
(2)当該住宅の一次エネルギー消費量「消費量小計」に記載の値を転記してください。

＊別添様式2-2-Bを使用する場合
別添様式2-2-B①「断熱区分（オ）の場合」の(2)当該住宅の一次エネルギー消費量「消費量小計」に記載の値を転記してください。

計算方法に関する注意事項

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

1）太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量　（省エネ量B：S_B）

（E_{TOTAL}）　37.4　－　（E_{SOLAR}）　30.8

（S_B）　＝　6.6　[GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の③」に転記

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

コージェネレーションシステムを導入する場合に添付

住宅A

（別添様式２－４・事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【コージェネレーションシステムを導入する場合】

住宅名称	○○ ●●

※Webプログラムを使用した場合は、**コージェネレーションシステム「あり」の計算結果のPDFファイルを印刷して添付**してください。
（コージェネレーションシステム「なし」の場合のWebプログラムは、別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-Bで計算したものになります。）

※コージェネレーションシステムを導入する場合は、必ず**太陽光発電を「設置なし」として**計算を行ってください。

事業主基準算定ツールに関する注意事項

算定ツールの計算結果を該当する欄に記載してください。
※本様式は算定要領の【STEP2-2】に対応しています。

●「コージェネレーション」以外は、別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-B（断熱区分(オ)の場合）と同じ条件で計算してください。
●算定ツールの計算結果のうち、基準一次エネルギー消費量が別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-Bの計算結果と一致することを確認してください。
●**太陽熱温水器、空気集熱式太陽熱利用システム（暖房・給湯対象）を併用する場合は、計算できません。**
いずれか一つのシステムとして計算してください。

※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告計算結果を転記してください。

事業主基準算定ツールに関する注意事項

（注）算定ツールの計算結果（コージェネレーションシステムなしの場合）
＊別添様式2-2-Aを使用する場合
(2)当該住宅の一次エネルギー消費量「消費量小計」に記載の値を転記してください。

＊別添様式2-2-Bを使用する場合
別添様式2-2-B①の「断熱区分（オ）の場合」の(2)当該住宅の一次エネルギー消費量「消費量小計」に記載の値を転記してください。

算定ツールの計算結果
（コージェネレーションシステム**「あり」**の場合）

項目			計算値		
(1) 基準一次エネルギー消費量			49.0	GJ/年	E_{SS}
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量					
(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備			GJ/年	－
	冷房設備			GJ/年	－
	換気設備			GJ/年	－
	給湯設備			GJ/年	－
	照明設備			GJ/年	－
	消費量小計			GJ/年	－
太陽光発電の発電量（評価分）				GJ/年	－
(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合			40.4	GJ/年	E_{CGS}

事業主基準算定ツールで計算した結果を該当欄に転記

算定ツールの計算結果
（コージェネレーションシステム**「なし」**の場合）

項目		計算値		記号
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量(注)				
	消費量小計	37.4	GJ/年	

別添様式 2-2-A または別添様式 2-2-B①の結果を転記

項目	計算値	
地域・暖冷房方式別に定められた按分比率（早見表から転記してください）	61.6%	%

早見表から該当する按分比率を転記

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

計算方法に関する注意事項

1）標準エネルギー消費量（E_{ST}）

（E_{SS}）49.0 ÷ 0.9 ＝ （E_{ST}）54.4 [GJ/年]

2）補正後コジェネあり一次エネルギー消費量（$E_{CGS'}$）

（E_{ST}）54.4 － { （ （E_{ST}）54.4 － （E_{CGS}）40.4 ） ÷ 按分比率 61.6% } ＝ （$E_{CGS'}$）31.7 [GJ/年]

3）コージェネレーションシステムによるエネルギー消費削減量（省エネ量C：S_C）

（E_{TOTAL}）37.4 － （$E_{CGS'}$）31.7 ＝ （S_C）5.7 [GJ/年]

⇒別添様式2-1の「2の④」に転記

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

別添 2-4 とともに添付

転記に関する注意事項

地域区分・暖冷房方式別の按分比率の早見表

※　早見表を別添様式2-4と合わせて提出してください。
　　その際、該当する値のセルの色を変更する、「○」をつけるなど、転記した値がわかるように明示してください。

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
Ⅰa	すべての暖房方式	80.3%
Ⅰb	すべての暖房方式	78.8%
Ⅱ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅲ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅳa	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
Ⅳb	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
Ⅴ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
Ⅵ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に冷房する方式	55.2%

該当する値を明示して早見表を添付

※Ⅱ～Ⅵ地域において、暖房（Ⅵ地域は冷房）設備を設置しない場合については、
「ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房（冷房）する方式」の
按分比率を使用してください。

空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合に添付

住宅A

（別添様式２－５･事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合】

住宅名称	○○ ●●

採用するシステムの概要を記載

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要について、該当する欄に記載してください。
※本様式は算定要
しています。
採用する省エネ手
ら数値を求めて転

採用する手法別の計算方法に関する注意事項

●手法1を採用する場合
（①、②　の計算値を記載）
① → 全館連続暖房 ⇒ 早見表1-1
　 → 部分間欠暖房 ⇒ 早見表1-2
② → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　 → 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-3
※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。
※③、④には「O」を記載してください。

●手法2を採用する場合
（①、②、③、④　の計算値を記載）
① → 全館連続暖房 ⇒ 早見表1-1
　 → 部分間欠暖房 ⇒ 早見表1-2
② → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　 → 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-3
③ ⇒ 別表2-1-4
④ → 手法3を採用する　⇒「O」を記載
　 → 手法3を採用しない ⇒ 早見表1-5
※①は暖房方式に応じて早見表が異なります。

●手法4を採用する場合
（⑤、⑥　の計算値を記載）
⑤ → 手法4を採用する　⇒ 早見表1-6
　 → 手法4を採用しない ⇒「O」を記載
※手法4を採用しない場合には、⑥にも「O」を記載してください。

空気集熱式太陽熱利用システムの概要

地域区分	Ⅳb	傾斜角	4寸勾配	
方位角	真南から東西へ10°未満			
集熱面積	透過体を持つ集熱部	11.60	㎡	A_G
	透過体のない集熱部	14.40	㎡	A_S
	集熱部面積　計	18.80	㎡	$A=A_G+(A_S÷2)$
採用する省エネ手法	□ 手法1(太陽熱を暖房のみに利用)			
	■ 手法2(太陽熱を暖房と給湯に利用)			
	■ 手法3(システム駆動専用の太陽光発電の採用)			
	■ 手法4(24時間換気との連動)			
暖房方式	□ 全館連続暖房			
	■ 部分間欠暖房			

早見表によるエネルギー消費量等(早見表1-1～1-6から算出)

	項目	計算値		記号
①	集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量	0.098	GJ/年㎡	
②	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	0.000	GJ/年	
③	集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量	0.324	GJ/年㎡	E_{HW-R}
④	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	0.000	GJ/年	$E_{HW-system}$
⑤	換気エネルギー削減量の削減率	0.330	－	R_V

採用する手法に応じて、早見表の値を転記

算定ツールによる算出結果

	項目	計算値		記号
⑥	換気エネルギー消費量(注)	2.7	GJ/年	E_V

(注)別添様式2-2-Aの2)に記載の値、または別添 2-2-B①の算定結果(断熱区分(オ)の場合)における してください。

別添様式 2-2-A または別添様式 2-2-B①の結果を転記

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

計算方法に関する注意事項

1)空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー消費削減量(省エネ量D

$$(E_{H-R}) \times (A) - (E_{H-system}) +$$

$$(0.098 \times 18.8 - 0.000) +$$

$$(E_{HW-R}) \times (A) - (E_{HW-system}) +$$

$$(0.324 \times 18.8 - 0.000) +$$

$$(E_V) \times (R_V)$$

$$(2.7 \times 0.330)$$

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

$$(S_D) = 8.8 \text{ [GJ/年]}$$

⇒別添様式2-1の「2の⑤」に転記

別添様式 2-5 とともに、使用する早見表のみ添付

転記に関する注意事項

早見表１－２　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量【部分間欠暖房の場合

※ 使用する早見表を別添様式2-5と合わせて提出してください。
その際、該当する値のセルの色を変更する、「○」をつけるなど、転記した値がわかるように明示してください。
※ 使用する早見表のみ添付してください。使用していない早見表の添付は不要です。

④Ⅳb地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

該当する地域を選択し、方位角・傾斜角から値を選択

該当する値を明示して早見表を添付

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
		0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092
方位角	真南から西へ50°以上、70°未満	0.095	0.103				0.119	0.121	0.121
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.100	0.109				0.126	0.127	0.128
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.097	0.105				0.122	0.123	0.123
	真南から東西へ10°未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

⑤Ⅴ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105
	真南から東西へ10°未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.071	0.077	0.082	0.085	0.088	0.089	0.090	0.090
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

早見表を使用する場合に添付

住宅A

（別添様式２－６－A･事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【太陽光発電を導入する場合（早見表）】

住宅名称	○○　●●

※別添様式2-1で記載する太陽光発電の計算根拠として、早見表を提出してください。
※本様式は算定要領の【STEP4】に対応しています。

早見表を使用して計算する場合

転記に関する注意事項

断熱地域区分別の1kWあたりの一次エネルギー削減量の早見表（別表３）から、提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求め、別添様式2-1の「2の⑫、⑭、⑯、⑱」に転記してください。

早見表を使用する際には、早見表の該当する値のセルの、色を変更する、「○」をつけるなど、転記した値がわかるように明示してください。

※詳細が未定の場合は、方位：真南、傾斜角：30°として計算することが可能です。
※設置勾配(寸表示)の傾斜角(度表示)との対応については別表5を参考としてください。

太陽光発電設備の1kWあたりのエネルギー消費削減量の早見表

転記に関する注意事項

※該当する地域区分を□を■で選択し、太陽光発電設備の方位角及び傾斜角に該当するものから、1kWあたりのエネルギー消費削減量を求めてください。

■ Ⅳb地域　　1kWあたりの一次エネルギー消費削減量（GJ/kW･年）

該当する地域の□を■で選択

該当する地域を選択し、方位角・傾斜角から値を選択

該当する値を明示して早見表を添付

方位角	傾斜角 0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
真南から東･西へ15°未満	10.0	10.3	10.7	10.7	10		
真南から東または西へ15°以上45°未満	10.0	10.3	10.3	10.3	10		
真南から東または西へ45°以上75°未満	10.0	10.0	10.0	10.0	9.2	8.1	5.2
真南から東または西へ75°以上105°未満	10.0	10.0	9.6	9.2	8.5	7.0	4.8
真南から東または西へ105°以上135°未満	10.0	9.6	8.9	8.1	7.4	5.9	3.7
真南から東または西へ135°以上165°未満	10.0	9.2	8.5	7.7	6.6	4.8	3.0
真南から東･西へ165°以上真北まで	10.0	9.2	8.5	7.4	6.3	4.4	2.6

□ Ⅴ地域　　1kWあたりの一次エネルギー消費削減量（GJ/kW･年）

方位角	傾斜角 0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
真南から東･西へ15°未満	10.5	10.9	11.3	11.3	10.9	9.7	5.8
真南から東または西へ15°以上45°未満	10.5	10.9	11.3	10.9	10.5	9.3	5.8
真南から東または西へ45°以上75°未満	10.5	10.9	10.5	10.5	10.1	8.6	5.4
真南から東または西へ75°以上105°未満	10.5	10.5	10.1	9.7	9.0	7.4	5.1
真南から東または西へ105°以上135°未満	10.5	10.1	9.3	9.0	7.8	6.2	3.9
真南から東または西へ135°以上165°未満	10.5	9.7	9.0	8.2	7.0	5.1	2.7
真南から東･西へ165°以上真北まで	10.5	9.7	9.0	7.8	6.6	4.7	2.3

算定ツールを使用する場合に添付

住宅A　（別添様式２－６－B･事業主基準）

一次エネルギー消費量の計算書【太陽光発電を導入する場合（算定ツー

住宅名称	○○　●●

事業主基準算定ツールに関する注意事項

※Webプログラムを使用した場合は、太陽光発電「あり」の計算結果のPDFファイルを印刷して添付してください。

※別添様式2-1で記載する太陽光発電の計算根拠として条件等を記載してください。
※本様式は算定要領の【STEP4】に対応しています。

算定ツールを使用して計算する場合
（※別添様式2-6-Aの早見表の値の計算根拠となる計算方法）

事業主基準算定ツールで計算した結果を該当欄に転記

算定ツールの計算結果を該当する欄に記載してください。

●「太陽光発電」以外は、別添様式2-2-Aまたは別添様式2-2-Bと同じ条件で計算してください。
●傾斜角については別表5を参考としてください。

※算定シートを使用した場合は、「住宅事業建築主の判断の基準」における報告様式3を利用して計算条件と計算結果を記載し、添付してください。

算定ツールの計算結果（太陽光発電ありの場合）

項目			計算値	
(1) 基準一次エネルギー消費量				GJ/年
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量				
	(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備		GJ/年
		冷房設備		GJ/年
		換気設備		GJ/年
		給湯設備		GJ/年
		照明設備		GJ/年
		消費量小計		GJ/年
	太陽光発電の発電量（評価分）		13.0	GJ/年
	(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合			GJ/年

項目	計算値	
発電出力（公称最大出力）※2	4.50	kW
地域・暖冷房方式別に定められた按分比率（早見表から転記してください）	61.6%	%

※2　太陽光発電を2面以上設置する場合は、それぞれのパネルの発電出力（公称最大出力）の合計値を記載してください。

早見表から該当する按分比率を転記

計算方法に関する注意事項

※上表を入力すると自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を別添様式2-1に転記してください。

別添様式 2-1 の該当欄に結果を転記

1）太陽光発電によるエネルギー消費削減量（省エネ量E：S_E）

太陽光発電の発電量（評価分）			按分比率		発電出力（公称最大出力）	1kWあたりのエネルギー消費削減量
13.0	÷	0.44	÷ 61.6%	÷	4.50	＝ 10.7 [GJ/kW年]

⇒別添様式2-1の「2の⑫」に転記

別添様式 2-6-B とともに添付

転記に関する注意事項

地域区分・暖冷房方式別の按分比率の早見表

※　早見表を別添様式2-6-Bと合わせて提出してください。
その際、該当する値のセルの色を変更する、または「○」をつけるなど、
転記した値がわかるように明示してください。

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
Ⅰa	すべての暖房方式	80.3%
Ⅰb	すべての暖房方式	78.8%
Ⅱ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅲ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅳa	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
Ⅳb	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房す	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
Ⅴ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
Ⅵ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に冷房する方式	55.2%

該当する値を明示して早見表を添付

※Ⅱ～Ⅵ地域において、暖房（Ⅵ地域は冷房）設備を設置しない場合については、
「ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房（冷房）する方式」の
按分比率を使用してください。

住宅の提案種別を「２）審査委員会が認める住宅」として申請する場合のみ添付

住宅A

（別添様式3･事業主基準）

導入する省エネ手法の内容【審査委員会が認める住宅として申請する場合】

※審査委員会が認める住宅として申請する場合のみ提出してください。
※省エネ基準の一次エネルギー消費量の算定に反映されないもので、
提案する住宅に採用する技術の詳細と導入効果を記載して提出してください。

住宅の名称	○○　●●

当該住宅における○○○○の詳細

1）○○○○技術
①技術の詳細
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
②導入効果
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

技術の概要

- 審査委員会が平成 25 年省エネ基準の計算によらず、同等以上の省エネ性能を有すると認められるかを審査できるよう、取り組み内容の詳細、効果、実績等を具体的に記載してください。
- 「2)審査委員会が認める住宅」として申請する場合も、省エネ基準一次エネルギー消費量の計算結果を提出する必要があります。
- 本記入例はサンプルです。適宜わかりやすいように記載いただいて結構です。

2）□□□□技術
①技術の詳細
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
②導入効果
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（効果の計算根拠を記載してください。）

技術の概要

建設に要する費用の 1/10 として申請する場合に添付

住宅A

（別添様式４－Ａ･事業主基準）

事業計画（簡便な計算方法：建設に要する費用の1／10として申請する場合）

住宅の名称	○○　●●

（1）補助対象となる部分の経費の内訳

住宅の名称・項目	仕様・内容	数量	単位	金額［千円/戸］	備考
1. 調査設計計画費					
○○費					
小計 a［千円/戸］				0	
2. 効果等の検証費					
○○費					
○○費					
小計 b ［千円/戸］				0	

（2）建設に要する費用

3. 建設費	小計 e［千円/戸］	25,000

（3）補助申請額

該当する値をそれぞれ転記

a	b	c	d	e	f	g	h
調査設計計画費 小計a ［千円/戸］	効果等の検証費 小計b ［千円/戸］	補助率	補助相当額1 (a+b)×c ［千円/戸］	建設費 小計e ［千円/戸］	補助率	補助相当額2 e×f ［千円/戸］	補助相当額1＋補助相当額2 d+g ［千円/戸］
0	0	1/2	0	25,000	1/10	2,500	2,500
補助申請額（hまたは1,650千円の低い額）［千円/戸］							1,650

様式３－②の（５）に転記

※（1）、（2）の緑色の欄の数値を（3）の該当する欄に転記してください。
※「a、b、e」欄で該当するものが無い場合は、必ず「0」を記入してください。
※グレーの網掛け部分は自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を様式３－②の（5）に転記してください。

記載に関する注意事項

注1）消費税は除いた額を記載してください。
注2）千円未満は切り捨て処理として計算してください。
注3）適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は、必要に応じて増やしてください。
注4）仕様・内容欄には、対象工事費等の内容、仕様・性能等がわかるよう記載してください。
注5）特記すべき内容がある場合には、備考欄に記載してください。

建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合に添付

住宅A

（別添様式４－B・事業主基準）

事業計画（建設費について掛かり増し費用相当額として申請する場合）

住宅の名称	○○　●●

（1）補助対象となる部分の経費の内訳

住宅の名称・項目	仕様・内容	数量	単位	金額［千円/戸］	備考
1. 調査設計計画費					
○○費	○○のシミュレーション	1		300	
小計 a［千円/戸］				300	
2. 建設費（掛かり増し）					
【○○○○】					
○○費	○○○：○mm	10		750	○○との差額
○○費		10		750	○○との差額
【○○○○】					
○○費	○○○：COP　○○	2		750	○○との差額
○○費		1		250	○○との差額
【○○○○】					
○○費	○○	1		300	○○との差額
○○費		1		200	○○との差額
小計 b［千円/戸］				3,000	
3. 効果等の検証費					
○○費	○○器			500	
○○費	外部委託費			500	
小計 c［千円/戸］				1,000	

（2）補助申請額

該当する値をそれぞれ転記

a	b	c	d	e	f
調査設計計画費 小計a ［千円/戸］	建設費の掛かり増し相当額 小計b ［千円/戸］	効果等の検証費 小計c ［千円/戸］	合計 a+b+c ［千円/戸］	補助率	補助相当額 d×e ［千円/戸］
300	3,000	1,000	4,300	1/2	2,150
補助申請額（Eまたは1,650千円の低い額）［千円/戸］					1,650

様式３－②の（５）に転記

※（1）の緑色の欄の数値を（3）の該当する欄に転記してください。
※「a、b、c」欄で該当するものが無い場合は、必ず「0」を記入してください。
※グレーの網掛け部分は自動で計算されますので、入力は不要です。
※ピンク色の欄の数値を様式3－②の（5）に転記してください。

記載に関する注意事項

注1）消費税は除いた額を記載してください。
注2）千円未満は切り捨て処理として計算してください。
注3）適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は、必要に応じて増やしてください。
注4）仕様・内容欄には、対象工事費等の内容、仕様・性能等がわかるよう記載してください。
注5）特記すべき内容がある場合には、備考欄に記載してください。
注6）掛かり増し費用として申請できるものは、公募要領　別表1－1に掲げるものに限ります。
必ず、公募要領　別表1－1をご確認ください。

調査設計計画費・効果の検証等に要する費用を申請する場合のみ添付

住宅A

（別添様式5･事業主基準）

調査設計計画費･効果の検証等に要する費用の内容

※調査設計計画費、効果の検証等に要する費用を申請する場合にのみ提出してください。
それぞれ費用の内容と必要な理由を記載して、必ず提出してください。

住宅の名称	○○　●●

1．調査設計計画費の内容と特に必要となる理由

1）内容

調査設計計画費の内容を具体的に記載してください。
・○○費といった項目名のみの記載の場合は、審査の対象外とすることがあります。
・本事業の応募にあたって必要となる申請書の作成、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算に関する費用は対象外です。

2）特別に必要となる理由

住宅のゼロ・エネルギー化にあたって、新たな取り組みを進めるため、特別に必要となる理由を、これまでの取り組みとの違いを含めて、具体的に記載してください。
特に必要があるものと審査委員会が認めた場合に限り、調査設計計画費が補助対象となります。

2．効果の検証等に要する費用の内容と特に必要となる理由

1）内容

効果の検証の対象とする「新たな技術の内容」、「効果の検証方法」と「検証費用の内容」を具体的に記載してください。
・○○費といった項目名のみの記載の場合は、審査の対象外とすることがあります。
・一般的な断熱性能、気密性能や設備の性能など、ゼロ・エネルギー住宅として基本的な性能を確認するための計測費用は対象外です。

2）特別に必要となる理由

住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たに取り入れた技術について、効果の検証が特別に必要となる理由を、これまでの取り組みとの違い、効果の検証後の波及効果を含めて、具体的に記載してください。
特に必要があるものと審査委員会が認めた場合に限り、効果の検証等に要する費用が補助対象となります。

・調査設計計画費、効果の検証等の費用を申請する場合、本様式への記載がないと申請できませんので、必ず具体的な内容と必要な理由を記載してください。

・本記入例はサンプルです。適宜わかりやすいように記載いただいて結構です。

■事業主基準一次エネルギー消費量算定方法に準じた評価方法を使用する場合の応募書類の提出方法について

応募書類は、様式・共通及び別添様式・事業主基準をそれぞれ左上隅でホッチキス留めし、まとめたものを提出してください。

CD-R へ保存する応募書類データは、ファイル名を「応募 NO ー住宅 NOー書類名」として様式・共通及び別添様式・事業主基準を保存してください。なお、別添様式・事業主基準については住宅 A、B、C 別にフォルダにまとめてください。

※次ページに応募書類の提出例を記載してあります。例１）～例４）をよくご確認のうえ、応募書類を提出してください。

①様式・共通
②別添様式・事業主基準（住宅Ａ）
③別添様式・事業主基準（住宅Ｂ）
④別添様式・事業主基準（住宅Ｃ）

※添付資料２－２－Ａ～添付資料４は、住宅 A、B、C 別に各別添様式の最後にそれぞれ添付してください。なお、添付資料２－２－Ａ～添付資料２－６－Ｂ（Web プログラム）が複数ある場合には、それぞれの違いが分かるように住宅 A、B、C 別に仕様等を明記してください。

※①～④をそれぞれ左端でホッチキス留めして提出してください。

※提案する住宅が 1 戸のみの場合は①～②、2 戸の場合は①～③、3 戸の場合は①～④の提出が必要です。

※CD-R へ保存の際は、必ずダウンロードした excel 形式のままコピーしてください。（PDF 等他の保存形式には絶対にしないでください。）

【応募書類の提出例】

例１）応募書類全体のまとめ方（提案戸数が２戸の場合）

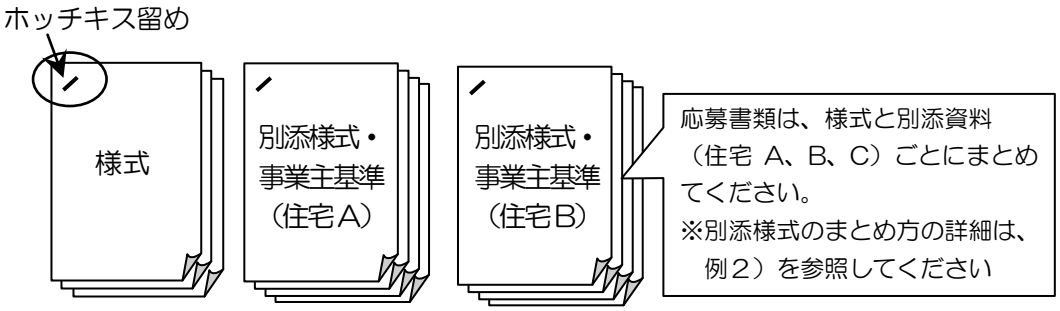

例２）別添様式・事業主基準のまとめ方

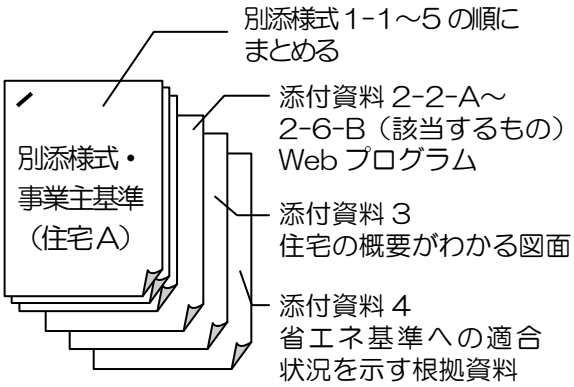

例３）添付する Web プログラムが複数ある場合

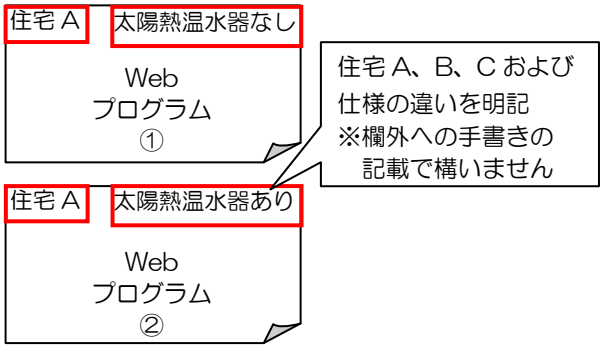

例４）CD-R への応募書類データの保存方法（提案戸数が２戸の場合）

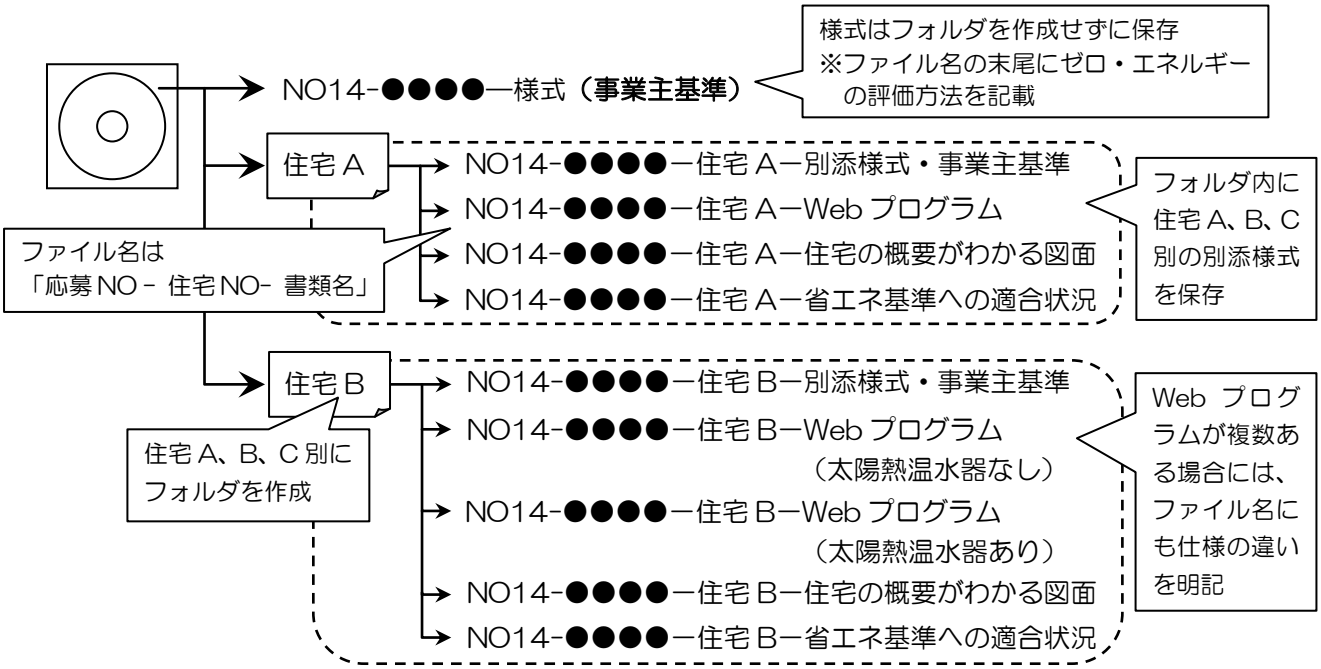

※応募書類のデータは、審査の際の問い合わせ等で使用する場合がありますので、提出するものとは別に、必ず各自で保存してください。

公募に関するQ＆A（案）

1. 公募に関する質問

Q 1-01	公募期間はいつまででしょうか。また、年２回の公募が予定されているのでしょうか。
A 1-01	公募期間は４月21日（月）～6月６日（金）で、締切は６月６日（金）私書箱必着です。 また、第２回の公募は第１回の応募状況によりますので、現時点ではお答えできません。
Q 1-02	「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」の公募は来年度も予定されているのでしょうか。
A 1-02	来年度の予算によりますので、現時点ではお答えできません。
Q 1-03	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の両方に同時に申し込むことはできるのでしょうか。
A 1-03	両方に申込むことは可能ですが、同一物件について、双方の補助金を受け取ることは出来ません。補助金申請時には、いずれかの事業を選択してください。 また、同一物件で両方の事業に申し込みがあった場合、採択する事業を調整することがあります。
Q 1-04	他の補助金と併用することはできるのでしょうか。
A 1-04	原則として、国庫補助金を財源とした補助金の対象となっている事業は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除いては補助対象とすることがあります。（同じものに重複して補助金を受けることはできません） なお、補助額を建設費の１／１０とする簡便な計算方法で申請する場合は、補助対象部分を切り分けることが困難であり、他の補助金との併用はできません。
Q 1-05	太陽光設備等の地方公共団体が実施する補助金と併用することは可能でしょうか。
A 1-05	地方公共団体独自の補助金であれば、太陽光発電設備の補助金に限らず併用は可能です。 なお、地方公共団体が実施する補助金であっても国庫補助金を財源とした事業の場合は併用できませんので留意してください。
Q 1-06	応募にあたっては、施主との契約、建設地が決まっていることなどが必要なのでしょうか。いわゆる住宅のシステム提案のように、建設地が決まっていない場合でも応募できるのでしょうか。
A 1-06	施主や建設地が未定でも応募は可能です。ただし、一次エネルギー消費量の計算を求めますので、申請する住宅について、断熱性能、設備の方式や性能、再生可能エネルギー活用機器等について仕様を決めて頂く必要があります。なお、応募多数の場合、下記Ａ1-07 に

	記載しているとおり、施主や建設地が決まっている確定物件を優先して、採択事業や補助対象とする住宅戸数を調整することがあります。
Q 1-07	応募が多数の場合、先着順で採択が決まるのでしょうか。
A 1-07	公募要領の「３．２．３　審査結果」に記載のとおり、要望が予算額を超える場合、幅広い事業者による住宅のゼロ・エネルギー化を推進するため、下記の①、②、③の順で優先順位をつけて、採択事業や補助対象とする住宅戸数を決定、調整することがあります。 ①平成 24 年度及び平成 25 年度の住宅のゼロ・エネルギー化推進事業において、採択となった住宅戸数が少ない事業者を優先します。（具体的には、平成 24 年度及び平成 25 年度における過去２年間の採択戸数の合計（※１）が３戸未満の事業者を優先） ②補助事業の実効性が高い住宅を優先します。（具体的には応募時に住宅の施主、建設地等が決まっている確定物件を優先） ③申請された当該住宅における省エネルギー効果が高い住宅を優先します。（具体的には一次エネルギー消費量の計算において、「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅を優先（※２）） ※1　採択戸数には、採択を受けて実際に着工していない住宅の戸数も含みます。ただし、着工していないもので交付申請辞退届を提出した住宅の戸数は除いてください。 ※2　平成２５年省エネ基準に準拠した評価方法と事業主基準に準拠した評価方法のそれぞれについて、「太陽光発電を除くエネルギー削減率」等が高い住宅を優先します。なお、優先順位づけにあたっては、平成２５年省エネ基準の普及の観点を考慮します。
Q 1-08	建築主が事業に応募することはできないのでしょうか。また、建築主がこの事業に応募する際は、建設工事を行う工務店が決まっている必要があるのでしょうか。
A 1-08	公募要領の「２．１　申請者の資格」に記載のとおり、事業者からの応募としています。そのため、応募にあたっては、建設工事を行う工務店が決まっており、その工務店が申請者の資格に該当していることが必要となります。
Q 1-09	提案する住宅が請負の場合、確定・未確定とはどのように判断するのでしょうか。
A 1-09	施主及び建設地が決まっているものは、「確定」として申請してください。請負契約前の設計段階（設計契約済みを含む）や営業段階の場合でも、施主及び建設地が決まっているものは「確定」となります。
Q 1-10	施主が決まっていて、建設地の地番が確定していない場合も「確定」として申請できるのでしょうか。
A 1-10	「確定」として申請してください。なお、地番が確定していない場合（分筆や合筆を行う場合）は、元地番を記載の上（　）書きで分筆予定もしくは合筆予定と記載してください。その他開発行為で地番が確定していない場合は「〇〇街区〇〇号」、土地区画整理事業などの場合は仮換地番号等を記載して申請してください。
Q 1-11	請負契約前の施主がいますが、その施主名を明記して応募することは可能でしょうか。

A 1-11	施主を明記して申請いただいてもかまいませんが、採択後に対象住宅の施主が変更となることは認められません。 この場合、施主名はフルネームで表記し、建設地も地番まで記載してください。
Q 1-12	住宅 A、B、C として、同一物件において、エネルギー削減率の異なる提案をしても良いのでしょうか。
A 1-12	同一物件（同一の施主）での複数の提案は認めていません。提案時には実施可能なエネルギー削減率として、一物件は一提案として応募いただきます。なお、建売住宅においても、同一敷地を対象として複数の仕様の提案は認められません。

2. 申請者の資格に関する質問

Q 2-01	中小工務店とは、どういった定義なのでしょうか。
A 2-01	公募要領の「２．１　申請者の資格」に記載のとおり、直近３年間の平均で、年間の新築住宅供給戸数が５０戸未満の事業者となります。
Q 2-02	複数の事業者でまとまって申請することは可能でしょうか。
A 2-02	複数事業者によるグループとしての応募は不可とします。一の事業者ごとに応募してください。
Q 2-03	年間平均の新築住宅供給戸数はどのように計算するのでしょうか。
A 2-03	公募要領の「２．１　申請者の資格」に計算方法を記載しています。対象となる事業年度に建築主又は買い主に引き渡した戸数を対象に計算します。
Q 2-04	年間の新築住宅供給戸数には、賃貸住宅や集合住宅なども含まれるのでしょうか。また、床面積の大小に関する制限はあるのでしょうか。
A 2-04	自社で建設した住宅であれば含まれます。集合住宅は各住戸数をカウントします。また、小規模な住宅について、床面積が５５㎡以下は１／２戸、４０㎡以下の場合は１／３戸としてカウントします。
Q 2-05	年間平均の新築住宅供給戸数を計算する場合、例えば二世帯住宅などは何戸としてカウントすればよいのでしょうか。
A 2-05	住宅の戸数は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品確法）の考え方に基づきます。具体的には、住宅瑕疵担保責任保険の加入戸数（供託する戸数）となります。 戸数のカウントは、独立した住居として利用可能なもの（具体的には、下記に該当するもの）と認められる場合に１戸とカウントします。 ・外部との独立の出入り口が存在すること ・水道等の設備を有すること ・他の住戸との共用設備が存在しないこと
Q 2-06	直近３年分の平均新築住宅供給戸数とあるが、設立したばかりの会社で３年分の実績がない場合は応募できないのでしょうか。

A 2-06	応募は可能です。 これまでの実績を可能な限りで記入してください。また、１年に満たない実績については、年当たりに換算して応募してください。
Q 2-07	新築住宅供給戸数の実績には、自社で建設は行わず、販売しただけの住宅も含まれるのでしょうか。
A 2-07	含みません。 他社に発注して建設した住宅について販売を行ったものはカウントしません。
Q 2-08	住宅供給戸数には、元請け数も下請け数も両方カウントする必要が有るのでしょうか。
A 2-08	元請け戸数のみを対象とします。
Q 2-09	自社以外の建設業者に工事を発注して建設した住宅を買主に販売する不動産業者は、本事業の事業主体になれるのでしょうか。
A 2-09	本事業では、中小工務店の技術力向上等によるゼロ・エネルギー住宅への取組促進を目的としており、自社で住宅を建設する事業者を対象としています。よって他社に発注して建設した住宅を販売する事業者は対象とはなりません。
Q 2-10	支店や営業所はそれぞれが「一の事業者」として申請することができるのでしょうか。
A 2-10	支店や営業所単位での申請はできません。本社、支店、営業所等を含めて「一の事業者」と扱います。したがって、年間の新築住宅供給戸数、申請戸数の上限においても、本社、支店、営業所等の合計です。
Q 2-11	建設業許可登録や宅建業許可登録が無いと本事業への応募はできませんか。
A 2-11	建設業許可登録の無い事業者でも、請負契約を締結し住宅の引き渡しが可能で申請者の資格に該当する場合は、応募可能ですが、建売住宅を建設しそれを販売する場合は宅建業免許が必須です。（建設戸数が一戸でも同様とします。）
Q 2-12	自社に建築士（設計者）がいない場合はどのような申込みをしたらよいのでしょうか
A 2-12	建築士法上、木造で 100 ㎡を超える住宅の設計は有資格者でなければならないとされています。従って有資格者が存在しない場合、建築士の協力を得て実施してください。 また、提案申請様式 2-２、3.提案者以外の関係者欄に記載の上申請します。
Q 2-13	応募にあたり過去三年間の新築住宅供給戸数の実績は、契約件数でよいのか、完成件数とすべきなのでしょうか。
A 2-13	完成した実績戸数を基準としていますので、完成した新築住宅の戸数を記入してください。
Q 2-14	直近の三年間とは、自社の基準による年度単位（３月末以外の場合）でもよいのでしょうか。
A 2-14	公募時期に照らして、直近の三年間としてください。

Q 2-15	提案申請者（工務店等）の親族や本人が施主の場合でも応募できるのでしょうか。
A 2-15	可能ですが、申請にあったっては請負契約が締結されることなどが原則となります。契約締結がないなど申請書類がそろわない場合は、事務事業者へ事前にご相談いただき、指示に従ってください。

3. 事業の要件に関する質問

Q 3-01	ゼロ・エネルギー住宅の考え方を教えてください。
A 3-01	本事業では住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロになる住宅のことを言います。
Q 3-02	平成２５年省エネ基準の一次エネルギー消費量算定方法に基づいた評価方法とはどのようなものでしょうか。
A 3-02	評価方法の詳細を「一次エネルギー消費量の算定要領（平成２５年省エネ基準準拠）」にまとめています。本事業では、提案する住宅における断熱性能・設備性能の向上、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用、コージェネレーションなどによる一次エネルギー消費削減量を差し引いて、提案する住宅の一次エネルギー消費量がゼロとなるかを計算します。詳しくは「一次エネルギー消費量の算定要領（平成２５年省エネ基準準拠）」をご確認ください。
Q 3-03	審査委員会によって提案する住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等性能以上の省エネ性能を有するものと認められるものとはどのようなものでしょうか。また、審査委員会で認められるためには、どのようにすればよいのでしょうか。
A 3-03	一概にはお答え致しかねますが、例えば、平成２５年省エネ基準における住宅の一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラムに反映されない設計の工夫による自然エネルギーの有効活用（いわゆるパッシブ設計）などが想定されます。提案申請書では、一次エネルギー消費量の計算に反映されない取り組み内容を別添様式３に具体的に記載してください。また、同取り組みを除いた一次エネルギー消費量の計算結果も添付していただく必要があります。なお、審査委員会での評価にあたって、提案する技術等の実績などを追加で提出いただくことがあります。
Q 3-04	省エネ基準に適合するものとは、既存の改修においても求められるのでしょうか。
A 3-04	既存の改修においても、改修後に省エネ基準に適合していることが必要です。
Q 3-05	既存の改修において、現在の断熱性能がわからない場合、省エネ基準への適合状況をどのように判断すればよいのでしょうか。
A 3-05	既存の改修においても、改修後に省エネ基準に適合することを提示していただく必要がありますので、竣工時の図面等から断熱性能を算定するなどによって、適合状況を確認していただくことになります。

Q 3-06	住宅A～Cまでの３戸を応募する場合、一次エネルギー消費量は、住宅AとBは平成２５年省エネ基準準拠の評価方法、住宅Cは事業主基準準拠の評価方法によって算定することでもよいのでしょうか。
A 3-06	公募要領の２．２の※４に記載のとおり、提案する全ての住宅について、同一の評価方法で一次エネルギー消費量を算定する必要があります。異なる評価方法が混在した応募はできませんので、平成２５年省エネ基準準拠、事業主基準準拠のいずれかの評価方法を選択し、全て同じ評価方法で一次エネルギー消費量を算定してください。
Q 3-07	事業応募時に平成２５年省エネ基準準拠の評価方法で一次エネルギー消費量を算定した住宅について、交付申請時に事業主基準準拠の評価方法で一次エネルギー消費量を算定することは可能でしょうか。
A 3-07	公募要領の２．２の※４に記載のとおり、提案した住宅の一次エネルギー消費量の算定は、応募時に選択した評価方法からの変更は認められません。従って、採択後の交付申請等の手続きにおいては、応募時に選択した評価方法（平成２５年省エネ基準準拠）による一次エネルギー消費量の計算結果の提出を求めます。
Q 3-08	事業応募時に事業主基準準拠の方法で一次エネルギー消費量を算定した住宅について、交付申請時に平成２５年省エネ基準準拠の評価方法で一次エネルギー消費量を算定することは可能でしょうか。
A 3-08	公募要領の２．２の※４に記載のとおり、提案した住宅の一次エネルギー消費量の算定は、応募時に選択した評価方法からの変更は原則認められません。従って、採択後の交付申請等の手続きにおいては、応募時に選択した評価方法（事業主基準準拠）による一次エネルギー消費量の計算結果の提出を求めます。ただし、事業主基準準拠の評価方法から平成２５年省エネ基準準拠の評価方法へ変更する場合に限っては、速やかに補助金交付事業者に相談してください。
Q 3-09	平成２５年度事業において規定されていた「標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみなす仕様」を用いて、平成２６年度事業に応募することは可能なのでしょうか。
A 3-09	平成２６年度事業の公募では、「標準的な住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロになるとみなす仕様」は定めておりませんので、平成２５年度の公募要領で規定した同仕様を用いて応募することはできません。平成２６年度の応募にあたっては、「平成２５年省エネ基準準拠の評価方法」（もしくは「事業主基準準拠の評価方法」）に基づいて、必ず一次エネルギー消費量の算定を行ってください。

4. 補助対象となる住宅に関する質問

Q 4-01	どのような取り組みが補助対象となるのでしょうか？
A 4-01	住宅のゼロ・エネルギー化に資する取組みを補助対象とします。詳しくは、公募要領の「２．４　補助額」に補助対象費用を記載しておりますので、ご確認ください。
Q	補助対象となる住宅とは、どのようなものでしょうか。例えば、新築や既存の住宅、契約

4-02	形態等による制限はあるのでしょうか。また、賃貸住宅や増築の場合も対象になるのでしょうか
A 4-02	新築・既存の戸建住宅で、請負（注文）・建売・賃貸住宅の別は問いません。 構造に関しても種別に関わらず対象となります。 ただし、建売住宅を販売する場合は宅建業免許を有していることが条件になります。 また、増築の場合は既存部分を含め、住宅全体として事業要件で規定するゼロ・エネルギーの達成など、すべての要件を満たしていることが条件となります。なお、増築の応募については、改修事業として必要書類を提出してください。
Q 4-03	補助対象となる、一戸建て住宅の定義について教えてください。
A 4-03	補助対象となる一戸建て住宅とは、一次エネルギー計算で評価する全ての設備を有することを条件としますので台所、浴室、トイレ、洗面所が含まれていることが必要となります。
Q 4-04	二世帯住宅は本事業の補助対象になるのでしょうか。
A 4-04	独立した二世帯として２戸としてカウントされる場合は応募の対象外です。１戸としてカウントされる二世帯住宅の場合のみ応募の対象となります。この場合、一次エネルギー消費量の計算（例えば、設備機器の取り扱い等）は省エネ基準の計算方法に基づいて判断してください。
Q 4-05	建設業者が補助事業主体として建設し、宅建業者等に引き渡す住宅は対象となるのでしょうか。
A 4-05	対象となりません。 本事業は、最終的な住宅所有者が運用段階のエネルギー消費量の削減に寄与することが求められますので、あくまでも建設した事業者が一般消費者に引き渡す住宅が対象となります。
Q 4-06	応募前に事業着手済の住宅は対象となるのでしょうか。
A 4-06	対象となりません。本事業では、事業着手前に規定に従って補助金の交付申請を行うものを対象としております。従って、申請前に事業に着手する住宅の提案申請は認められません。
Q 4-07	戸建住宅を社宅として使用する住宅は対象となるのでしょうか。
A 4-07	対象となりません。 本事業では補助金の受領者は一般消費者が運用段階のエネルギー消費量の削減に寄与ことが求められますので、企業が所有する住宅は補助金の対象外となります。
Q 4-08	太陽光発電パネルは、申請建物以外（例えば、同一敷地の庭や附属施設等）に設置する場合も、一次エネルギー消費量の計算に含み、補助対象として申請することは可能でしょうか。
A 4-08	補助対象となる設備は住宅と一体化したものを対象とします。そのため、太陽光発電設備については、提案する建物本体の屋根への設置することが条件となります。同一敷地内で

	あっても庭やその他附属施設等へ設置する場合は一次エネルギー消費量の計算に含めることはできませし、補助対象ともなりません。

5. 補助額に関する質問

Q 5-01	補助率や補助の上限額について教えてください。
A 5-01	補助率は１／２以内、上限額は一戸あたり１６５万円となります。
Q 5-02	ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とはどのように算出するのでしょうか。
A 5-02	通常の戸建住宅と比べて、提案する住宅で要する費用の増分を算出していただきます。ただし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対象としますので、詳しくは公募要領の「別表１－１」をご確認ください。
Q 5-03	既存の改修の場合、ゼロ・エネルギー住宅とするための掛かり増し費用とは改修費用として考えればよいのでしょうか？
A 5-03	そのとおりです。ただし、掛かり増し費用の算出は、一定の省エネ性能を有するものを対象としますので、詳しくは公募要領の「別表１－１」をご確認ください。
Q 5-04	新築の場合の簡便な計算方法として、建設に要する費用の１／１０とすることができるとありますが、これは建設に要する費用の１／１０が補助額となると考えてよいのでしょうか。また、この場合も別表１－１に記載されているもののみが対象となるのでしょうか。
A 5-04	新築の場合には、建設に要する費用の１／１０を掛かり増し費用の１／２に相当する「補助額」として申請いただけます。この場合は、「別表１－１」によらず、全体の建設費を対象に１／１０に相当する額を算出いただきます。ただし、「別表１－２」に掲げるものは対象外となりますので、ご注意ください。
Q 5-05	補助額の上限額は、建築構造、建築設備等の整備に要する費用に対してかかるのでしょうか。
A 5-05	①建築構造、建築設備等の整備に要する費用、②調査設計計画に要する費用、③効果等の検証証に要する費用に対する補助額の合計額に対して、１戸あたり１６５万円を上限とします。具体的な計算方法は、提案申請書の「別添様式４－A、４－B」をご確認ください。
Q 5-06	調査設計計画に要する費用、効果等の検証に要する費用とは具体的にどのようなものでしょうか。また、どのようにすれば、認められるのでしょうか。
A 5-06	住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費、新たに取り入れた技術の効果の検証等に要する費用を想定しています。申請にあたって、それぞれの内容、特別に必要となる理由を記載してください。その内容を審査委員会で個別に審査し、特別な理由が認められた場合に補助対象となります。
Q 5-07	ＨＥＭＳについて、本事業とは別に他の補助金を併用することは可能でしょうか。
A	エネルギー削減率の計算に影響しない設備については、本事業の申請と切り離すことがで

5-07	きれば、他の補助金を併用することは可能です。ただし、その場合、本事業には「掛り増し費用相当額」として申請してください。（簡便な建設に要する費用の１／１０として補助金を申請する場合は、本事業からHEMSの工事費を除き申請する場合は併用可能です。）
Q 5-08	木材利用ポイントは併用できるのでしょうか。
A 5-08	併用することは可能です。ただし、その場合、本事業には「掛り増し費用相当額」として申請してください。
Q 5-09	調査計画設計費について、本事業の申請書の作成支援、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算の支援に関する費用は対象となるのでしょうか。
A 5-09	公募要領の２．４の②に記載のとおり、住宅のゼロ・エネルギー化にあたって新たな取り組みを進めるために必要となる設計費を対象としており、本事業の応募にあたって必要となる申請書の作成、外皮性能や一次エネルギー消費量の計算に関する費用は対象外です。なお、その他提案された費用については、特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限って対象となりますので、ご注意ください。
Q 5-10	効果等の検証費について、気密測定、温湿度測定、エネルギー消費計測などの費用は対象となるのでしょうか。
A 5-10	公募要領の２．４の③に記載のとおり、ゼロ・エネルギー住宅とするために新たに取り入れられた技術の効果の検証に要する費用を対象としており、一般的な断熱性能、気密性能設備の性能、住宅全体でのエネルギー消費計測に関する費用は対象外です。なお、提案された費用については、特に必要があるものとして審査委員会により認められた場合に限って対象となりますので、ご注意ください。

6. 事業期間に関する質問

Q 6-01	事業着工が交付決定日以降となっていますが、交付決定はいつ頃になるのでしょうか。
A 6-01	交付決定とは採択通知後、交付申請の手続きをして頂き、申請内容の審査を経てなされます。交付決定は、通常であれば交付申請から概ね３週間を目処に行う予定です。 ただし、申請が集中する時期については、別途ご案内を差し上げ、交付決定までにお時間を頂く場合もございますので、ご了承ください。
Q 6-02	事業完了が平成２８年１月末となっていますが、平成２７年度に着工するものも補助の対象となるのでしょうか？
A 6-02	平成２６年１２月末までに「交付申請」を行い、平成２７年３月末までに事業着手して、かつ平成２８年１月末までに完成したものが補助の対象となります。

7. 補助事業の実施（交付申請～実績報告）に関する質問

Q 7-01	公募期間に応募し、採択通知を受けることで、補助金が支払われるのでしょうか。

A 7-01	採択通知を受け取ったあと、あらためて定める期間に交付申請の手続きをしていただき、内容の審査を経て、交付決定を受けてから着手したものが補助の対象となります。また、事業が完了（竣工）した後、実績の報告手続きをしていただき、内容の審査を経て、補助金の額が確定して、支払いとなります。
Q 7-02	交付申請に必要な書類とはどのようなものでしょうか。
A 7-02	設計図書、見積書、その他必要な書類を予定しています。詳細については、順次、本ホームページにて公開する予定です。
Q 7-03	公募時の仕様からの設計変更、交付申請後の設計変更などは認められるのでしょうか。
A 7-03	原則として、応募時の仕様で実施していただきます。やむを得ない場合は、個別にご相談ください。
Q 7-04	採択後に諸事情で交付申請を行わないことになった場合や、申請した戸数よりも少ない戸数のみの建設に終わった場合に罰則はあるのでしょうか。
A 7-04	採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合、予定の戸数に満たない場合などは速やかに報告をいただくことになります。また、今後応募があった場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断させていただくことになります。なお、虚偽の申請等にあたる場合には罰則の適用があります。
Q 7-05	補助金は誰に対して支払われるのでしょうか。
A 7-05	補助金は公募及び交付申請を行う提案事業者が指定する銀行等の口座に支払を行います。ただし、補助金は最終的に申請した住宅を所有する方の費用に対して支援するものですので、交付申請時に補助金の額の取り扱い等を規定した書面（合意書）を提出頂く予定です。
Q 7-06	事業の完了後の原則１年間のエネルギー消費に関する報告と効果が分かるものの提出とはどのようなものでしょうか。
A 7-06	実際に居住している状況でのエネルギー消費量や効果の報告を予定しています。報告様式は、本ホームページで公開しています。
Q 7-07	建売住宅として補助事業を実施したいが、販売する期限はありますか。
A 7-07	事業完了（竣工）後一年以内を目処に販売してください。 補助金は一般消費者への還付が条件ですので、上記期限に販売できなかった場合は補助金の返還を求める場合があります。

8. 応募方法に関する質問

Q 8-01	平成２５年度に採択されて補助事業を実施していますが、平成２６年度の応募にあたっても「事業者登録」をする必要があるのでしょうか。
A 8-01	本年度の補助事業に応募する場合にはあらためて「事業者登録」を行ってください。事業者登録をしていただくことで、本年度の応募に必要な応募番号が発行されます。

Q 8-02	応募方法の郵送方法に指定はありますか。また、応募資料が到着したことを教えてもらえますか。
A 8-02	公募要領「４．３　応募方法」に記載のとおり、公募期間中に、必要書類一式を提出先に郵送してください。メール便や宅配便は利用できません。 なお、応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡はいたしません。到着確認を行いたい場合は、書留など申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。
Q 8-03	施主との「請負契約」は、応募前や採択前に行ってもよいのでしょうか。
A 8-03	構いません。
Q 8-04	施主の事情等で、提案した住宅の建設が中止になった場合はどのようになるのでしょうか。例えば、他の施主の住宅として事業を実施することは可能なのでしょうか。
A 8-04	採択後の施主の変更はできませんので、提案申請時の施主による住宅建設が中止になった場合でも他の施主の物件に振り替えて補助事業を実施することはできません。この場合、速やかに交付申請辞退の手続きを行ってください。
Q 8-05	「建売住宅」として申請したいのですが、途中で「請負住宅」に変更することは可能でしょうか。
A 8-05	提案申請内容の変更は原則認められません。 あくまで、売買契約にてお引き渡しされたものが補助対象となります。

9. 一次エネルギー消費量の算定に関する質問

Q 9-01	一次エネルギー消費量を算定する際、対象となるのはどのような取り組みでしょうか。
A 9-01	基本的に平成２５年改正の省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準の計算において、計算対象となるものになります。平成２５年省エネルギー基準における具体的な計算方法等は下記のホームページ等を参照ください。 「独立行政法人 建築研究所 HP」 http://www.kenken.go.jp/becc/index.html 「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 HP」 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/teitanso/index.php なお、平成２６年度事業については、住宅事業建築主の判断の基準に関する算定ツールに準拠した方法で一次エネルギー消費量を評価することも可とします。この場合、一次エネルギー消費量の算定において対象となる設備等の取り扱いは同基準に準ずるものとしますので、「住宅事業建築主の判断基準」のホームページを参照ください。 「住宅事業建築主の判断基準」　http://ees.ibec.or.jp
Q 9-02	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と住宅のゼロ・エネルギー化推進事業で、一次エネルギー消費量の計算方法に違いはあるのでしょうか。

A 9-02	基本的な計算方法は一緒です。ただし、応募にあたって対象となる断熱性能や機器仕様に違いがありますので、ご注意ください。
Q 9-03	審査委員会で、提案する住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等以上と認められるものとして申請する場合、一次エネルギー消費量の計算はどのようにすればよいのでしょうか。
A 9-03	算定要領で定めた計算方法で計算可能な範囲（平成２５年省エネ基準準拠もしくは事業主基準準拠の評価方法で計算可能な範囲）については、所定の方法による一次エネルギー消費量の計算結果を添付して申請してください。また、所定の方法で計算のできないものについては、別途、提案する技術、取り組みの一次エネルギー消費量の削減効果を所定の様式（別添様式３）に具体的に記載してください。

10. その他の質問

Q 10-01	予算はどのくらいなのでしょうか？
A 10-01	本事業に係る予算として、約２０億円を予定しています。
Q 10-02	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業と住宅のゼロ・エネルギー化推進事業とでは、何が違うのでしょうか。
A 10-02	住宅のゼロ・エネルギー化推進事業は、申請者が中小工務店に限られますが、建築主や建設地が未定でも応募可能です。一方、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は建築主が申請者となる必要があります（代行者による手続きも可）。 また、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業は中小工務店の取り組み促進を目的としているため、基本的な躯体、設備の対策も含めて評価し、補助対象としています。一方、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は高断熱性能、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、一定水準の省エネ性能が得られるもの、先導的・先進的な省エネ設備等を評価し、補助対象としています。これから、補助対象項目や補助対象とする基準、補助の限度額などに違いがあります。
Q 10-03	住宅の一次エネルギー消費量に関する基準（平成２５年省エネ基準）について教えてください。
A 10-03	住宅の一次エネルギー消費量に関する基準（平成２５年省エネ基準）については、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準」に公開情報がまとめられています。 「一般社団法人 日本サステナブル建築協会HP」　http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/ また、計算ツールやその解説は下記にて公開されております。 「独立行政法人 建築研究所 HP」 http://www.kenken.go.jp/becc/index.html 「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HP」 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/teitanso/index.php

	同ホームページでは、計算支援のWEBプログラムや補助ツールが公開されているほか、その解説などがダウンロードいただけます。計算にあたって具体的な設備等の評価方法もFAQとしてまとめられておりますので、ご確認ください。 その他、計算支援のWEBプログラム等に関しては、下記の省エネ対策サポートセンターが質問を受け付けています。計算支援のWEBプログラムの使い方等はEmailにて下記までお問い合わせください。 「省エネ対策サポートセンター」　メール：　q30ene@jsbc.or.jp なお、平成２５年省エネ基準の計算支援のWEBプログラムと、住宅事業建築主の判断に基準における算定ツールでは、設備の取り扱い等が異なるものがあります。 必ず使用するそれぞれのプログラム等における取り扱いを確認のうえ、一次エネルギー消費量を計算してください。
Q 10-04	住宅事業建築主の判断の基準について教えてください。
A 10-04	事業主基準については、建築環境・省エネルギー機構のホームページに解説が掲載されております。同ホームページでは、算定用Webプログラムの操作マニュアルや算定シートもダウンロードいただけます。また、計算にあたって具体的な設備等の評価方法もFAQとしてまとめられておりますので、ご確認ください。 「住宅事業建築主の判断基準」http://ees.ibec.or.jp/ その他、算定用Webプログラム等に関しては、下記の省エネ対策サポートセンターが質問を受け付けています。算定用Webプログラムの使い方等はEmailにて下記までお問い合わせください。 「省エネ対策サポートセンター」　メール：　q30ene@jsbc.or.jp なお、平成２５年省エネ基準の計算支援のWEBプログラムと、住宅事業建築主の判断に基準における算定ツールでは、設備の取り扱い等が異なるものがあります。 必ず使用するそれぞれのプログラム等における取り扱いを確認のうえ、一次エネルギー消費量を計算してください。
Q 10-05	事業主基準の計算において、算定用シートを使用した場合、一次エネルギー消費量の計算根拠として、どのような資料を添付すればよいのでしょうか。
A 10-05	算定用シートを使用する場合、住宅事業建築主の判断の基準における「報告様式３」当該住宅事業建築主が新築した特定住宅（建売分譲戸建住宅）（住宅タイプ）の省エネルギー性能等の詳細【算定用シートに基づく報告用】を利用して、計算条件と計算結果を記載し、計算根拠して提出ください。 なお、報告様式は、下記のホームページからダウンロードいただけます。 【建築環境・省エネルギー機構＞住宅事業建築主の判断の基準＞資料ダウンロード】 ●報告様式関係　「報告様式３」（Web算定プログラム） http://ees.ibec.or.jp/documents/index.php
Q 10-06	住宅の省エネ基準への適合状況を示す別添資料は、どのような資料を提出すればよいのでしょうか。
A 10-06	平成２５年改正の住宅の省エネルギー基準への適合とする場合は、届出書を利用して、性能基準もしくは仕様基準のどちらかで適合状況（提案する住宅の外皮性能及び設計一次エネル

	ギー消費量）を示してください。 １）性能基準の場合 具体的には「届出書（第一号様式）」の第二面、第三面（建築物全体に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。 ２）仕様基準の場合 具体的には「届出書（附則様式）」の第二面、第三面（住戸に係る事項）について、所定の欄を記入して提出してください。届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードいただけます。 【国土交通省>政策・仕事>住宅・建築>建築>改正省エネルギー法関連情報(住宅・建築物関係)】 ●関係法令　「改正省エネ基準（２０１３年１０月１日施行）対応様式」 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html なお、平成２６年度事業の応募にあたっては、「事業主基準準拠したゼロ・エネルギー評価方法」を選択した場合に限り、従前の例として、改正前の住宅の省エネルギー基準に適合するものとして応募することも可能です。この場合、省エネ基準への適合状況は、改正前の届出書等の様式をご利用ください。 具体的には「届出書（第一号様式）」の第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）について、所定の欄を記入して提出してください。 届出書の様式は、下記ホームページからダウンロードいただけます。 【建築環境・省エネルギー機構＞関係法令等＞平成 21 年度基準関係法令等】 ●住宅・建築物に係る改正省エネルギー法　関係法令リスト　「届出書（第一号様式）」 http://www.ibec.or.jp/horei/h21horei/index.html
Q 10-07	平成２５年省エネ基準に準拠した評価方法を選択した場合でも、平成１８年告示による省エネルギー基準（断熱性能）に適合することだけでもよいのでしょうか。あるいは、事業主基準に準拠した評価方法を選択した場合、平成２５年省エネ基準への適合は認められるのでしょうか。
A 10-07	平成２５年省エネ基準に準拠した評価方法とする場合は、平成２５年改正の省エネルギー基準に適合するものとします。具体的には外皮性能、一次エネルギー消費量のいずれもが省エネルギー基準に適合することが必要です。 事業主基準に準拠した評価方法とする場合は、平成２５年改正の省エネルギー基準に適合するものも認められますが、ゼロ・エネルギー評価方法の計算過程で使用した外皮性能の計算結果のほか、省エネ基準への適合状況を示すものとして、外皮性能の計算結果および一次エネルギー消費量の計算結果をそれぞれ提出していただくことになります。
Q 10-08	省エネルギー基準への適合は、仕様基準に適合することでもよいのでしょうか。
A 10-08	仕様基準への適合も認められます。 ただし、平成２５年省エネ基準に準拠した評価方法とする場合、性能基準にあたる一次エネルギー消費量の計算を必ず行うことになります。また、一次エネルギー消費量の計算には、外皮性能の計算結果も必要となり、これらの根拠資料も添えて応募いただくことになります。

一次エネルギー消費量の算定要領（平成25年省エネ基準準拠）（案）

本算定要領は、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」の応募にあたり、平成２５年省エネルギー基準の住宅における一次エネルギー消費量算定方法に基づいて、提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなることを評価する計算方法（以下、「ゼロエネ評価方法（平成２５年省エネ基準準拠）」とする）を記載したものです。

※「住宅事業建築主の判断の基準」における一次エネルギー消費量算定方法に基づいて、概ねゼロとなることを評価する場合は、別に定める「一次エネルギー消費量の算定要領（事業主基準準拠）」（資料４）を参照してください。

【注意事項】

①本算定要領の計算結果は、ゼロ・エネルギー住宅等として認定するものではありません。

②本算定要領の一次エネルギー消費量計算は、「平成２５年改正の住宅の省エネルギー基準（以下、平成２５年省エネ基準とする）」における一次エネルギー消費量算定用に用意された**『住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム』**（以下、省エネ基準 WEB プログラムとする）を使用します。
省エネ基準 WEB プログラムは、次のホームページにて公開されています。また、省エネ基準 WEB プログラムの使用方法及び平成２５年省エネ基準の解説次のホームページに掲載されておりますので、必ずご確認ください。

■独立行政法人 建築研究所　「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」　（http://www.kenken.go.jp/becc/index.html）

③応募にあたっては、省エネ基準 WEB プログラムの計算結果（「様式出力（省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果（PDF））」及び「外皮性能の計算結果」を提出する必要があります。そのため、省エネ基準 WEB プログラムを使用する際に計算結果を必ず電子ファイルとして保存してください。

※平成２５年省エネ基準に関する公開情報は、次のホームページでまとめられていますので、評価にあたって、必ずご確認ください。

■一般社団法人 日本サステナブル建築協会　「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準」　（http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/）

１．評価の概要

①本事業では、平成２５年省エネ基準における一次エネルギー消費量のうち、**『暖冷房設備』『換気設備』『照明設備』『給湯設備』**に係る一次エネルギー消費量※1を対象として評価します。

②平成２５年省エネ基準における一次エネルギー消費量の計算方法に準じて算定した基準エネルギー消費量に対し、提案する住宅の**断熱性能や各設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱温水器等）やコージェネレーション等の活用**による**『一次エネルギー消費削減量※3（以下、エネルギー消費削減量とする）』**の合計が上回ることで、一次エネルギー消費量がゼロとなると評価します。

※１　平成２５年省エネ基準の一次エネルギー消費量のうち、「その他のエネルギー」は評価の対象外とします。

※２　平成２５年省エネ基準の計算方法に準じて算定する基準エネルギー消費量は、住宅の面積、プラン等によって異なる値となりますが、それぞれの提案する住宅に応じた基準エネルギー消費量に基づいて評価します。

※３　太陽光発電注）による一次エネルギー消費削減量は総発電量で評価します。

注）再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

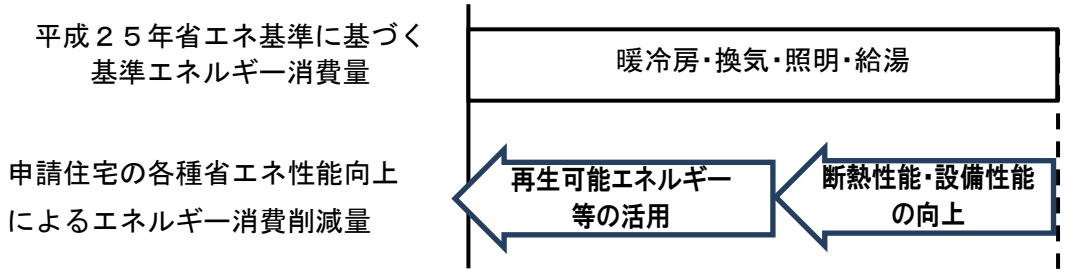

＜参考　平成２５年省エネ基準における一次エネルギー消費量の基準とは＞

平成２５年１０月１日から住宅の省エネ基準が変更され、建物全体の省エネルギー性能をわかりやすく把握できる基準とするため、「一次エネルギー消費量」を指標とした基準が追加されました。また、外皮（壁や窓等）の熱性能については、室内の温熱環境確保などの観点から一定の水準（平成１１年基準相当）が引き続き求められますが、住宅については、年間暖冷房負荷/熱損失係数・夏期日射取得係数から、外皮平均熱貫流率／冷房期の平均日射熱取得率の基準に変更されました。

なお、住宅の省エネ基準の変更に伴って一次エネルギー消費量等の計算支援プログラム及び補助ツールが用意され、前述の（独）建築研究所のホームページ等でご利用いただけます。

２．一次エネルギー消費量評価の基本的な考え方（ゼロ・エネルギー評価）

（１）対象とする省エネ手法

本事業の一次エネルギー消費量評価では、平成２５年省エネ基準の一次エネルギー消費量算定方法において対象となる省エネ手法を対象とします。ただし、空気集熱式太陽熱利用システムは、別途定める「一次エネルギー消費量算定要領（事業主基準準拠）」と同様の早見表を利用してエネルギー削減量等を計算できるものとします。

注１）上記以外の省エネ手法は計算方法を定めておりません。
他の省エネ手法を提案する場合には、別途、省エネ効果の計算結果を添えて提出してください。審査委員会で個別に内容を審査いたします。

注２）太陽熱給湯と空気集熱式太陽熱利用システムを併用するもの、コージェネレーションと空気集熱式太陽熱利用システムを併用するものは評価できないものとします。該当する場合は、いずれかの方法として評価してください。（双方の省エネ効果を評価する場合には、根拠を添えて、審査委員会が認めるものとして申請してください。）

（２）一次エネルギー消費量評価の基本的な考え方

平成２５年省エネ基準の一次エネルギー消費量の算定方法（省エネ基準 WEB プログラム）から、提案する住宅における「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」を計算します。その計算結果に基づいて、提案する住宅で実施する各種手法による**「エネルギー消費削減量」**を計算し、一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるか否かを評価します。

①平成２５年省エネ基準の一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラムを使用して、提案する住宅の面積、外皮性能、設備種別・性能等を入力し、一次エネルギー消費量を計算します。
⇒　提案する住宅の「基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量」、「太陽光発電等の発電量」を計算

②上記①の計算結果から、本要領で定める方法に従って、基準エネルギー消費量、基本仕様（躯体・設備の性能向上を考慮）のエネルギー消費削減量、太陽光発電のエネルギー消費削減量等を計算します。
⇒　**エネルギー消費削減量の合計が基準エネルギー消費量を上回る**ことで、提案する住宅のエネルギー消費量が概ねゼロになるものと評価します。

（３）一次エネルギー消費量評価における用語の定義、基本式

A.コージェネレーションを導入しない場合

下記の基本式等における（①～⑬）は別添様式２－A と対応しています。別添様式もあわせて確認してください。

■基準エネルギー消費量（④）
＝　平成２５年省エネ基準による「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の『基準一次エネルギー消費量』の合計（①）

■省エネ量 A（基本仕様）（⑤）
＝　基準エネルギー消費量（④）－　平成２５年省エネ基準による「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の『設計一次エネルギー消費量』の合計（②）

■省エネ量Ｂ（空気集熱式太陽熱利用）（⑥）＝　別途早見表から求めた省エネ量

■省エネ量Ｃ（太陽光発電）（⑦）

＝　平成２５年省エネ基準による「太陽光発電等による発電量　『総発電量』」（③）

■全体評価のエネルギー消費量（⑨）＝　基準エネルギー消費量（④）－　省エネ量 A～C の合計（⑧）

■全体評価のエネルギー消費削減量（⑩）＝　省エネ量 A～C の合計（⑧）

■全体評価のエネルギー削減率（R）　（⑪）

＝　全体評価のエネルギー消費削減量（⑩）÷基準エネルギー消費量（④）×１００

■太陽光発電を除く評価のエネルギー消費削減量（⑫）

＝　省エネ量Ａ（⑤）＋省エネ量Ｂ（⑥）

■太陽光発電を除く評価のエネルギー削減率（Ro：⑬）

＝　太陽光発電を除く評価のエネルギー消費削減量（⑫）÷基準エネルギー消費量（④）×１００

B.コージェネレーションを導入する場合

下記の基本式等における（①～⑬）は別添様式２－B と対応しています。別添様式もあわせて確認してください。

■基準エネルギー消費量（④）

＝　平成２５年省エネ基準による「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の『基準一次エネルギー消費量』の合計（①）

■コージェネレーションによる発電量（③’）

＝　平成２５年省エネ基準による「太陽光発電等による発電量　『評価量』」

※太陽光発電を除いた場合の計算結果による

■省エネ量Ａ（基本仕様）（⑤）

＝　基準エネルギー消費量（④）－　平成２５年省エネ基準による「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の『設計一次エネルギー消費量』の合計（②）

＋　コージェネレーションによる発電量（③’）

■省エネ量Ｃ（太陽光発電）（⑦）

＝　平成２５年省エネ基準による「太陽光発電等による発電量　『総発電量』」（③）

－　コージェネレーションによる発電量（③’）

■全体評価のエネルギー消費量（⑨）
■全体評価のエネルギー消費削減量（⑩）
■全体評価のエネルギー削減率（R）（⑪）
■太陽光発電を除く評価のエネルギー消費削減量（⑫）
■太陽光発電を除く評価のエネルギー削減率（Ro：⑬）

A．コージェネレーションを導入しない場合に同じ

３．一次エネルギー消費量評価における計算方法

（１）計算の流れ

一次エネルギー消費量評価における計算方法の流れは次のとおりです。具体的な計算方法は、STEP１～４に分けて、次の『（２）STEP 別の計算方法』で解説しています。採用する省エネ手法に応じて、該当する計算方法を確認し、一次エネルギー消費量を評価してください。

STEP1　平成25年省エネ基準による一次エネルギー消費量の計算（全提案内容による計算）

○住宅の面積、外皮性能、設備の種類・性能（暖冷房・換気・給湯・換気）、発電設備（太陽光発電・コージェネレーション）の条件を入力

○提案する住宅に応じた**『基準一次エネルギー消費量』、『設計一次エネルギー消費量』、『太陽光発電等による発電量（総発電量）』**を計算

【使用するプログラム等】
省エネ基準一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラム（住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム）（独）建築研究所

【コージェネレーション・空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合】

STEP2　個別システムのエネルギー消費削減量の計算

STEP2-1　コージェネレーションによる発電量の計算

○平成 25 年省エネ基準の計算方法に従って、提案内容から太陽光発電のみを除いた条件で一次エネルギー消費量等を計算

○**『太陽光発電等による発電量（評価値）』**（＝コージェネレーションによる発電量）を算出

STEP2-2　「空気集熱式太陽熱利用」によるエネルギー削減量の計算

○**早見表**から、提案システムのエネルギー削減率を算出

○STEP1 の結果から**エネルギー消費削減量（省エネ量 B）を算出**

本事業の
添付資料４－１
添付資料４－２
の計算表及び早見表

STEP3　基準エネルギー消費量、省エネ量 A～C の計算

○STEP1～STEP2 の計算結果から、基本式に基づいて「基準エネルギー消費量」「省エネ量 A～C」を計算

※STEP1、STEP2 の結果を「別添様式２－A（コージェネレーションを導入しない場合）」または「別添様式２－B（コージェネレーションを導入する場合）」に入力することで、自動計算されます

STEP4　事業要件への適合の確認、エネルギー削減率等を計算

○事業要件への適合：
基準エネルギー消費量≦エネルギー消費削減量（省エネ量 A~C の合計）

○エネルギー消費削減量＝省エネ量 A～C の合計

○エネルギー削減率（%）
＝エネルギー消費削減量÷基準エネルギー消費量×１００

※STEP1、STEP2 の結果を「別添様式２－A（コージェネレーションを導入しない場合）」または「別添様式２－B（コージェネレーションを導入する場合）」に入力することで、自動計算されます

本事業の
別添様式２－A
（または２－B）
※必要事項を入力することで自動計算

（２）ＳＴＥＰ別の計算方法

【提案申請書の作成にあたって】

○提案申請書の別添様式２－Ａ（または２－Ｂ）の Excel ファイルは、省エネ基準 WEB プログラム（住宅・住戸の省エネルギー性能判定プログラム）の様式出力（省エネルギー基準一次エネルギー消費量計算結果）と同様のフォーマットで入力欄を設けています。

○省エネ基準 WEB プログラムの計算結果等を別添様式の所定欄にそのまま転記することで、評価に必要な基準エネルギー消費量、省エネ量、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率等が自動計算され、事業要件となるゼロ・エネルギー評価結果が確認できます。

別添様式2－A における計算の例（コージェネレーションを導入しない場合）

＜省エネ基準 WEB プログラムの計算結果（ＰＤＦ出力）＞

省エネ基準 一次エネルギー消費量 計算結果（住宅）

1．住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1) 住宅／住戸(タイプ)の名称	○○ ●●				
(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計	
	29.81㎡	51.34㎡	38.93㎡	120.08㎡	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(IVb地域) ／ A3区分(年間の日射量が中程度の地域)				
(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)					
	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量	15399		7024		
冷房設備一次エネルギー消費量	4331		5812		
換気設備一次エネルギー消費量	4542		3228		
照明設備一次エネルギー消費量	10763		6135		MJ/(戸・年)
給湯設備一次エネルギー消費量	25091		17280		
その他の一次エネルギー消費量	21211		21211		
太陽光発電等による発電量　評価量			14670		
（参考値）　総発電量			49995		
合計	①	81336	②	46021	MJ/(戸・年)

該当欄に転記

総発電量を転記

＜別添様式２－Ａ（Excel ファイル）＞

1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

(1)住宅の名称	○○ ●●						
(2)床面積	主たる居室		その他の居室		非居室		合計
	29.81	㎡	51.34	㎡	38.93	㎡	120.08 ㎡
(3)省エネ地域区分 /年間日射地域区分	6	地域	／ A		3	区分	
(4)住宅の一次エネルギー消費量 (1戸当り)	基準一次エネルギー消費量				設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量	15,399	MJ/(戸・年)			7,024	MJ/(戸・年)	
冷房設備一次エネルギー消費量	4,331	MJ/(戸・年)			5,812	MJ/(戸・年)	
換気設備一次エネルギー消費量	4,542	MJ/(戸・年)			3,228	MJ/(戸・年)	
照明設備一次エネルギー消費量	10,763	MJ/(戸・年)			6,135	MJ/(戸・年)	
給湯設備一次エネルギー消費量	25,091	MJ/(戸・年)			17,280	MJ/(戸・年)	
合計	60,126	MJ/(戸・年)	①		39,479	MJ/(戸・年)	②
(5)太陽光発電等による発電量　**総発電量**					49,995	MJ/(戸・年)	③

STEP1　平成25年省エネ基準による一次エネルギー消費量の計算

平成２５年省エネ基準における一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラムを使用して、一次エネルギー消費量を計算します。

①**省エネ基準ＷＥＢプログラム**を使用して、提案する住宅の「名称」「面積」「地域区分」、「外皮性能」「暖冷房設備」「換気設備」「給湯設備」「照明設備」「発電設備（太陽光発電、コージェネレーション）」のそれぞれに必要事項を入力して計算を実行します。

②計算終了後、「様式出力」から**「省エネルギー基準（ＰＤＦ）」**を選択して、**計算結果をＰＤＦファイルとして保存してください。保存したＰＤＦファイルを応募時に添付資料として提出していただきます。**

※次ページに省エネ基準ＷＥＢプログラム等での計算にあたっての注意事項をまとめていますので、必ず確認してください。

【参考：省エネ基準ＷＥＢプログラム（住宅・住戸の省エネルギー性能判定プログラム）】
（計算後イメージ）

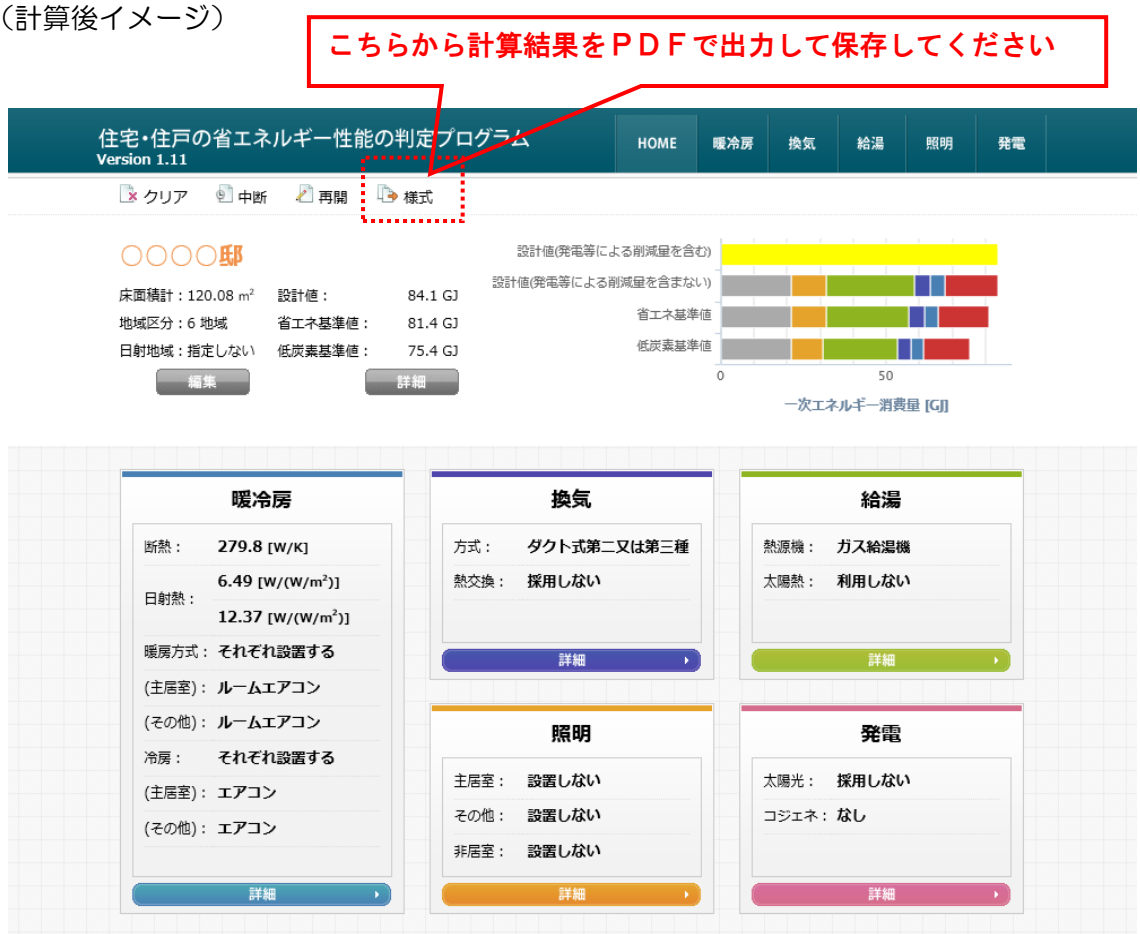

③計算終了後、「基準一次エネルギー消費量」「設計一次エネルギー消費量」「太陽光発電等による発電量（参考値　総発電量）」を STEP3 で、所定の様式に転記します。

【計算上の注意事項】

※１　ＷＥＢプログラムでの計算には、**外皮性能として「外皮熱損失量（ｑ値）」「日射熱取得量（m_c値、m_H値）」を別途計算し、計算結果を入力**することが必要になります。
「外皮熱損失量（ｑ値）」「日射熱取得量（m_c値、m_H値）」の計算にあたっては、計算プログラム及び補助ツールが下記のホームページで公開されています。

■独立行政法人 建築研究所
「住宅•建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」
（http://www.kenken.go.jp/becc/）
※住宅・住戸の外皮性能計算プログラムが利用できます。

■一般社団法人　住宅性能評価・表示協会
「低炭素建築物認定制度＞住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量（冷房期・暖房期）計算書」
（http://www.hyoukakyoukai.or.jp/teitanso/keisansyo.html）
※各外皮性能の計算書がダウンロードできます。

※２　応募時には、**「外皮熱損失量（ｑ値）」「日射熱取得量（m_c値、m_H値）」の算定根拠として計算プログラム等による計算結果を添付資料として提出していただきます**。そのため、**上記※１で利用した計算プログラムの計算結果等は必ず保存してください**。

※３　**STEP1として、省エネ基準ＷＥＢプログラムでの計算は全ての場合において必要**です。

※４　**コージェネレーションを導入する場合、STEP1**では、コージェネレーション、太陽光発電を始め、**提案する内容を全て反映したものとして計算してください。**
また、**STEP2-1**では**STEP1**で計算した条件から「太陽光発電」のみを除いた条件でコージェネレーションによる発電量を計算します。

※５　**「審査委員会が認めるもの」として応募する場合も、STEP1での省エネ基準ＷＥＢプログラムでの計算は必要です。反映できない省エネ手法以外の条件を入力して、必ず計算を行ってください。**

※６　省エネ基準ＷＥＢプログラム等による計算方法等は上記のホームページに掲載されている解説書、参考資料を参考にしてください。
また、平成２５年省エネ基準に関する公開情報は、下記のホームページにもまとめられていますので、参考にしてください。

■一般社団法人　日本サステナブル建築協会
「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準」
（http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/）

STEP2 個別システムにおける省エネ量の計算
（コージェネレーション、空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合のみ）

※コージェネレーション、空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合の一次エネルギー消費量の計算方法です。

※上記を導入しない場合は、STEP3へ進んでください。

※『太陽熱温水器またはコージェネレーションと空気集熱式太陽熱利用システム（暖房・給湯対象）を併用する場合』の計算はできません。
（いずれか一つのシステムとして計算してください。）

STEP2-1　コージェネレーションによる発電量の計算

STEP1では、太陽光発電とコージェネレーションの双方の発電量の合計が「太陽光発電等による発電量（参考値　総発電量）」として計算されます。太陽光発電を除いたエネルギー削減率（Ro）を評価するため、コージェネレーションを導入する場合は、STEP1の省エネ基準 WEB プログラムによる計算に加え、下記の条件で省エネ基準 WEB プログラムによる一次エネルギー消費量の計算を行います。

①STEP1と同一地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件とし、太陽光発電は設置しないものとして省エネ基準 WEB プログラムで一次エネルギー消費量を計算します。
（太陽光発電以外は、必ずＳＴＥＰ１と同一の条件で計算してください。）

②STEP2-1の計算結果のうち、「太陽光発電等による発電量（評価値）」がコージェネレーションによる発電量に相当しますので、**別添様式２−Ｂ**の所定の欄に転記してください。

【注意事項】

※１　STEP2-1の計算結果では、「太陽光発電等による発電量（評価値）」と「参考値　総発電量」は同じ値になります。異なる値になる場合は、太陽光発電を入力して計算している可能性がありますので、再度、入力条件を確認してください。

※２　STEP1とSTEP2-1において、太陽光発電以外について、同一条件で計算すると「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の各一次エネルギー消費量は同じ値になります。異なる値となる場合は、入力条件が異なる可能性がありますので、再度、入力条件を確認してください。

省エネ基準ＷＥＢプログラムの計算結果の例（ＰＤＦ出力）

※コージェネレーションを導入する場合

【ＳＴＥＰ１の計算結果（提案する全内容を入力した条件での計算）】

(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計	
	29.81㎡	51.34㎡	38.93㎡	120.08㎡	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(IVb地域)　/　A3区分(年間の日射量が中程度の地域)				
(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)					
	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量		15399		7024	
冷房設備一次エネルギー消費量		4331		5812	
換気設備一次エネルギー消費量		4542		3228	
照明設備一次エネルギー消費量		10763		6135	MJ/(戸・年)
給湯設備一次エネルギー消費量		25091		31660	
その他の一次エネルギー消費量		21211		21211	
太陽光発電等による発電量　評価量				27249	
（参考値）　総発電量				64339	
合計	①	81336	②	47822	MJ/(戸・年)

STEP１と STEP2-1 の計算結果において、「暖房、冷房、換気、照明、給湯」の一次エネルギー消費量がそれぞれ同じ値になることを確認してください。

【ＳＴＥＰ２－１の計算結果（ＳＴＥＰ１から太陽光発電を除いた条件での計算）】

(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計	
	29.81㎡	51.34㎡	38.93㎡	120.08㎡	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(IVb地域)　/　A3区分(年間の日射量が中程度の地域)				
(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)					
	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量		15399		7024	
冷房設備一次エネルギー消費量		4331		5812	
換気設備一次エネルギー消費量		4542		3228	
照明設備一次エネルギー消費量		10763		6135	MJ/(戸・年)
給湯設備一次エネルギー消費量		25091		31660	
その他の一次エネルギー消費量		21211		21211	
太陽光発電等による発電量　評価量				18889	
（参考値）　総発電量				18889	
合計	①	81336	②	56182	MJ/(戸・年)

STEP2-1 では評価量と総発電量が同じ値になることを確認してください。

STEP2-2　空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量 B）の計算

平成２５年省エネ基準 WEB プログラムでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできませんが、本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法（太陽熱の利用用途：暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、２４時間換気との連動）に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可とします。

具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、**空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量Ｂ）**を求めます。

＜対象システム＞

本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の（１）集熱部、（２）搬送部、（３）蓄熱部により構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。なお、暗色鋼板による屋根葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。ただし、透過体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しなければならない。
(2)搬送部	暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

＜一次エネルギー消費量の計算方法＞

①本計算では、次の 4 つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。

- 手法１：太陽熱を暖房のみに利用　（暖房エネルギー消費量の削減）
- 手法２：太陽熱を暖房と給湯に利用（暖房・給湯エネルギー消費量の削減）
- 手法３：システム駆動専用の太陽光発電の採用（システム駆動エネルギー消費量の削減）
- 手法４：24 時間換気との連動　　（換気エネルギー消費量の削減）

②提案するシステムの集熱面積を下式から算出します。

■集熱部面積（Ａ）

＝　透過体を持つ集熱器の有効集熱面積（A_G）

　　＋（透過体のない集熱部の有効集熱面積（A_S）÷2）

③提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表１－１～１－６から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量※1　（$E_{H\text{-}R}$）
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量※2　（$E_{H\text{-}system}$）
集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量※3　（$E_{HW\text{-}R}$）
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量※2　（$E_{HW\text{-}system}$）
換気エネルギー消費量の削減率※4　（R_V）

※１　手法１、手法２を採用する場合、暖房エネルギー削減量は、暖房方式に応じて「住宅全体を暖房する場合（早見表１－１）」「「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房する場合（早見表１－２）」のいずれかから選択してください。

※２　**手法２を採用しない場合**は、集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量（E_{HWR}）は０としてください。

※３　**手法３を採用する場合**は、空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{H\text{-}system}$）及び給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{HW\text{-}system}$）は０としてください。

※４　**手法４を導入する場合**は、（R_V）を早見表から求めてください。

③**STEP1**で求めた換気エネルギー消費量（E_V）および②で求めた各値に基づいて、下式から、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量 B）を求めます。

■空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー消費削減量（省エネ量B）

＝　集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量（$E_{H\text{-}R}$）×集熱部面積（**A**）
－空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{H\text{-}system}$）
＋集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量（$E_{HW\text{-}R}$）×集熱部面積（**A**）
－給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{HW\text{-}system}$）
＋換気エネルギー消費量（E_v）×換気エネルギー削減率（R_v）

※換気エネルギー消費量 E_v は **STEP1** の計算結果

【早見表１－１】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量
（住宅全体を暖房する場合）

【 1地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**152**	**166**	**176**	**184**	**189**	**192**	**194**	**194**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**229**	**250**	**265**	**276**	**284**	**289**	**292**	**292**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**283**	**308**	**327**	**341**	**350**	**356**	**360**	**361**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**313**	**341**	**362**	**377**	**388**	**394**	**398**	**399**
	真南から東西へ10°未満	**320**	**348**	**370**	**385**	**396**	**403**	**406**	**408**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**303**	**330**	**350**	**365**	**375**	**382**	**385**	**386**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**263**	**286**	**304**	**317**	**326**	**331**	**334**	**335**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**199**	**217**	**230**	**240**	**247**	**251**	**253**	**254**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**112**	**122**	**130**	**135**	**139**	**142**	**143**	**143**

【 2地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**160**	**174**	**185**	**193**	**198**	**202**	**203**	**204**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**222**	**242**	**257**	**268**	**275**	**280**	**282**	**283**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**265**	**289**	**306**	**319**	**328**	**334**	**337**	**338**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**289**	**314**	**334**	**348**	**358**	**364**	**367**	**368**
	真南から東西へ10°未満	**293**	**319**	**339**	**353**	**363**	**369**	**373**	**374**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**278**	**303**	**321**	**335**	**344**	**350**	**353**	**355**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**244**	**265**	**282**	**294**	**302**	**307**	**310**	**311**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**190**	**207**	**220**	**229**	**236**	**240**	**242**	**243**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**117**	**128**	**136**	**141**	**145**	**148**	**149**	**150**

【 3地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**140**	**152**	**162**	**169**	**173**	**176**	**178**	**178**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**173**	**188**	**200**	**208**	**214**	**218**	**220**	**220**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**195**	**212**	**225**	**235**	**241**	**245**	**248**	**249**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**206**	**225**	**238**	**249**	**255**	**260**	**262**	**263**
	真南から東西へ10°未満	**207**	**225**	**239**	**249**	**256**	**261**	**263**	**264**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**197**	**214**	**228**	**237**	**244**	**248**	**250**	**251**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**176**	**192**	**204**	**212**	**218**	**222**	**224**	**225**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**145**	**158**	**167**	**174**	**179**	**182**	**184**	**185**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**102**	**112**	**118**	**123**	**127**	**129**	**130**	**131**

【 4地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**124**	**136**	**144**	**150**	**154**	**157**	**158**	**159**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**144**	**156**	**166**	**173**	**178**	**181**	**183**	**183**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**156**	**170**	**180**	**188**	**193**	**196**	**198**	**199**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**161**	**175**	**186**	**194**	**200**	**203**	**205**	**206**
	真南から東西へ10°未満	**159**	**174**	**184**	**192**	**197**	**201**	**203**	**203**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**151**	**164**	**174**	**181**	**186**	**190**	**191**	**192**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**135**	**147**	**156**	**162**	**167**	**170**	**171**	**172**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**112**	**122**	**129**	**135**	**138**	**141**	**142**	**143**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**82**	**89**	**95**	**99**	**101**	**103**	**104**	**104**

【 5地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**174**	**189**	**201**	**210**	**215**	**219**	**221**	**222**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**191**	**208**	**221**	**230**	**236**	**240**	**243**	**243**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**201**	**219**	**232**	**242**	**249**	**253**	**256**	**256**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**204**	**223**	**236**	**246**	**253**	**257**	**260**	**261**
	真南から東西へ10°未満	**201**	**219**	**232**	**242**	**249**	**253**	**256**	**256**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**191**	**208**	**221**	**230**	**237**	**241**	**243**	**244**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**174**	**190**	**201**	**210**	**216**	**219**	**221**	**222**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**151**	**164**	**174**	**182**	**187**	**190**	**192**	**192**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**120**	**131**	**139**	**145**	**149**	**152**	**153**	**154**

【 6地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**107**	**116**	**123**	**128**	**132**	**134**	**135**	**136**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**141**	**153**	**162**	**169**	**174**	**177**	**179**	**179**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**148**	**161**	**171**	**179**	**184**	**187**	**189**	**189**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**143**	**156**	**165**	**172**	**177**	**180**	**182**	**183**
	真南から東西へ10°未満	**134**	**146**	**155**	**161**	**166**	**169**	**170**	**171**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**125**	**137**	**145**	**151**	**155**	**158**	**159**	**160**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**118**	**128**	**136**	**142**	**146**	**148**	**150**	**150**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**108**	**117**	**124**	**130**	**133**	**136**	**137**	**137**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**86**	**94**	**100**	**104**	**107**	**109**	**110**	**110**

【 7地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

住宅全体を暖房		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**119**	**130**	**138**	**144**	**148**	**150**	**151**	**152**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**142**	**155**	**164**	**171**	**176**	**179**	**181**	**181**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**142**	**154**	**164**	**171**	**175**	**178**	**180**	**181**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**132**	**144**	**153**	**159**	**164**	**167**	**168**	**169**
	真南から東西へ10°未満	**124**	**134**	**143**	**149**	**153**	**156**	**157**	**158**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**119**	**130**	**138**	**144**	**148**	**150**	**152**	**152**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**118**	**129**	**137**	**143**	**147**	**149**	**150**	**151**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**114**	**124**	**131**	**137**	**141**	**143**	**145**	**145**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**93**	**101**	**108**	**112**	**115**	**117**	**118**	**119**

【早見表１－２】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量
（「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかを暖房する場合）

【 1地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**107**	**116**	**123**	**129**	**132**	**134**	**136**	**136**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**161**	**175**	**186**	**193**	**199**	**202**	**204**	**205**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**198**	**216**	**229**	**239**	**245**	**250**	**252**	**253**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**219**	**239**	**253**	**264**	**271**	**276**	**279**	**280**
	真南から東西へ10°未満	**224**	**244**	**259**	**270**	**277**	**282**	**285**	**286**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**212**	**231**	**245**	**256**	**263**	**267**	**270**	**271**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**184**	**200**	**213**	**222**	**228**	**232**	**234**	**235**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**140**	**152**	**161**	**168**	**173**	**176**	**177**	**178**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**79**	**86**	**91**	**95**	**97**	**99**	**100**	**100**

【 2地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**100**	**109**	**116**	**121**	**124**	**126**	**127**	**128**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**139**	**152**	**161**	**168**	**172**	**175**	**177**	**178**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**166**	**181**	**192**	**200**	**206**	**209**	**211**	**212**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**181**	**197**	**209**	**218**	**224**	**228**	**230**	**231**
	真南から東西へ10°未満	**184**	**200**	**212**	**221**	**227**	**231**	**233**	**234**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**174**	**190**	**201**	**210**	**216**	**219**	**221**	**222**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**153**	**166**	**177**	**184**	**189**	**192**	**194**	**195**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**119**	**130**	**138**	**144**	**148**	**150**	**151**	**152**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**73**	**80**	**85**	**88**	**91**	**93**	**93**	**94**

【 3地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**99**	**107**	**114**	**119**	**122**	**124**	**125**	**126**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**122**	**133**	**141**	**147**	**151**	**154**	**155**	**155**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**138**	**150**	**159**	**166**	**170**	**173**	**175**	**175**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**146**	**158**	**168**	**175**	**180**	**183**	**185**	**186**
	真南から東西へ10°未満	**146**	**159**	**169**	**176**	**181**	**184**	**186**	**186**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**139**	**151**	**161**	**167**	**172**	**175**	**177**	**177**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**124**	**135**	**144**	**150**	**154**	**157**	**158**	**159**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**102**	**111**	**118**	**123**	**126**	**129**	**130**	**130**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**72**	**79**	**84**	**87**	**90**	**91**	**92**	**92**

【 4地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**94**	**102**	**108**	**113**	**116**	**118**	**119**	**120**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**108**	**118**	**125**	**130**	**134**	**136**	**138**	**138**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**117**	**128**	**136**	**141**	**145**	**148**	**149**	**150**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**121**	**132**	**140**	**146**	**150**	**153**	**154**	**155**
	真南から東西へ10°未満	**120**	**131**	**139**	**145**	**149**	**151**	**153**	**153**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**113**	**123**	**131**	**137**	**140**	**143**	**144**	**145**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**101**	**110**	**117**	**122**	**126**	**128**	**129**	**129**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**84**	**92**	**97**	**101**	**104**	**106**	**107**	**107**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**62**	**67**	**71**	**74**	**76**	**78**	**78**	**79**

【 5地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**112**	**122**	**129**	**135**	**139**	**141**	**142**	**143**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**123**	**134**	**142**	**148**	**152**	**155**	**156**	**157**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**129**	**141**	**150**	**156**	**160**	**163**	**164**	**165**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**132**	**143**	**152**	**159**	**163**	**166**	**167**	**168**
	真南から東西へ10°未満	**129**	**141**	**150**	**156**	**160**	**163**	**165**	**165**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**123**	**134**	**142**	**148**	**152**	**155**	**156**	**157**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**112**	**122**	**130**	**135**	**139**	**141**	**143**	**143**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**97**	**106**	**112**	**117**	**120**	**122**	**123**	**124**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**77**	**84**	**90**	**93**	**96**	**98**	**98**	**99**

【 6地域 】　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**72**	**78**	**83**	**87**	**89**	**91**	**91**	**92**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**95**	**103**	**110**	**114**	**117**	**119**	**121**	**121**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**100**	**109**	**116**	**121**	**124**	**126**	**127**	**128**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**97**	**105**	**112**	**116**	**120**	**122**	**123**	**123**
	真南から東西へ10°未満	**90**	**98**	**104**	**109**	**112**	**114**	**115**	**115**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**85**	**92**	**98**	**102**	**105**	**107**	**108**	**108**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**80**	**87**	**92**	**96**	**98**	**100**	**101**	**101**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**73**	**79**	**84**	**87**	**90**	**91**	**92**	**93**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**58**	**63**	**67**	**70**	**72**	**73**	**74**	**74**

【 7地域 】　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[MJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**74**	**81**	**86**	**89**	**92**	**93**	**94**	**94**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**88**	**96**	**102**	**106**	**109**	**111**	**112**	**113**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**88**	**96**	**102**	**106**	**109**	**111**	**112**	**112**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**82**	**90**	**95**	**99**	**102**	**104**	**105**	**105**
	真南から東西へ10°未満	**77**	**84**	**89**	**93**	**95**	**97**	**98**	**98**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**74**	**81**	**86**	**89**	**92**	**93**	**94**	**95**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**74**	**80**	**85**	**89**	**91**	**93**	**94**	**94**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**71**	**77**	**82**	**85**	**88**	**89**	**90**	**90**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**58**	**63**	**67**	**70**	**72**	**73**	**74**	**74**

【早見表１－３】空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。ただし、空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは０とする。

【 1地域 】　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1,150**	**1,150**	**1,148**	**1,144**	**1,139**	**1,133**	**1,126**	**1,120**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1,228**	**1,227**	**1,225**	**1,221**	**1,215**	**1,209**	**1,202**	**1,195**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1,284**	**1,284**	**1,282**	**1,277**	**1,272**	**1,265**	**1,258**	**1,250**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1,320**	**1,320**	**1,317**	**1,313**	**1,307**	**1,300**	**1,293**	**1,285**
	真南から東西へ10°未満	**1,335**	**1,335**	**1,332**	**1,328**	**1,322**	**1,315**	**1,307**	**1,300**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1,329**	**1,329**	**1,326**	**1,322**	**1,316**	**1,309**	**1,302**	**1,294**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1,302**	**1,302**	**1,299**	**1,295**	**1,289**	**1,283**	**1,275**	**1,268**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1,254**	**1,254**	**1,252**	**1,248**	**1,242**	**1,236**	**1,228**	**1,221**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1,186**	**1,186**	**1,183**	**1,179**	**1,174**	**1,168**	**1,161**	**1,154**

【 2地域 】　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1,184**	**1,184**	**1,182**	**1,178**	**1,173**	**1,167**	**1,160**	**1,153**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1,241**	**1,241**	**1,239**	**1,234**	**1,229**	**1,222**	**1,215**	**1,208**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1,281**	**1,281**	**1,279**	**1,274**	**1,269**	**1,262**	**1,255**	**1,247**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1,305**	**1,305**	**1,302**	**1,298**	**1,292**	**1,285**	**1,278**	**1,271**
	真南から東西へ10°未満	**1,312**	**1,312**	**1,310**	**1,305**	**1,299**	**1,293**	**1,285**	**1,278**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1,303**	**1,303**	**1,301**	**1,296**	**1,290**	**1,284**	**1,276**	**1,269**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1,278**	**1,278**	**1,275**	**1,271**	**1,265**	**1,258**	**1,251**	**1,244**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1,236**	**1,236**	**1,233**	**1,229**	**1,223**	**1,217**	**1,210**	**1,203**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1,177**	**1,177**	**1,175**	**1,171**	**1,166**	**1,160**	**1,153**	**1,146**

【 3地域 】　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1,248**	**1,248**	**1,246**	**1,242**	**1,236**	**1,230**	**1,223**	**1,215**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1,305**	**1,305**	**1,302**	**1,298**	**1,292**	**1,285**	**1,278**	**1,270**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1,345**	**1,345**	**1,343**	**1,338**	**1,332**	**1,325**	**1,318**	**1,310**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1,370**	**1,370**	**1,368**	**1,363**	**1,357**	**1,350**	**1,342**	**1,334**
	真南から東西へ10°未満	**1,380**	**1,380**	**1,377**	**1,372**	**1,366**	**1,359**	**1,351**	**1,343**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1,374**	**1,373**	**1,371**	**1,366**	**1,360**	**1,353**	**1,345**	**1,337**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1,352**	**1,351**	**1,349**	**1,344**	**1,338**	**1,331**	**1,324**	**1,316**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1,314**	**1,314**	**1,311**	**1,307**	**1,301**	**1,294**	**1,287**	**1,279**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1,261**	**1,261**	**1,258**	**1,254**	**1,248**	**1,242**	**1,235**	**1,227**

【 4地域 】　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**1,511**	**1,510**	**1,507**	**1,502**	**1,496**	**1,488**	**1,479**	**1,471**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**1,543**	**1,542**	**1,539**	**1,534**	**1,527**	**1,519**	**1,511**	**1,502**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**1,586**	**1,586**	**1,583**	**1,577**	**1,570**	**1,562**	**1,553**	**1,544**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,620**	**1,620**	**1,617**	**1,611**	**1,604**	**1,596**	**1,587**	**1,577**
	真南から東西へ10° 未満	**1,633**	**1,633**	**1,630**	**1,624**	**1,617**	**1,609**	**1,600**	**1,590**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,621**	**1,621**	**1,618**	**1,612**	**1,605**	**1,597**	**1,588**	**1,578**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,588**	**1,588**	**1,585**	**1,579**	**1,572**	**1,564**	**1,555**	**1,546**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,545**	**1,545**	**1,542**	**1,537**	**1,530**	**1,522**	**1,513**	**1,504**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**1,513**	**1,513**	**1,510**	**1,505**	**1,498**	**1,491**	**1,482**	**1,473**

【 5地域 】　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**1,509**	**1,509**	**1,506**	**1,501**	**1,494**	**1,486**	**1,478**	**1,469**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**1,568**	**1,567**	**1,564**	**1,559**	**1,552**	**1,544**	**1,535**	**1,526**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**1,611**	**1,611**	**1,608**	**1,602**	**1,595**	**1,587**	**1,578**	**1,568**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,639**	**1,639**	**1,635**	**1,630**	**1,623**	**1,614**	**1,605**	**1,596**
	真南から東西へ10° 未満	**1,652**	**1,651**	**1,648**	**1,643**	**1,635**	**1,627**	**1,617**	**1,608**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,649**	**1,649**	**1,646**	**1,640**	**1,633**	**1,624**	**1,615**	**1,605**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,631**	**1,631**	**1,628**	**1,622**	**1,615**	**1,607**	**1,597**	**1,588**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,598**	**1,598**	**1,595**	**1,589**	**1,582**	**1,574**	**1,565**	**1,556**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**1,549**	**1,549**	**1,546**	**1,541**	**1,534**	**1,526**	**1,517**	**1,508**

【 6地域 】　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**1,078**	**1,078**	**1,076**	**1,072**	**1,067**	**1,062**	**1,056**	**1,049**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**1,112**	**1,111**	**1,109**	**1,106**	**1,101**	**1,095**	**1,089**	**1,082**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**1,136**	**1,136**	**1,134**	**1,130**	**1,125**	**1,119**	**1,113**	**1,106**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,152**	**1,152**	**1,150**	**1,146**	**1,141**	**1,135**	**1,128**	**1,122**
	真南から東西へ10° 未満	**1,159**	**1,159**	**1,156**	**1,152**	**1,147**	**1,141**	**1,135**	**1,128**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,156**	**1,156**	**1,154**	**1,150**	**1,145**	**1,139**	**1,132**	**1,126**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,145**	**1,145**	**1,143**	**1,139**	**1,134**	**1,128**	**1,121**	**1,115**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,125**	**1,124**	**1,122**	**1,118**	**1,113**	**1,108**	**1,101**	**1,095**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**1,095**	**1,095**	**1,093**	**1,089**	**1,084**	**1,079**	**1,073**	**1,066**

【 7地域 】　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 ［MJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1,084**	**1,084**	**1,082**	**1,078**	**1,073**	**1,068**	**1,061**	**1,055**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1,104**	**1,104**	**1,102**	**1,098**	**1,093**	**1,087**	**1,081**	**1,075**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1,128**	**1,128**	**1,126**	**1,122**	**1,117**	**1,111**	**1,105**	**1,098**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1,149**	**1,149**	**1,146**	**1,142**	**1,137**	**1,131**	**1,125**	**1,118**
	真南から東西へ10°未満	**1,161**	**1,161**	**1,159**	**1,155**	**1,150**	**1,144**	**1,137**	**1,131**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1,163**	**1,163**	**1,161**	**1,157**	**1,152**	**1,146**	**1,139**	**1,133**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1,154**	**1,154**	**1,152**	**1,148**	**1,143**	**1,137**	**1,131**	**1,124**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1,137**	**1,137**	**1,134**	**1,130**	**1,125**	**1,120**	**1,113**	**1,107**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1,115**	**1,115**	**1,112**	**1,109**	**1,104**	**1,098**	**1,092**	**1,085**

【早見表１－４】集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量

空気集熱式太陽熱利用システムにおいて、太陽熱を給湯に利用する場合、集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量は、以下の表のとおりとする。

【 1地域 】　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**183**	**187**	**189**	**190**	**190**	**190**	**189**	**187**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**204**	**208**	**210**	**212**	**212**	**211**	**210**	**209**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**219**	**223**	**226**	**227**	**227**	**227**	**226**	**224**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**228**	**232**	**235**	**236**	**236**	**236**	**235**	**233**
	真南から東西へ10°未満	**230**	**235**	**238**	**239**	**239**	**239**	**238**	**236**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**227**	**232**	**234**	**236**	**236**	**235**	**234**	**233**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**218**	**222**	**225**	**226**	**226**	**226**	**225**	**223**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**202**	**206**	**209**	**210**	**210**	**210**	**209**	**207**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**181**	**184**	**187**	**188**	**188**	**187**	**187**	**185**

【 2地域 】　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**191**	**194**	**196**	**198**	**198**	**197**	**196**	**195**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**209**	**213**	**215**	**217**	**217**	**217**	**215**	**214**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**222**	**226**	**229**	**230**	**230**	**230**	**229**	**227**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**229**	**233**	**236**	**237**	**238**	**237**	**236**	**234**
	真南から東西へ10°未満	**230**	**235**	**238**	**239**	**239**	**239**	**238**	**236**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**226**	**231**	**233**	**235**	**235**	**234**	**233**	**232**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**216**	**221**	**223**	**224**	**225**	**224**	**223**	**222**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**201**	**205**	**207**	**208**	**209**	**208**	**207**	**206**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**180**	**183**	**185**	**186**	**187**	**186**	**185**	**184**

【 3地域 】　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**197**	**200**	**203**	**204**	**204**	**204**	**203**	**201**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**221**	**226**	**228**	**230**	**230**	**229**	**228**	**227**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**239**	**244**	**247**	**248**	**248**	**248**	**247**	**245**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**250**	**254**	**257**	**259**	**259**	**259**	**257**	**256**
	真南から東西へ10°未満	**253**	**258**	**261**	**262**	**263**	**262**	**261**	**259**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**249**	**254**	**257**	**258**	**259**	**258**	**257**	**255**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**238**	**243**	**245**	**247**	**247**	**247**	**245**	**244**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**220**	**224**	**227**	**228**	**228**	**228**	**226**	**225**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**194**	**198**	**200**	**201**	**202**	**201**	**200**	**199**

【 4地域 】　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**254**	**259**	**262**	**264**	**264**	**264**	**262**	**261**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**286**	**291**	**295**	**296**	**297**	**296**	**294**	**292**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**308**	**314**	**318**	**319**	**320**	**319**	**317**	**315**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**321**	**328**	**331**	**333**	**334**	**333**	**331**	**329**
	真南から東西へ10° 未満	**326**	**332**	**336**	**338**	**338**	**338**	**336**	**334**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**321**	**328**	**331**	**333**	**334**	**333**	**331**	**329**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**308**	**314**	**318**	**319**	**320**	**319**	**318**	**315**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**286**	**291**	**295**	**296**	**297**	**296**	**295**	**293**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**255**	**259**	**262**	**264**	**264**	**264**	**262**	**261**

【 5地域 】　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**217**	**221**	**224**	**225**	**225**	**225**	**224**	**222**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**258**	**263**	**266**	**268**	**268**	**268**	**266**	**265**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**289**	**294**	**298**	**299**	**300**	**299**	**298**	**295**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**308**	**314**	**317**	**319**	**319**	**319**	**317**	**315**
	真南から東西へ10° 未満	**316**	**322**	**325**	**327**	**328**	**327**	**325**	**323**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**312**	**318**	**322**	**324**	**324**	**323**	**322**	**320**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**298**	**303**	**307**	**309**	**309**	**308**	**307**	**305**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**272**	**277**	**281**	**282**	**283**	**282**	**281**	**279**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**235**	**240**	**243**	**244**	**244**	**244**	**243**	**241**

【 6地域 】　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**247**	**252**	**255**	**256**	**256**	**256**	**254**	**253**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**277**	**282**	**286**	**287**	**288**	**287**	**285**	**284**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**299**	**305**	**308**	**310**	**310**	**310**	**308**	**306**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**312**	**318**	**322**	**324**	**324**	**324**	**322**	**320**
	真南から東西へ10° 未満	**318**	**324**	**328**	**330**	**330**	**329**	**328**	**325**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**315**	**321**	**325**	**327**	**327**	**326**	**325**	**322**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**304**	**310**	**313**	**315**	**316**	**315**	**313**	**311**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**285**	**290**	**293**	**295**	**295**	**295**	**293**	**291**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**257**	**262**	**265**	**267**	**267**	**266**	**265**	**263**

【 7地域 】　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**303**	**309**	**313**	**314**	**315**	**314**	**312**	**310**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**328**	**335**	**339**	**340**	**341**	**340**	**338**	**336**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**346**	**353**	**357**	**359**	**359**	**359**	**357**	**354**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**356**	**363**	**368**	**370**	**370**	**369**	**367**	**365**
	真南から東西へ10° 未満	**359**	**366**	**371**	**373**	**373**	**372**	**370**	**368**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**355**	**362**	**366**	**368**	**368**	**368**	**366**	**363**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**343**	**349**	**354**	**356**	**356**	**355**	**353**	**351**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**323**	**330**	**334**	**335**	**336**	**335**	**333**	**331**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**297**	**302**	**306**	**308**	**308**	**307**	**306**	**304**

【早見表１－５】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気集熱式太陽熱利用システムで太陽熱を給湯に利用する場合において、不凍液の循環ポンプ等の給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。ただし、給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは 0 とする。

【 1地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**795**	**796**	**796**	**794**	**792**	**789**	**786**	**782**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**815**	**817**	**817**	**815**	**813**	**810**	**806**	**803**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**849**	**850**	**850**	**848**	**846**	**843**	**839**	**835**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**879**	**880**	**880**	**878**	**876**	**873**	**869**	**865**
	真南から東西へ10°未満	**895**	**896**	**896**	**894**	**892**	**889**	**885**	**881**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**892**	**894**	**894**	**892**	**889**	**886**	**882**	**878**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**873**	**874**	**874**	**873**	**870**	**867**	**863**	**859**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**844**	**845**	**845**	**843**	**841**	**838**	**834**	**830**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**818**	**819**	**819**	**817**	**815**	**812**	**809**	**805**

【 2地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**830**	**831**	**831**	**830**	**827**	**824**	**821**	**817**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**852**	**853**	**853**	**851**	**849**	**846**	**842**	**838**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**887**	**888**	**888**	**886**	**884**	**880**	**877**	**873**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**918**	**919**	**919**	**917**	**915**	**911**	**907**	**903**
	真南から東西へ10°未満	**935**	**936**	**936**	**934**	**931**	**928**	**924**	**920**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**932**	**934**	**933**	**932**	**929**	**926**	**922**	**917**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**912**	**913**	**913**	**911**	**909**	**905**	**902**	**897**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**881**	**883**	**882**	**881**	**878**	**875**	**871**	**867**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**854**	**855**	**855**	**854**	**851**	**848**	**844**	**841**

【 3地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**832**	**833**	**833**	**832**	**829**	**826**	**823**	**819**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**859**	**860**	**860**	**859**	**856**	**853**	**849**	**845**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**897**	**898**	**898**	**897**	**894**	**891**	**887**	**883**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**930**	**932**	**931**	**930**	**927**	**924**	**920**	**915**
	真南から東西へ10° 未満	**948**	**950**	**949**	**948**	**945**	**942**	**938**	**933**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**947**	**949**	**949**	**947**	**944**	**941**	**937**	**932**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**930**	**931**	**931**	**929**	**927**	**923**	**919**	**915**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**904**	**905**	**905**	**903**	**901**	**897**	**894**	**889**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**883**	**885**	**884**	**883**	**880**	**877**	**873**	**869**

【 4地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**916**	**917**	**917**	**916**	**913**	**910**	**906**	**902**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**951**	**952**	**952**	**950**	**947**	**944**	**940**	**936**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**994**	**996**	**996**	**994**	**991**	**987**	**983**	**979**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,032**	**1,034**	**1,033**	**1,031**	**1,028**	**1,025**	**1,020**	**1,016**
	真南から東西へ10° 未満	**1,053**	**1,055**	**1,054**	**1,053**	**1,050**	**1,046**	**1,041**	**1,036**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,053**	**1,055**	**1,055**	**1,053**	**1,050**	**1,046**	**1,041**	**1,037**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,034**	**1,035**	**1,035**	**1,033**	**1,030**	**1,026**	**1,022**	**1,017**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,000**	**1,002**	**1,002**	**1,000**	**997**	**993**	**989**	**985**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**966**	**968**	**967**	**966**	**963**	**959**	**955**	**951**

【 5地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**885**	**886**	**886**	**884**	**882**	**878**	**875**	**871**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**939**	**941**	**941**	**939**	**936**	**933**	**929**	**925**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**994**	**996**	**995**	**994**	**991**	**987**	**983**	**978**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,037**	**1,039**	**1,038**	**1,037**	**1,034**	**1,030**	**1,025**	**1,021**
	真南から東西へ10° 未満	**1,062**	**1,063**	**1,063**	**1,061**	**1,058**	**1,054**	**1,050**	**1,045**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,065**	**1,067**	**1,066**	**1,064**	**1,061**	**1,057**	**1,053**	**1,048**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,048**	**1,050**	**1,050**	**1,048**	**1,045**	**1,041**	**1,037**	**1,032**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,018**	**1,020**	**1,019**	**1,018**	**1,015**	**1,011**	**1,007**	**1,002**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**984**	**985**	**985**	**983**	**980**	**977**	**973**	**968**

【 6地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**1,068**	**1,069**	**1,069**	**1,067**	**1,064**	**1,060**	**1,056**	**1,051**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**1,108**	**1,110**	**1,109**	**1,108**	**1,104**	**1,100**	**1,096**	**1,091**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**1,159**	**1,161**	**1,161**	**1,159**	**1,155**	**1,151**	**1,146**	**1,141**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,203**	**1,205**	**1,205**	**1,203**	**1,199**	**1,195**	**1,190**	**1,184**
	真南から東西へ10° 未満	**1,228**	**1,230**	**1,229**	**1,227**	**1,224**	**1,219**	**1,214**	**1,208**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,229**	**1,231**	**1,230**	**1,228**	**1,225**	**1,220**	**1,215**	**1,209**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,208**	**1,210**	**1,210**	**1,207**	**1,204**	**1,199**	**1,194**	**1,189**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,174**	**1,176**	**1,176**	**1,174**	**1,171**	**1,166**	**1,161**	**1,156**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**1,144**	**1,146**	**1,146**	**1,144**	**1,140**	**1,136**	**1,131**	**1,126**

【 7地域 】　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 [MJ/年]

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70° 以上、90° 未満	**1,093**	**1,094**	**1,094**	**1,092**	**1,089**	**1,085**	**1,080**	**1,075**
	真南から西へ50° 以上、70° 未満	**1,134**	**1,136**	**1,136**	**1,134**	**1,130**	**1,126**	**1,121**	**1,116**
	真南から西へ30° 以上、50° 未満	**1,187**	**1,188**	**1,188**	**1,186**	**1,183**	**1,178**	**1,173**	**1,168**
	真南から西へ10° 以上、30° 未満	**1,231**	**1,233**	**1,233**	**1,231**	**1,227**	**1,223**	**1,218**	**1,212**
	真南から東西へ10° 未満	**1,257**	**1,259**	**1,258**	**1,256**	**1,253**	**1,248**	**1,243**	**1,237**
	真南から東へ10° 以上、30° 未満	**1,258**	**1,260**	**1,259**	**1,257**	**1,253**	**1,249**	**1,244**	**1,238**
	真南から東へ30° 以上、50° 未満	**1,236**	**1,238**	**1,238**	**1,236**	**1,232**	**1,228**	**1,223**	**1,217**
	真南から東へ50° 以上、70° 未満	**1,202**	**1,204**	**1,204**	**1,202**	**1,198**	**1,194**	**1,189**	**1,183**
	真南から東へ70° 以上、90° 未満	**1,171**	**1,173**	**1,173**	**1,171**	**1,167**	**1,163**	**1,158**	**1,153**

【早見表１－６】換気エネルギーの削減効果について

空気集熱時は、十分な量の外気が室内に取り込まれるために、24 時間換気を停止させることができる。空気集熱の稼働・停止に連動して 24 時間換気が停止・稼働する工夫を行う場合、換気エネルギーを削減することができる。当該システムを採用する場合の換気エネルギー削減率は以下とする。

	地域						
	1	2	3	4	5	6	7
換気エネルギー削減率	**0.24**	**0.24**	**0.26**	**0.30**	**0.31**	**0.33**	**0.33**

STEP3　基準エネルギー消費量、省エネ量（A～C）の計算

STEP1 及び STEP2-1、STEP2-2 で計算した結果に基づいて、本事業で定める基本式に基づいて、「基準エネルギー消費量」「省エネ量 A~C」を計算します。

具体的には**『別添様式２-A（コージェネレーションを導入しない場合）』**、または**『別添様式２-B（コージェネレーションを導入する場合）』**の所定の欄に、該当する数値を入力することで、自動計算して、計算結果を求めることができます。

STEP3　コージェネレーションを導入しない場合（別添様式 2-A を使用）

①STEP1 での省エネ基準 WEB プログラムの計算結果に基づいて、「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」の値を**『別添様式２-A』の「１．（４）住宅の一次エネルギー消費量」**の該当欄に転記してください。

②STEP1 での省エネ基準 WEB プログラムの**「太陽光発電等による発電量」の「参考値　総発電量」**の値を**『別添様式２-A』の「１．（５）」**の欄に転記してください。

③空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、STEP2-2 での計算結果に基づいて、**添付資料４-１から「省エネ量Ｂ（S_B）」**の値を**『別添様式２-A』の「２．エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果　⑥の欄（省エネ量Ｂ）」**に転記してください。

④基本式に従って、「基準エネルギー消費量」「省エネ量」が自動計算されます。

※転記の具体的な例は、ｐ. 資料３－６を参照してください。

STEP3　コージェネレーションを導入する場合（別添様式 2-B を使用）

①STEP1 での省エネ基準 WEB プログラムの計算結果に基づいて、「暖房」「冷房」「換気」「給湯」「照明」の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」の値を**『別添様式２-B』の「１．（４）住宅の一次エネルギー消費量」**の該当欄に転記してください。

②STEP1 での省エネ基準 WEB プログラムの「太陽光発電等による発電量」の「参考値　総発電量」の値を**『別添様式２-B』の「１．（５）」**の欄に転記してください。

③STEP2-1 での省エネ基準 WEB プログラムの**「太陽光発電等による発電量」の「評価値」の値**を**『別添様式２-B』の「２．コージェネレーションによる発電量（③'）」**の欄に転記してください。

④基本式に従って、「基準エネルギー消費量」「省エネ量」が自動計算されます。

※転記の具体的な例は、次ページを参照してください。

コージェネレーションを導入する場合の転記方法

【ＳＴＥＰ１の計算結果（提案する全内容を入力した条件での計算）】

(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)

	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量	
暖房設備一次エネルギー消費量	15399	7024	MJ/(戸・年)
冷房設備一次エネルギー消費量	4331	5812	
換気設備一次エネルギー消費量	4542	3228	
照明設備一次エネルギー消費量	10763	6135	
給湯設備一次エネルギー消費量	25091	31660	
その他の一次エネルギー消費量	21211	21211	
太陽光発電等による発電量　評価量		27249	
（参考値）　総発電量		64339	
合計	① 81336	② 47822	MJ/(戸・年)

【ＳＴＥＰ２－１の計算結果（ＳＴＥＰ１から太陽光発電を除いた条件での計算）】

(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)

	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量	
暖房設備一次エネルギー消費量	15399	7024	MJ/(戸・年)
冷房設備一次エネルギー消費量	4331	5812	
換気設備一次エネルギー消費量	4542	3228	
照明設備一次エネルギー消費量	10763	6135	
給湯設備一次エネルギー消費量	25091	31660	
その他の一次エネルギー消費量	21211	21211	
太陽光発電等による発電量　評価量		18889	
（参考値）　総発電量		18889	

STEP1 の結果を転記してください

【別添様式２－Ｂ】

1．省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法による計算結果

(1)住宅の名称	○○　●●						
(2)床面積	主たる居室		その他の居室		非居室		合計
	29.81	㎡	51.35	㎡	38.92	㎡	120.08 ㎡
(3)省エネ地域区分／年間日射地域区分	6	地域	／	A	3	区分	

(4)住宅の一次エネルギー消費量（1戸当り）	基準一次エネルギー消費量			設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量	15,399	MJ/(戸・年)		7,024	MJ/(戸・年)	
冷房設備一次エネルギー消費量	4,331	MJ/(戸・年)		5,812	MJ/(戸・年)	
換気設備一次エネルギー消費量	4,542	MJ/(戸・年)		3,228	MJ/(戸・年)	
照明設備一次エネルギー消費量	10,763	MJ/(戸・年)		6,135	MJ/(戸・年)	
給湯設備一次エネルギー消費量	25,091	MJ/(戸・年)		31,660	MJ/(戸・年)	
合計	60,126	MJ/(戸・年)	①	53,859	MJ/(戸・年)	②
(5)太陽光発電等による発電量　**総発電量**				64,339	MJ/(戸・年)	③

STEP2-1 の結果を転記してください

2．コージェネレーションシステムによる発電量

(6)太陽光発電等による発電量　**評価量**	18,889	MJ/(戸・年)	③'

STEP4　事業要件への適合の確認、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率の算出

STEP1～STEP3の計算結果に基づいて、基準エネルギー消費量に対する提案住宅のエネルギー消費削減量、エネルギー削減率を計算します。

①本事業の事業要件の一つである「提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの」は、下式によって確認します。

■概ねゼロとは・・・
「基準エネルギー消費量≦当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量合計）」

②上記の計算結果から、提案する住宅におけるエネルギー削減率を求めます。

■当該住宅のエネルギー削減率（R）
＝当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量合計）
÷基準エネルギー消費量×100
■当該住宅の太陽光発電を除くエネルギー削減率（Ro）
＝当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量 A+省エネ量 B）
÷基準エネルギー消費量×１００

※『別添様式 2-A』または『別添様式 2-B』では、STEP3にて各計算結果を転記することで、上記の指標が自動計算されます。

別添様式２－Ａでの評価例

「エネルギー消費量」が０以下、「エネルギー削減率（R）」が１００％以上となることで、概ねゼロを達成します。

2. エネルギー削減量、エネルギー削減率の計算結果（ゼロ・エネルギーの評価）

※ピンク色の欄の数値を様式3－①の（4）に転記してください。

基準エネルギー消費量			60,126	MJ/(戸・年)	④：①
省エネ量		A（基本仕様）	20,647	MJ/(戸・年)	⑤：④－②
		B（空気集熱式太陽熱利用）	0	MJ/(戸・年)	⑥：（添付資料4－1から転記）
		C（太陽光発電）	49,995	MJ/(戸・年)	⑦：③
		小計	70,642	MJ/(戸・年)	⑧：⑤＋⑥＋⑦
一次エネルギー消費量等の評価結果	全体としての評価結果	エネルギー消費量	-10,516	MJ/(戸・年)	⑨：④－⑧
		エネルギー消費削減量	70,642	MJ/(戸・年)	⑩：⑧
		エネルギー削減率（R）	117.5	%	⑪：⑩÷④×100
	太陽光発電を除く評価結果	エネルギー消費削減量	20,647	MJ/(戸・年)	⑫：⑤＋⑥
		エネルギー削減率（R_0）	34.3	%	⑬：⑫÷④×100

一次エネルギー消費量の算定要領(事業主基準準拠)（案）

本算定要領は、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」の応募にあたり、「住宅事業建築主の判断の基準における一次エネルギー消費量に関する算定方法（以下、事業主基準一次エネルギー消費量算定方法とする)」に準じた評価方法に基づいて、提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなることを評価する計算方法を記載したものです。

※「平成２５年改正の省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準の算定方法」に準じた評価方法を使用する場合は、「一次エネルギー消費量の算定要領（平成25年省エネ基準準拠)」（資料３）を参照してください。

【注意事項】

①本算定要領の計算結果は、ゼロ・エネルギー住宅等として認定するものではありません。

②本算定要領の一次エネルギー消費量計算は、「住宅事業建築主の判断の基準（以下、事業主基準とする）における計算に準じていますが、補助申請の簡便化等のため、一部、事業主基準の計算とは異なる方法も取り入れています。

③一次エネルギー消費量の計算は、事業主基準における計算に用意された**『算定用Webプログラム』**、**『算定用シート』**（以下、**算定ツール**とする）を使用します。

④**事業主基準の概要、算定ツールの詳細、計算に当たってのＱ＆Ａ**は、次のホームページにて、ご確認いただけます。また、**『算定用Webプログラムの操作マニュアル』**も下記ホームページからダウンロードいただけますので、ご参照ください。

■建築環境・省エネルギー機構　『住宅事業建築主の判断基準 ホームページ』
（http://ees.ibec.or.jp/）

■建築環境・省エネルギー機構　『住宅事業建築主の判断基準　資料ダウンロード』
※算定用シート、算定用プログラムの操作マニュアル等がダウンロードいただけます。
（http://ees.ibec.or.jp/documents/index.php）

⑤応募にあたっては、一次エネルギー消費量計算の過程で使用した**事業主基準用の算定ツールの計算結果も添付していただきます。**
※算定用Ｗｅｂプログラムは計算結果をＰＤＦファイルで出力・印刷できます。この計算結果は応募時に添付資料としてそのまま活用できますので、一次エネルギー消費量の計算にあたっては、Ｗｅｂプログラムのご利用をお勧めします。

１．評価の概要

①本事業では、事業主基準と同様に、**『暖冷房設備』『換気設備』『照明設備』『給湯設備』**に係る一次エネルギー消費量※1を対象として評価します。

②**『標準的な住宅における一次エネルギー消費量※2（以下、標準エネルギー消費量とする）』**に対して、提案する住宅の**断熱性能や各設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱温水器等）やコージェネレーション等の活用**による**『一次エネルギー消費削減量※3（以下、エネルギー消費削減量とする）』**の合計が上回ることで、一次エネルギー消費量がゼロとなると評価します。

※１　テレビや冷蔵庫、洗濯機等のいわゆる家電機器や調理機器のエネルギー消費量は評価の対象外とします。
また、昇降機設備は省エネ法では建築設備に含まれますが、住宅にはほとんど設置されないことから評価の対象外とします。

※２　標準エネルギー消費量は、事業主基準において、提案する住宅の地域区分、暖冷房方式等によって規定される「基準一次エネルギー消費量」を換算（基準一次エネルギー消費量÷0.9）して求めます。

※３　太陽光発電注）やコージェネレーションのエネルギー消費削減量は総量で評価します。
注）再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

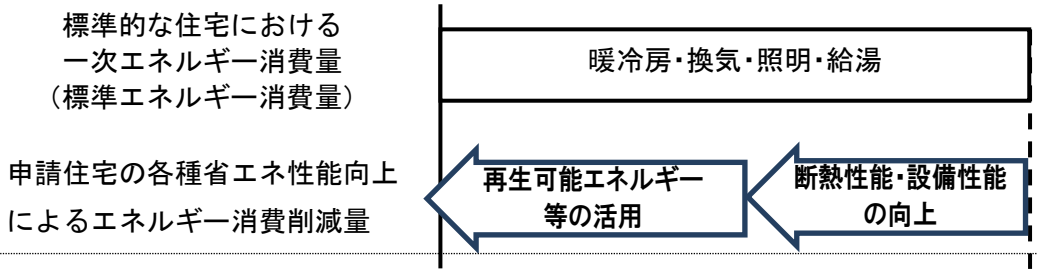

＜参考　住宅事業建築主の判断の基準とは＞

２００８年５月の省エネルギー法改正において、住宅事業建築主が新築し販売する一戸建ての住宅（いわゆる建売分譲住宅）について、省エネルギー性能の向上を促す措置を導入し、その基準として「住宅事業建築主の判断の基準」が定められました。

事業主基準では、従来の住宅の省エネ基準における断熱性能に加えて、空調設備、給湯設備等の建築設備の効率性を総合的に評価するために、住宅で消費される一次エネルギー消費量を指標として基準が定められています。

２．一次エネルギー消費量計算の流れ

（１）対象とする省エネ手法

本事業の一次エネルギー消費量計算では、次の省エネ手法を対象とします。一部、事業主基準の計算には含まれない手法も取り上げておりますので、各手法の計算方法をよくご確認ください。

【本事業で計算の対象とする省エネ手法】

項　目		対象とする省エネ手法
基本仕様	躯体の性能向上	①断熱性能 （断熱区分（オ）を超える性能の場合も評価：別表１参照）
	設備の性能向上	②暖冷房設備／③換気設備／④照明設備／⑤給湯設備
再生可能エネルギー活用設備等		⑥太陽光発電設備（全量買取のものを除く） ⑦太陽熱温水器 ⑧空気集熱式太陽熱利用システム
コージェネレーション		⑨燃料電池、ガスエンジンコージェネレーション

注）上記以外の省エネ手法は計算方法を定めておりません。

他の省エネ手法を提案する場合には、別途、省エネ効果の計算結果を添えて提出してください。審査委員会で個別に内容を審査いたします。

【別表１】事業主基準における断熱区分別の熱損失係数
（Q値、単位：W／m²・K）

＜木造・鉄骨造＞

地域区分	Ⅰa	Ⅰb	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	Ⅴ	Ⅵ
断熱区分(ウ)	1.4 を超え 1.6 以下		1.6 を超え 1.9 以下	2.1 を超え 2.4 以下	2.1 を超え 2.7 以下			3.7 以下
断熱区分(オ)	1.4 以下			1.9 以下				3.7 以下 (注 1)

＜鉄筋コンクリート造＞

地域区分	Ⅰa	Ⅰb	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	Ⅴ	Ⅵ
断熱区分(ア)	1.6 を超え 1.8 以下		1.9 を超え 2.7 以下	2.4 を超え 3.3 以下	2.7 を超え 4.6 以下			8.1 以下
断熱区分(ウ)	1.6 以下		1.9 以下	2.4 以下	2.7 以下			3.7 以下

注１）所定の日射遮蔽措置を施すこと

注２）本事業では、事業の要件として、住宅の省エネ基準に適合すること（Q値の場合は上記断熱区分（ウ）に相当）を求めています。

注３）事業主基準の算定ツールでは、断熱区分（オ）を上回る断熱性能については計算できませんが、本事業の応募にあたっては、後述する方法で、断熱区分（オ）を上回る断熱性能によるエネルギー消費量も計算するものとします。

注４）鉄筋コンクリート造では、断熱区分（エ）（オ）の規定はありません。そのため、鉄筋コンクリート造の場合、本算定要領の断熱区分による補正を行う上で、断熱区分（ウ）は断熱区分（ア）として、断熱区分（オ）は断熱区分（ウ）として読み替えてください。

（２）一次エネルギー消費量計算の基本的な考え方

事業主基準の算定ツールを使用した計算結果に基づいて、**「標準エネルギー消費量」**や提案する住宅で実施する各種手法による**「エネルギー消費削減量」**を計算します。

①地域区分・暖冷房方式等に基づいて、事業主基準で規定される「基準一次エネルギー消費量」を標準エネルギー消費量に換算

⇒ **標準エネルギー消費量　＝　基準一次エネルギー消費量÷0.9**

②基本仕様（躯体・設備の性能向上を考慮）の条件で算定ツールによる計算を行い、標準エネルギー消費量との比較から、**基本仕様のエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ）**を算出

③再生可能エネルギー活用設備、コージェネレーション設備は、基本仕様の条件下で、当該システムがある場合とない場合を比較し、**エネルギー消費削減量（省エネ量Ｂ～Ｅ）**を算出

④上記①、②の計算結果から、**エネルギー消費削減量の合計が、標準エネルギー消費量を上回る**ことで、標準的な住宅のエネルギー消費量を概ねゼロとするものと評価されます。

＜一次エネルギー消費量計算の考え方＞

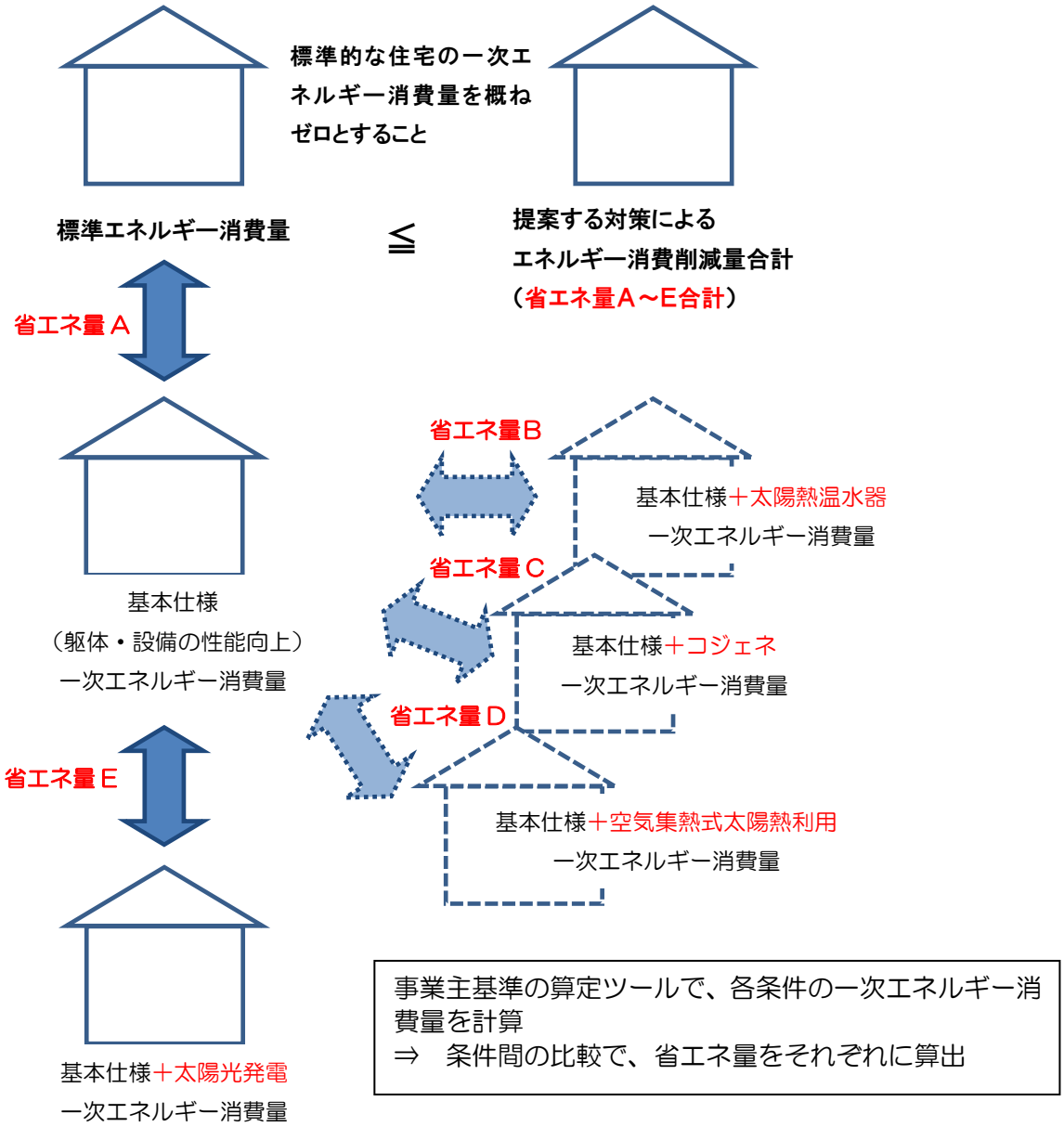

事業主基準の算定ツールで、各条件の一次エネルギー消費量を計算
⇒　条件間の比較で、省エネ量をそれぞれに算出

（３）一次エネルギー消費量計算の流れ

一次エネルギー消費量計算の流れは次のとおりです。提案する住宅で採用する省エネ手法に応じた計算方法をSTEP１～５に分けて、次の『３．STEP別の計算方法』で解説しています。該当する省エネ手法の項目を参照して、計算してください。

STEP1　標準エネルギー消費量、基本仕様のエネルギー消費削減量を求める

STEP1-1　基本仕様のエネルギー消費削減量（省エネ量A）の算出

○**算定ツール**で、提案する躯体・設備条件（基本仕様）のエネルギー消費量を計算
○標準エネルギー消費量と当該住宅の一次エネルギー消費量の計算結果を比較し、基本仕様による**エネルギー消費削減量（省エネ量A）**を算出

【断熱区分（オ）を超える断熱性能の場合】

STEP1-2　当該断熱性能におけるエネルギー消費削減量の算出

○**補正式**から提案するQ値での「暖房・冷房エネルギー消費量」を算定
○STEP1-1と比較し、**エネルギー消費削減量**を算出

【太陽熱温水器・コージェネレーション・空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合】

STEP2　再生可能エネルギー等によるエネルギー消費削減量を求める（太陽光発電除く）

STEP2-1
「太陽熱温水器」
○**算定ツール**で太陽熱温水器ありの一次エネルギー消費量を計算
○STEP1と比較し、**エネルギー消費削減量（省エネ量B）を算出**

STEP2-2
「コージェネレーション」
○**算定ツール**でコジェネありの一次エネルギー消費量を計算
○STEP1と比較し、**エネルギー消費削減量（省エネ量C）を算出**

STEP2-3
「空気集熱式太陽熱利用」
○**早見表**から、提案システムのエネルギー削減率を算出
○STEP1の結果から**エネルギー消費削減量（省エネ量D）を算出**

STEP3　申請する住宅面積に応じて、標準エネルギー消費量、エネルギー消費削減量を補正

○STEP1～STEP２の算出結果を住宅面積に応じて補正
補正式：一次エネルギー消費量（エネルギー消費削減量）÷１２０×当該住宅の延床面積

STEP4　導入する太陽光発電設備のエネルギー消費削減量を算出

○**早見表**から提案システムの１ｋＷあたりのエネルギー消費削減量を求める
○提案システムの発電出力を乗じて、**エネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ）**を算出

STEP5　事業要件への適合の確認、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率を算出

○事業要件：**補正標準エネルギー消費量**≦STEP１～STEP4**のエネルギー消費削減量の合計**
○エネルギー消費削減量＝STEP１～STEP４（省エネ量A～E）の合計
○エネルギー削減率（％）
＝エネルギー消費削減量の合計÷補正標準エネルギー消費量×１００

3. ＳＴＥＰ別の計算方法

【提案申請書の作成にあたって】

○事業主基準における計算は**『算定用 Web プログラム』**の使用をお勧めします。

○提案申請書の Excel ファイルは、各ＳＴＥＰの計算に対応した計算シートに分かれています。それぞれの計算シートは、算定用 Web プログラムにおける計算結果と同様のフォーマットで入力欄を設けています。

○各ＳＴＥＰにおける算定ツールの計算結果を提案書の所定欄にそのまま転記することで計算に利用でき、簡便に提案申請書の一次エネルギー消費量の計算書を作成いただけます。

基本仕様における計算の例（STEP1-1）

Ｗｅｂプログラムの計算結果を、提案申請書の計算シートの該当欄に転記して、標準エネルギー消費量、基本仕様によるエネルギー消費削減量を計算します。

＜事業主基準Ｗｅｂプログラムの計算結果（ＰＤＦ出力）＞

1. 当該住宅(タイプ)の一次エネルギー消費量等

(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	(名称未設定の住宅)		
(2) 地域区分	Ⅳb		
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数（当該地域区分における戸数を記入			戸
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(1戸当り) ・・・①		49	GJ/戸・年
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)			
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	15.2	GJ/戸・年
	B 冷房設備エネルギー消費量	5.6	
	C 換気設備エネルギー消費量	2.7	
	D 給湯設備エネルギー消費量	16.1	
	E 照明設備エネルギー消費量	8.2	
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ・・・・②	47.8	
	F 太陽光発電設備 価分)	2.9	
		44.9	
		****	GJ/戸・年
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準達成率	①／(③あるいは④)×100	109	%

基準一次エネルギー消費量の欄に転記

当該住宅の一次エネルギー消費量の欄に転記

＜提案申請書の計算シート＞
（Excel ファイル）

項目		計算値		記号
(1) 基準一次エネルギー消費量			GJ/年	E_{SS}
(2) 当該住宅の一次エネルギー消費量				
(2-1)コージェネレーションシステムを設置しない場合	暖房設備		GJ/年	E_H
	冷房設備		GJ/年	E_C
	換気設備		GJ/年	E_V
	給湯設備		GJ/年	E_{HW}
	照明設備		GJ/年	E_L
	消費量小計		GJ/年	E_{TOTAL}
太陽光発電の発電量（評価分）			GJ/年	―
(2-2)コージェネレーションシステムを設置する場合			GJ/年	E_{CGS}

STEP1　標準エネルギー消費量、基本仕様のエネルギー消費削減量を求める

STEP1-1　基本仕様のエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ）の算出

①**算定ツール**によって、提案する住宅の「地域区分」「断熱性能」「暖冷房方式と性能」「換気方式と性能」「照明方式と性能」「給湯方式と性能」に応じた基準一次エネルギー消費量、当該住宅の一次エネルギー消費量を計算します。

⇒　**Web プログラムの場合、計算結果をPDFファイルとして保存してください。**
（計算結果を印刷して、提案申請書に添付していただきます）

【計算上の注意事項】

※1　提案する断熱性能（Q値）が算定ツールの断熱区分（オ）超える場合、断熱区分（オ）として計算して下さい。（実際のQ値での暖冷房エネルギー消費量は STEP1-2 で計算します）

※2　算定ツールで断熱性能の計算で熱損失係数（Q値）を使用する場合において、Q値の計算に熱交換型換気の効果を見込む場合は、換気設備を「熱交換なし」の記載のあるものから選択してください。

※3　太陽熱温水器、コージェネレーション設備、太陽光発電設備を導入する場合、STEP1-1 ではそれぞれの設備が「設置なし」として計算してください。
（各設備を設置したエネルギー消費量は STEP2-1～STEP2-2、STEP4 で計算します）

※4　コージェネレーション設備を導入する場合、STEP1-1 では、給湯設備を該当するコージェネレーションタイプのバックアップボイラ（下表）と同じもので計算してください。

コジェネタイプ	燃料電池			ガスエンジン
	Type1	Type2	Type4	
バックアップボイラ	ガス給湯器（潜熱回収型）	ガス給湯器（従来型）	ガス給湯器（潜熱回収型）	ガス給湯器（従来型）

②上記①の計算結果から、下式に基づいて「標準エネルギー消費量」「基本仕様によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ）を計算します。

■標準エネルギー消費量（E_{ST}）

＝　算定ツールにおける当該住宅の基準一次エネルギー消費量÷０．９

■当該住宅の一次エネルギー消費量（E_{TOTAL}）

＝　算定ツールにおける当該住宅の一次エネルギー消費量

＝　暖房設備エネルギー消費量（E_H）＋冷房設備エネルギー消費量（E_C）
＋換気設備エネルギー消費量（E_V）＋照明設備エネルギー消費量（E_L）
＋給湯設備エネルギー消費量（E_{HW}）

■基本仕様によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ：S_A）

＝標準エネルギー消費量（E_{ST}）－当該住宅の一次エネルギー消費量（E_{TOTAL}）

STEP1-2　断熱区分（オ）を超える断熱性能の場合の評価（該当する場合のみ）

「断熱区分（オ）」を超えた断熱性能（区分（オ）のQ値未満）の住宅を提案する場合、STEP1-1で計算した断熱区分（オ）での結果と、断熱等級４に相当する断熱区分（ウ）の計算結果から、下記の方法で提案するQ値に相当する暖房、冷房エネルギー消費量を計算します。

①提案住宅の地域区分に応じた断熱区分（ウ）、（オ）のＱ値を下記の早見表から求めます。（木造・鉄骨造の場合）

地域区分	Ⅰａ	Ⅰｂ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳａ	Ⅳｂ	Ⅴ	Ⅵ
断熱区分(ウ)	1.6	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	2.7	3.7
断熱区分(オ)	1.4	1.4	1.4	1.9	1.9	1.9	1.9	3.7

注）鉄筋コンクリート造の場合は、p.3 に記載のとおり断熱区分を読み替え、断熱区分（ア）と断熱区分（ウ）の値を利用します。

②STEP1-1と同一の地域・構造・設備仕様の条件として、断熱性能の区分を「等級４相当：断熱区分（ウ）」にした場合の当該住宅の暖房・冷房エネルギー消費量事業主基準の算定ツールで計算します。

※断熱区分以外は、STEP1-1と同じ条件で計算してください。

③下式から、提案するQ値に相当する暖房・冷房エネルギー消費量を求めます。

■当該地域における断熱区分（オ）のQ値　：**Q1**
■　〃　断熱区分（ウ）のQ値　：**Q2**
■提案する住宅のＱ値　：**Q**
■STEP1-1 の計算結果による暖房エネルギー消費量（E_H）　：**H1**
■　〃　冷房エネルギー消費量（**Ec**）　：**C1**
■等級４相当の暖房エネルギー消費量（②の計算結果）　：**H2**
■　〃　冷房エネルギー消費量（②の計算結果）　：**C2**

■提案するＱ値における暖房エネルギー消費量（E_{HQ}）

$$= \{(H2-H1)\div(Q2-Q1)\times(Q-Q1)\}+H1$$

■提案するＱ値における冷房エネルギー消費量（E_{CQ}）

$$= \{(C2-C1)\div(Q2-Q1)\times(Q-Q1)\}+C1$$

④STEP1-1で求めた他用途のエネルギー消費量を加算して、当該住宅の一次エネルギー消費量、基本仕様によるエネルギー消費削減量を計算します。

■基本仕様によるエネルギー消費削減量（省エネ量A：SA）

＝標準エネルギー消費量（E_{ST}）－ 当該住宅の一次エネルギー消費量（E_{TOTAL}）

＝標準エネルギー消費量（E_{ST}）－ （$E_{HQ}+E_{CQ}+E_V+E_L+E_{HW}$）

※当該住宅の一次エネルギー消費量 ＝ $E_{HQ}+E_{CQ}+E_V+E_L+E_{HW}$

※E_{ST}、E_V、E_L、E_{HW}は、STEP1-1での計算結果

※E_{HQ}の計算結果がマイナスになる場合は、E_{HQ}の値を「0」としてE_{TOTAL}を計算してください。

STEP2　再生可能エネルギー等(太陽光発電を除く)によるエネルギー消費削減量を求める（該当する場合のみ）

※太陽熱温水器、コージェネレーション、空気集熱式太陽熱利用システムを導入する場合の一次エネルギー消費量の計算方法です。上記を導入しない場合は、STEP3へ進んでください。

※『太陽熱温水器とコージェネレーションを併用する場合』、『太陽熱温水器またはコージェネレーションと空気集熱式太陽熱利用システム（暖房・給湯対象）を併用する場合』の計算はできません。（いずれか一つのシステムとして計算してください。）

STEP2-1　太陽熱温水器の設置によるエネルギー消費削減量（省エネ量B）の算出

STEP1-1で計算した太陽熱温水器「設置なし」の計算結果と、太陽熱温水器「設置あり」の計算結果から、太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量を計算します。

①STEP1-1と同一の地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件において、太陽熱温水器を「設置あり」にした場合の当該住宅の一次エネルギー消費量を、事業主基準の算定ツールで計算します。

※「太陽熱温水器」以外は、STEP1-1と同じ条件で計算してください。

②STEP1-1（またはSTEP1-2）の計算結果との比較から、下式で太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量を求めます。

■太陽熱温水器によるエネルギー消費削減量(省エネ量B：S_B)

＝当該住宅の一次エネルギー消費量（太陽熱温水器なし：E_{TOTAL}）

－　当該住宅の一次エネルギー消費量（太陽熱温水器あり：E_{SOLAR}）

※E_{TOTAL}は、STEP1-1またはSTEP1-2の計算結果

※E_{SOLAR}は、上記①の計算結果

参考 2-1　提案申請書への記入

○太陽熱温水器ありの計算結果を該当する計算シートの「当該住宅の一次エネルギー消費量欄」に記入してください。

※算定ツールの計算結果のうち、基準一次エネルギー消費量がSTEP1-1の計算結果と一致することを確認してください。

（同一条件で計算する場合は、基準一次エネルギー消費量は一致します）

※STEP1-2で計算を行った場合は、断熱区分（オ）として算出したE_{TOTAL}を転記してください。

STEP2-2　コージェネレーション設置によるエネルギー消費削減量（省エネ量C）の算出

事業主基準の算定ツールにおいて、コージェネレーションの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除いて評価されます（太陽光発電設備と併用する場合、コージェネレーションの発電量に応じて太陽光発電の売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価されます）。

本事業の計算では、コージェネレーションにおける一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価するため、下記の手順で事業主基準の算定ツールの計算結果を補正し、コージェネレーションのエネルギー消費削減量（省エネ量C）を求めます。

①**STEP1-1**と同一地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件において、コージェネレーションを「設置する」とした場合の当該住宅の一次エネルギー消費量を事業主基準の算定ツールで計算します。

【注意事項】

※1　算定用 Web プログラムを使用してください。
（コージェネレーションの有無は、Web プログラムのトップページで選択します）

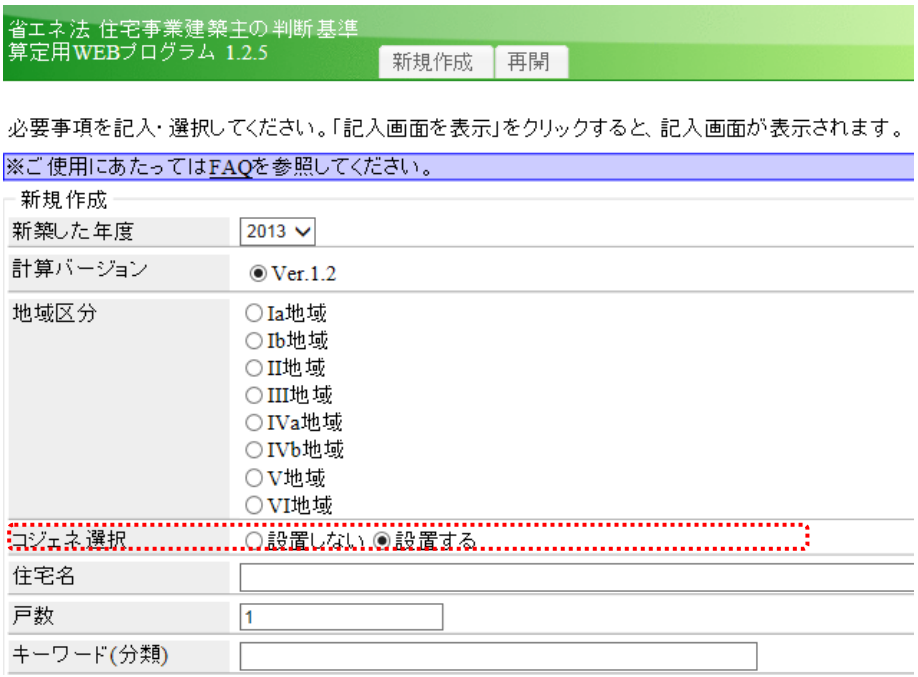

※2　コジェネ以外は、STEP1-1 と同様の条件として計算して下さい。

※3　コージェネレーションを設置する場合、STEP1-1 では必ず該当するシステムのバックアップボイラと同じ給湯設備で計算して下さい（STEP1-1 を参照）。

※4　太陽光発電設備は必ず「設置なし」を選択して計算してください。

②コージェネレーションによるエネルギー消費削減量の補正に使用する**「按分比率」**を、別表２から、提案する住宅の地域・暖冷房方式に該当する値を求めます。

③上記①で計算した「コージェネレーション設置あり」の場合の計算結果に基づいて、下式に基づいて、当該住宅の標準エネルギー消費量からの一次エネルギー消費削減量を按分係数で

補正し、コージェネレーションありの補正後の一次エネルギー消費量を求めます。
※基準一次エネルギー消費量が STEP1-1 の計算結果と一致することを確認して下さい。

■補正前コジェネありの一次エネルギー消費量（E_{CGS}）：①の計算結果
■補正後コジェネありの一次エネルギー消費量（$E_{CGS'}$）
＝　標準エネルギー消費量 E_{ST} －｛（標準エネルギー消費量:E_{ST}－補正前コジェネありの一次エネルギー消費量 E_{CGS}）÷按分比率｝
※標準エネルギー消費量 E_{ST} は STEP1-1 の計算結果

④STEP1-1（または STEP1-2）の計算結果との比較から、下式にて、コージェネレーションによるエネルギー消費削減量（省エネ量 C）を求めます。

■コージェネレーションによるエネルギー消費削減量（省エネ量C：S_C）
＝　当該住宅の一次エネルギー消費量（E_{TOTAL}）
　　－ 補正後コジェネありの一次エネルギー消費量（$E_{CGS'}$）

参考 2-2　提案申請書への記入

○コジェネありの計算結果を該当する計算シートの当該住宅の一次エネルギー消費量欄に転記、選択した按分比率を所定の欄に記入してください。
※算定ツールの計算結果のうち、基準一次エネルギー消費量が STEP1-1 の計算結果と一致することを確認してください。
（同じ条件で計算した場合、基準一次エネルギー消費量は一致します）
※STEP1-2 で計算を行った場合は、断熱区分（オ）として算出した E_{TOTAL} を転記してください。

事業主基準Ｗｅｂプログラムの計算結果（ＰＤＦ出力）

STEP1-1 と数値が一致することを確認

補正前コジェネありの一次エネルギー消費量の欄に転記

1．当該住宅(タイプ)の一次エネルギー消費量等

(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	(名称未設定の住宅)		
(2) 地域区分	Ⅳb		
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数（当該地域区分における戸数を記入		1	戸
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(1戸当り) ･･･①		49	GJ/戸･年
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)			
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	****	GJ/戸･年
	B 冷房設備エネルギー消費量	****	
	設備エネルギー消費量	****	
	設備エネルギー消費量	****	
	設備エネルギー消費量	****	
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ････②	****	
	F 太陽光発電設備の発電量(評価分)	****	
	合計 (②-F) ････③	****	
(5-2)コージェネレーションシステムを設置する場合 ････④		46.4	GJ/戸･年
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準達成率 ①／(③あるいは④)×100		106	%

【別表２】地域区分・暖冷房方式別の按分比率

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
Ⅰa	すべての暖房方式	80.3%
Ⅰb	すべての暖房方式	78.8%
Ⅱ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅲ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
Ⅳa	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
Ⅳb	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
Ⅴ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
Ⅵ	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

※Ⅱ～Ⅵ地域において、暖房（Ⅵ地域は冷房）設備で「設置なし」を選択する場合については、「ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房（冷房）する方式」の按分比率を使用してください。

STEP2-3　空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量（省エネ量D）の算出

事業主基準の算定ツールでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできませんが、本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法（太陽熱の利用用途：暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、２４時間換気との連動）に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可とします。

具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量 D）を求めます。

＜対象システム＞

本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の（１）集熱部、（２）搬送部、（３）蓄熱部により構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。なお、暗色鋼板による屋根葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。ただし、透過体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しなければならない。
(2)搬送部	暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

＜一次エネルギー消費量の計算方法＞

①本計算では、次の 4 つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。

- 手法１：太陽熱を暖房のみに利用　（暖房エネルギー消費量の削減）
- 手法２：太陽熱を暖房と給湯に利用（暖房・給湯エネルギー消費量の削減）
- 手法３：システム駆動専用の太陽光発電の採用（システム駆動エネルギー消費量の削減）
- 手法４：24 時間換気との連動　　（換気エネルギー消費量の削減）

②提案するシステムの集熱面積を下式から算出します。

■集熱部面積（A）

＝　透過体を持つ集熱器の有効集熱面積（A_G）

　　＋（透過体のない集熱部の有効集熱面積（A_S）÷2）

③提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表（**別表 2-1-1～2-1-6**）から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量※1　（$E_{H\text{-}R}$）
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量※2　（$E_{H\text{-}system}$）
集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量※3　（$E_{HW\text{-}R}$）
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量※2　（$E_{HW\text{-}system}$）
換気エネルギー消費量の削減率※4　（R_V）

※１　手法１、手法２を採用する場合、暖房エネルギー削減量は、暖房方式に応じて「全館連続暖房（別表２－１－1）」「部分間欠暖房（別表２－１－2）」のいずれかから選択してください。

※２　**手法２を採用しない場合**は、集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量（E_{HWR}）は０としてください。

※３　**手法３を採用する場合**は、空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{H\text{-}system}$）及び給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{HW\text{-}system}$）は０としてください。

※４　**手法４を導入する場合**は、（R_V）を早見表から求めてください。

③**STEP1-1** または **STEP1-2** で求めた換気エネルギー消費量（E_V）および②で求めた各値に基づいて、下式から、空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー削減量（省エネ量 D）を求めます。

■空気集熱式太陽熱利用システムによるエネルギー消費削減量（省エネ量D）

＝　集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量（$E_{H\text{-}R}$）×集熱部面積（**A**）
－空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{H\text{-}system}$）
＋集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量（$E_{HW\text{-}R}$）×集熱部面積（**A**）
－給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量（$E_{HW\text{-}system}$）
＋換気エネルギー消費量（E_v）×換気エネルギー削減率（R_v）

※換気エネルギー消費量 E_v は **STEP1-1** または **STEP1-2** の計算結果

【別表２－１－１】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量
（住宅全体または全居室を連続的に暖房する方式の場合）

①Ⅰa地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.152**	**0.166**	**0.176**	**0.184**	**0.189**	**0.192**	**0.194**	**0.194**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.229**	**0.250**	**0.265**	**0.276**	**0.284**	**0.289**	**0.292**	**0.292**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.283**	**0.308**	**0.327**	**0.341**	**0.350**	**0.356**	**0.360**	**0.361**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.313**	**0.341**	**0.362**	**0.377**	**0.388**	**0.394**	**0.398**	**0.399**
	真南から東西へ10°未満	**0.320**	**0.348**	**0.370**	**0.385**	**0.396**	**0.403**	**0.406**	**0.408**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.303**	**0.330**	**0.350**	**0.365**	**0.375**	**0.382**	**0.385**	**0.386**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.263**	**0.286**	**0.304**	**0.317**	**0.326**	**0.331**	**0.334**	**0.335**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.199**	**0.217**	**0.230**	**0.240**	**0.247**	**0.251**	**0.253**	**0.254**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.112**	**0.122**	**0.130**	**0.135**	**0.139**	**0.142**	**0.143**	**0.143**

②Ⅰb地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.160**	**0.174**	**0.185**	**0.193**	**0.198**	**0.202**	**0.203**	**0.204**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.222**	**0.242**	**0.257**	**0.268**	**0.275**	**0.280**	**0.282**	**0.283**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.265**	**0.289**	**0.306**	**0.319**	**0.328**	**0.334**	**0.337**	**0.338**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.289**	**0.314**	**0.334**	**0.348**	**0.358**	**0.364**	**0.367**	**0.368**
	真南から東西へ10°未満	**0.293**	**0.319**	**0.339**	**0.353**	**0.363**	**0.369**	**0.373**	**0.374**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.278**	**0.303**	**0.321**	**0.335**	**0.344**	**0.350**	**0.353**	**0.355**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.244**	**0.265**	**0.282**	**0.294**	**0.302**	**0.307**	**0.310**	**0.311**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.190**	**0.207**	**0.220**	**0.229**	**0.236**	**0.240**	**0.242**	**0.243**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.117**	**0.128**	**0.136**	**0.141**	**0.145**	**0.148**	**0.149**	**0.150**

③Ⅱ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.140**	**0.152**	**0.162**	**0.169**	**0.173**	**0.176**	**0.178**	**0.178**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.173**	**0.188**	**0.200**	**0.208**	**0.214**	**0.218**	**0.220**	**0.220**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.195**	**0.212**	**0.225**	**0.235**	**0.241**	**0.245**	**0.248**	**0.249**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.206**	**0.225**	**0.238**	**0.249**	**0.255**	**0.260**	**0.262**	**0.263**
	真南から東西へ10°未満	**0.207**	**0.225**	**0.239**	**0.249**	**0.256**	**0.261**	**0.263**	**0.264**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.197**	**0.214**	**0.228**	**0.237**	**0.244**	**0.248**	**0.250**	**0.251**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.176**	**0.192**	**0.204**	**0.212**	**0.218**	**0.222**	**0.224**	**0.225**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.145**	**0.158**	**0.167**	**0.174**	**0.179**	**0.182**	**0.184**	**0.185**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.102**	**0.112**	**0.118**	**0.123**	**0.127**	**0.129**	**0.130**	**0.131**

④Ⅲ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.124**	**0.136**	**0.144**	**0.150**	**0.154**	**0.157**	**0.158**	**0.159**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.144**	**0.156**	**0.166**	**0.173**	**0.178**	**0.181**	**0.183**	**0.183**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.156**	**0.170**	**0.180**	**0.188**	**0.193**	**0.196**	**0.198**	**0.199**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.161**	**0.175**	**0.186**	**0.194**	**0.200**	**0.203**	**0.205**	**0.206**
	真南から東西へ10°未満	**0.159**	**0.174**	**0.184**	**0.192**	**0.197**	**0.201**	**0.203**	**0.203**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.151**	**0.164**	**0.174**	**0.181**	**0.186**	**0.190**	**0.191**	**0.192**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.135**	**0.147**	**0.156**	**0.162**	**0.167**	**0.170**	**0.171**	**0.172**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.112**	**0.122**	**0.129**	**0.135**	**0.138**	**0.141**	**0.142**	**0.143**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.082**	**0.089**	**0.095**	**0.099**	**0.101**	**0.103**	**0.104**	**0.104**

⑤Ⅳa地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.174**	**0.189**	**0.201**	**0.210**	**0.215**	**0.219**	**0.221**	**0.222**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.191**	**0.208**	**0.221**	**0.230**	**0.236**	**0.240**	**0.243**	**0.243**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.201**	**0.219**	**0.232**	**0.242**	**0.249**	**0.253**	**0.256**	**0.256**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.204**	**0.223**	**0.236**	**0.246**	**0.253**	**0.257**	**0.260**	**0.261**
	真南から東西へ10°未満	**0.201**	**0.219**	**0.232**	**0.242**	**0.249**	**0.253**	**0.256**	**0.256**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.191**	**0.208**	**0.221**	**0.230**	**0.237**	**0.241**	**0.243**	**0.244**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.174**	**0.190**	**0.201**	**0.210**	**0.216**	**0.219**	**0.221**	**0.222**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.151**	**0.164**	**0.174**	**0.182**	**0.187**	**0.190**	**0.192**	**0.192**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.120**	**0.131**	**0.139**	**0.145**	**0.149**	**0.152**	**0.153**	**0.154**

⑥Ⅳb地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.107**	**0.116**	**0.123**	**0.128**	**0.132**	**0.134**	**0.135**	**0.136**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.141**	**0.153**	**0.162**	**0.169**	**0.174**	**0.177**	**0.179**	**0.179**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.148**	**0.161**	**0.171**	**0.179**	**0.184**	**0.187**	**0.189**	**0.189**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.143**	**0.156**	**0.165**	**0.172**	**0.177**	**0.180**	**0.182**	**0.183**
	真南から東西へ10°未満	**0.134**	**0.146**	**0.155**	**0.161**	**0.166**	**0.169**	**0.170**	**0.171**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.125**	**0.137**	**0.145**	**0.151**	**0.155**	**0.158**	**0.159**	**0.160**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.118**	**0.128**	**0.136**	**0.142**	**0.146**	**0.148**	**0.150**	**0.150**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.108**	**0.117**	**0.124**	**0.130**	**0.133**	**0.136**	**0.137**	**0.137**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.086**	**0.094**	**0.100**	**0.104**	**0.107**	**0.109**	**0.110**	**0.110**

⑦Ⅴ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.119**	**0.130**	**0.138**	**0.144**	**0.148**	**0.150**	**0.151**	**0.152**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.142**	**0.155**	**0.164**	**0.171**	**0.176**	**0.179**	**0.181**	**0.181**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.142**	**0.154**	**0.164**	**0.171**	**0.175**	**0.178**	**0.180**	**0.181**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.132**	**0.144**	**0.153**	**0.159**	**0.164**	**0.167**	**0.168**	**0.169**
	真南から東西へ10°未満	**0.124**	**0.134**	**0.143**	**0.149**	**0.153**	**0.156**	**0.157**	**0.158**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.119**	**0.130**	**0.138**	**0.144**	**0.148**	**0.150**	**0.152**	**0.152**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.118**	**0.129**	**0.137**	**0.143**	**0.147**	**0.149**	**0.150**	**0.151**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.114**	**0.124**	**0.131**	**0.137**	**0.141**	**0.143**	**0.145**	**0.145**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.093**	**0.101**	**0.108**	**0.112**	**0.115**	**0.117**	**0.118**	**0.119**

【別表２－１－２】

集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギーの削減量
（各居室を間欠して暖房する方式の場合）

①Ⅱ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186
	真南から東西へ10°未満	0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.102	0.111	0.118	0.123	0.126	0.129	0.130	0.130
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092

②Ⅲ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155
	真南から東西へ10°未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.062	0.067	0.071	0.074	0.076	0.078	0.078	0.079

③Ⅳa地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
	真南から東西へ10°未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.097	0.106	0.112	0.117	0.120	0.122	0.123	0.124
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099

④Ⅳb地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.072**	**0.078**	**0.083**	**0.087**	**0.089**	**0.091**	**0.091**	**0.092**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.095**	**0.103**	**0.110**	**0.114**	**0.117**	**0.119**	**0.121**	**0.121**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.100**	**0.109**	**0.116**	**0.121**	**0.124**	**0.126**	**0.127**	**0.128**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.097**	**0.105**	**0.112**	**0.116**	**0.120**	**0.122**	**0.123**	**0.123**
	真南から東西へ10°未満	**0.090**	**0.098**	**0.104**	**0.109**	**0.112**	**0.114**	**0.115**	**0.115**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.085**	**0.092**	**0.098**	**0.102**	**0.105**	**0.107**	**0.108**	**0.108**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.080**	**0.087**	**0.092**	**0.096**	**0.098**	**0.100**	**0.101**	**0.101**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.073**	**0.079**	**0.084**	**0.087**	**0.090**	**0.091**	**0.092**	**0.093**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.058**	**0.063**	**0.067**	**0.070**	**0.072**	**0.073**	**0.074**	**0.074**

⑤Ⅴ地域　　集熱部の単位面積あたりの暖房一次エネルギー削減量[GJ/年・㎡]

各居室を間欠して暖房する場合		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.074**	**0.081**	**0.086**	**0.089**	**0.092**	**0.093**	**0.094**	**0.094**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.088**	**0.096**	**0.102**	**0.106**	**0.109**	**0.111**	**0.112**	**0.113**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.088**	**0.096**	**0.102**	**0.106**	**0.109**	**0.111**	**0.112**	**0.112**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.082**	**0.090**	**0.095**	**0.099**	**0.102**	**0.104**	**0.105**	**0.105**
	真南から東西へ10°未満	**0.077**	**0.084**	**0.089**	**0.093**	**0.095**	**0.097**	**0.098**	**0.098**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.074**	**0.081**	**0.086**	**0.089**	**0.092**	**0.093**	**0.094**	**0.095**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.074**	**0.080**	**0.085**	**0.089**	**0.091**	**0.093**	**0.094**	**0.094**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.071**	**0.077**	**0.082**	**0.085**	**0.088**	**0.089**	**0.090**	**0.090**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.058**	**0.063**	**0.067**	**0.070**	**0.072**	**0.073**	**0.074**	**0.074**

【別表２－１－３】空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。ただし、空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは０とする。

①Ⅰa地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
	真南から東西へ10°未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154

②Ⅰb地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
	真南から東西へ10°未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.177	1.177	1.175	1.171	1.166	1.160	1.153	1.146

③Ⅱ地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334
	真南から東西へ10°未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227

④Ⅲ地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577
	真南から東西へ10°未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473

⑤Ⅳa地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
	真南から東西へ10°未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508

⑥Ⅳb地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
	真南から西へ50°以上、70°未満	1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
	真南から西へ30°以上、50°未満	1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
	真南から西へ10°以上、30°未満	1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
	真南から東西へ10°未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
	真南から東へ10°以上、30°未満	1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126
	真南から東へ30°以上、50°未満	1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115
	真南から東へ50°以上、70°未満	1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095
	真南から東へ70°以上、90°未満	1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066

⑦Ⅴ地域　　空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1.084**	**1.084**	**1.082**	**1.078**	**1.073**	**1.068**	**1.061**	**1.055**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1.104**	**1.104**	**1.102**	**1.098**	**1.093**	**1.087**	**1.081**	**1.075**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1.128**	**1.128**	**1.126**	**1.122**	**1.117**	**1.111**	**1.105**	**1.098**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1.149**	**1.149**	**1.146**	**1.142**	**1.137**	**1.131**	**1.125**	**1.118**
	真南から東西へ10°未満	**1.161**	**1.161**	**1.159**	**1.155**	**1.150**	**1.144**	**1.137**	**1.131**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1.163**	**1.163**	**1.161**	**1.157**	**1.152**	**1.146**	**1.139**	**1.133**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1.154**	**1.154**	**1.152**	**1.148**	**1.143**	**1.137**	**1.131**	**1.124**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1.137**	**1.137**	**1.134**	**1.130**	**1.125**	**1.120**	**1.113**	**1.107**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1.115**	**1.115**	**1.112**	**1.109**	**1.104**	**1.098**	**1.092**	**1.085**

【別表２－１－４】集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量

空気集熱式太陽熱利用システムにおいて、太陽熱を給湯に利用する場合、集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量は、以下の表のとおりとする。

①Ⅰa地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.183**	**0.187**	**0.189**	**0.190**	**0.190**	**0.190**	**0.189**	**0.187**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.204**	**0.208**	**0.210**	**0.212**	**0.212**	**0.211**	**0.210**	**0.209**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.219**	**0.223**	**0.226**	**0.227**	**0.227**	**0.227**	**0.226**	**0.224**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.228**	**0.232**	**0.235**	**0.236**	**0.236**	**0.236**	**0.235**	**0.233**
	真南から東西へ10°未満	**0.230**	**0.235**	**0.238**	**0.239**	**0.239**	**0.239**	**0.238**	**0.236**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.227**	**0.232**	**0.234**	**0.236**	**0.236**	**0.235**	**0.234**	**0.233**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.218**	**0.222**	**0.225**	**0.226**	**0.226**	**0.226**	**0.225**	**0.223**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.202**	**0.206**	**0.209**	**0.210**	**0.210**	**0.210**	**0.209**	**0.207**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.181**	**0.184**	**0.187**	**0.188**	**0.188**	**0.187**	**0.187**	**0.185**

②Ⅰb地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.191**	**0.194**	**0.196**	**0.198**	**0.198**	**0.197**	**0.196**	**0.195**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.209**	**0.213**	**0.215**	**0.217**	**0.217**	**0.217**	**0.215**	**0.214**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.222**	**0.226**	**0.229**	**0.230**	**0.230**	**0.230**	**0.229**	**0.227**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.229**	**0.233**	**0.236**	**0.237**	**0.238**	**0.237**	**0.236**	**0.234**
	真南から東西へ10°未満	**0.230**	**0.235**	**0.238**	**0.239**	**0.239**	**0.239**	**0.238**	**0.236**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.226**	**0.231**	**0.233**	**0.235**	**0.235**	**0.234**	**0.233**	**0.232**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.216**	**0.221**	**0.223**	**0.224**	**0.225**	**0.224**	**0.223**	**0.222**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.201**	**0.205**	**0.207**	**0.208**	**0.209**	**0.208**	**0.207**	**0.206**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.180**	**0.183**	**0.185**	**0.186**	**0.187**	**0.186**	**0.185**	**0.184**

③Ⅱ地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.197**	**0.200**	**0.203**	**0.204**	**0.204**	**0.204**	**0.203**	**0.201**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.221**	**0.226**	**0.228**	**0.230**	**0.230**	**0.229**	**0.228**	**0.227**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.239**	**0.244**	**0.247**	**0.248**	**0.248**	**0.248**	**0.247**	**0.245**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.250**	**0.254**	**0.257**	**0.259**	**0.259**	**0.259**	**0.257**	**0.256**
	真南から東西へ10°未満	**0.253**	**0.258**	**0.261**	**0.262**	**0.263**	**0.262**	**0.261**	**0.259**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.249**	**0.254**	**0.257**	**0.258**	**0.259**	**0.258**	**0.257**	**0.255**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.238**	**0.243**	**0.245**	**0.247**	**0.247**	**0.247**	**0.245**	**0.244**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.220**	**0.224**	**0.227**	**0.228**	**0.228**	**0.228**	**0.226**	**0.225**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.194**	**0.198**	**0.200**	**0.201**	**0.202**	**0.201**	**0.200**	**0.199**

④Ⅲ地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東西へ10°未満	0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261

⑤Ⅳa地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224	0.222
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
	真南から東西へ10°未満	0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241

⑥Ⅳb地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
	真南から西へ50°以上、70°未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
	真南から西へ30°以上、50°未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
	真南から西へ10°以上、30°未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
	真南から東西へ10°未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
	真南から東へ10°以上、30°未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
	真南から東へ30°以上、50°未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
	真南から東へ50°以上、70°未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
	真南から東へ70°以上、90°未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263

⑦Ⅴ地域　　集熱部の単位面積あたりの給湯一次エネルギーの削減量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.303**	**0.309**	**0.313**	**0.314**	**0.315**	**0.314**	**0.312**	**0.310**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.328**	**0.335**	**0.339**	**0.340**	**0.341**	**0.340**	**0.338**	**0.336**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.346**	**0.353**	**0.357**	**0.359**	**0.359**	**0.359**	**0.357**	**0.354**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.356**	**0.363**	**0.368**	**0.370**	**0.370**	**0.369**	**0.367**	**0.365**
	真南から東西へ10°未満	**0.359**	**0.366**	**0.371**	**0.373**	**0.373**	**0.372**	**0.370**	**0.368**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.355**	**0.362**	**0.366**	**0.368**	**0.368**	**0.368**	**0.366**	**0.363**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.343**	**0.349**	**0.354**	**0.356**	**0.356**	**0.355**	**0.353**	**0.351**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.323**	**0.330**	**0.334**	**0.335**	**0.336**	**0.335**	**0.333**	**0.331**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.297**	**0.302**	**0.306**	**0.308**	**0.308**	**0.307**	**0.306**	**0.304**

【別表２－１－５】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量

空気集熱式太陽熱利用システムで太陽熱を給湯に利用する場合において、不凍液の循環ポンプ等の給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量は、以下とする。ただし、給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは０とする。

①Ⅰa地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.795**	**0.796**	**0.796**	**0.794**	**0.792**	**0.789**	**0.786**	**0.782**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.815**	**0.817**	**0.817**	**0.815**	**0.813**	**0.810**	**0.806**	**0.803**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.849**	**0.850**	**0.850**	**0.848**	**0.846**	**0.843**	**0.839**	**0.835**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.879**	**0.880**	**0.880**	**0.878**	**0.876**	**0.873**	**0.869**	**0.865**
	真南から東西へ10°未満	**0.895**	**0.896**	**0.896**	**0.894**	**0.892**	**0.889**	**0.885**	**0.881**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.892**	**0.894**	**0.894**	**0.892**	**0.889**	**0.886**	**0.882**	**0.878**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.873**	**0.874**	**0.874**	**0.873**	**0.870**	**0.867**	**0.863**	**0.859**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.844**	**0.845**	**0.845**	**0.843**	**0.841**	**0.838**	**0.834**	**0.830**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.818**	**0.819**	**0.819**	**0.817**	**0.815**	**0.812**	**0.809**	**0.805**

②Ⅰb地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.830**	**0.831**	**0.831**	**0.830**	**0.827**	**0.824**	**0.821**	**0.817**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.852**	**0.853**	**0.853**	**0.851**	**0.849**	**0.846**	**0.842**	**0.838**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.887**	**0.888**	**0.888**	**0.886**	**0.884**	**0.880**	**0.877**	**0.873**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.918**	**0.919**	**0.919**	**0.917**	**0.915**	**0.911**	**0.907**	**0.903**
	真南から東西へ10°未満	**0.935**	**0.936**	**0.936**	**0.934**	**0.931**	**0.928**	**0.924**	**0.920**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.932**	**0.934**	**0.933**	**0.932**	**0.929**	**0.926**	**0.922**	**0.917**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.912**	**0.913**	**0.913**	**0.911**	**0.909**	**0.905**	**0.902**	**0.897**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.881**	**0.883**	**0.882**	**0.881**	**0.878**	**0.875**	**0.871**	**0.867**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.854**	**0.855**	**0.855**	**0.854**	**0.851**	**0.848**	**0.844**	**0.841**

③Ⅱ地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.832**	**0.833**	**0.833**	**0.832**	**0.829**	**0.826**	**0.823**	**0.819**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.859**	**0.860**	**0.860**	**0.859**	**0.856**	**0.853**	**0.849**	**0.845**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.897**	**0.898**	**0.898**	**0.897**	**0.894**	**0.891**	**0.887**	**0.883**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**0.930**	**0.932**	**0.931**	**0.930**	**0.927**	**0.924**	**0.920**	**0.915**
	真南から東西へ10°未満	**0.948**	**0.950**	**0.949**	**0.948**	**0.945**	**0.942**	**0.938**	**0.933**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**0.947**	**0.949**	**0.949**	**0.947**	**0.944**	**0.941**	**0.937**	**0.932**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**0.930**	**0.931**	**0.931**	**0.929**	**0.927**	**0.923**	**0.919**	**0.915**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**0.904**	**0.905**	**0.905**	**0.903**	**0.901**	**0.897**	**0.894**	**0.889**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.883**	**0.885**	**0.884**	**0.883**	**0.880**	**0.877**	**0.873**	**0.869**

④Ⅲ地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.916**	**0.917**	**0.917**	**0.916**	**0.913**	**0.910**	**0.906**	**0.902**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.951**	**0.952**	**0.952**	**0.950**	**0.947**	**0.944**	**0.940**	**0.936**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.994**	**0.996**	**0.996**	**0.994**	**0.991**	**0.987**	**0.983**	**0.979**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1.032**	**1.034**	**1.033**	**1.031**	**1.028**	**1.025**	**1.020**	**1.016**
	真南から東西へ10°未満	**1.053**	**1.055**	**1.054**	**1.053**	**1.050**	**1.046**	**1.041**	**1.036**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1.053**	**1.055**	**1.055**	**1.053**	**1.050**	**1.046**	**1.041**	**1.037**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1.034**	**1.035**	**1.035**	**1.033**	**1.030**	**1.026**	**1.022**	**1.017**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1.000**	**1.002**	**1.002**	**1.000**	**0.997**	**0.993**	**0.989**	**0.985**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.966**	**0.968**	**0.967**	**0.966**	**0.963**	**0.959**	**0.955**	**0.951**

⑤Ⅳa地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**0.885**	**0.886**	**0.886**	**0.884**	**0.882**	**0.878**	**0.875**	**0.871**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**0.939**	**0.941**	**0.941**	**0.939**	**0.936**	**0.933**	**0.929**	**0.925**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**0.994**	**0.996**	**0.995**	**0.994**	**0.991**	**0.987**	**0.983**	**0.978**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1.037**	**1.039**	**1.038**	**1.037**	**1.034**	**1.030**	**1.025**	**1.021**
	真南から東西へ10°未満	**1.062**	**1.063**	**1.063**	**1.061**	**1.058**	**1.054**	**1.050**	**1.045**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1.065**	**1.067**	**1.066**	**1.064**	**1.061**	**1.057**	**1.053**	**1.048**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1.048**	**1.050**	**1.050**	**1.048**	**1.045**	**1.041**	**1.037**	**1.032**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1.018**	**1.020**	**1.019**	**1.018**	**1.015**	**1.011**	**1.007**	**1.002**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**0.984**	**0.985**	**0.985**	**0.983**	**0.980**	**0.977**	**0.973**	**0.968**

⑥Ⅳb地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1.068**	**1.069**	**1.069**	**1.067**	**1.064**	**1.060**	**1.056**	**1.051**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1.108**	**1.110**	**1.109**	**1.108**	**1.104**	**1.100**	**1.096**	**1.091**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1.159**	**1.161**	**1.161**	**1.159**	**1.155**	**1.151**	**1.146**	**1.141**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1.203**	**1.205**	**1.205**	**1.203**	**1.199**	**1.195**	**1.190**	**1.184**
	真南から東西へ10°未満	**1.228**	**1.230**	**1.229**	**1.227**	**1.224**	**1.219**	**1.214**	**1.208**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1.229**	**1.231**	**1.230**	**1.228**	**1.225**	**1.220**	**1.215**	**1.209**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1.208**	**1.210**	**1.210**	**1.207**	**1.204**	**1.199**	**1.194**	**1.189**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1.174**	**1.176**	**1.176**	**1.174**	**1.171**	**1.166**	**1.161**	**1.156**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1.144**	**1.146**	**1.146**	**1.144**	**1.140**	**1.136**	**1.131**	**1.126**

⑦Ⅴ地域　　給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量［GJ/年］

		傾斜角							
		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
□		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
方位角	真南から西へ70°以上、90°未満	**1.093**	**1.094**	**1.094**	**1.092**	**1.089**	**1.085**	**1.080**	**1.075**
	真南から西へ50°以上、70°未満	**1.134**	**1.136**	**1.136**	**1.134**	**1.130**	**1.126**	**1.121**	**1.116**
	真南から西へ30°以上、50°未満	**1.187**	**1.188**	**1.188**	**1.186**	**1.183**	**1.178**	**1.173**	**1.168**
	真南から西へ10°以上、30°未満	**1.231**	**1.233**	**1.233**	**1.231**	**1.227**	**1.223**	**1.218**	**1.212**
	真南から東西へ10°未満	**1.257**	**1.259**	**1.258**	**1.256**	**1.253**	**1.248**	**1.243**	**1.237**
	真南から東へ10°以上、30°未満	**1.258**	**1.260**	**1.259**	**1.257**	**1.253**	**1.249**	**1.244**	**1.238**
	真南から東へ30°以上、50°未満	**1.236**	**1.238**	**1.238**	**1.236**	**1.232**	**1.228**	**1.223**	**1.217**
	真南から東へ50°以上、70°未満	**1.202**	**1.204**	**1.204**	**1.202**	**1.198**	**1.194**	**1.189**	**1.183**
	真南から東へ70°以上、90°未満	**1.171**	**1.173**	**1.173**	**1.171**	**1.167**	**1.163**	**1.158**	**1.153**

【別表２－１－６】換気エネルギーの削減効果について

空気集熱時は、十分な量の外気が室内に取り込まれるために、24 時間換気を停止させることができる。空気集熱の稼働・停止に連動して 24 時間換気が停止・稼働する工夫を行う場合、換気エネルギーを削減することができる。当該システムを採用する場合の換気エネルギー削減率は以下とする。

□	地域						
	Ⅰa	Ⅰb	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	Ⅴ
換気エネルギー削減率	**0.24**	**0.24**	**0.26**	**0.30**	**0.31**	**0.33**	**0.33**

STEP3　申請する住宅の面積に応じて、標準エネルギー消費量、各種対策によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ～Ｄ）を補正する

事業主基準の計算では、標準プラン（延床面積 120.07 ㎡）に基づいて、当該住宅の各種対策を施した場合の一次エネルギー消費量が計算されます。

この標準プランに基づいた計算では、一次エネルギー消費量を概ねゼロとする太陽光発電設備の容量を計算する場合、実際に建設する住宅面積によっては、過大あるいは過小となる可能性があるため、本事業の計算では、設置する太陽光発電設備の容量と一次エネルギー消費量とのバランスを調整します。具体的には、次の手順で、提案する住宅の延床面積によって標準エネルギー消費量、各種エネルギー消費削減量の補正を行います。

STEP3　住宅面積による標準エネルギー消費量、エネルギー消費削減量の補正

①STEP1-1 で計算した「標準エネルギー消費量」、STEP1-1～STEP2-3 で計算したエネルギー消費削減量（省エネ量Ａ～Ｄ）について、下式で太陽光発電を除くエネルギー削減率の計算と面積補正を行います。

※１　申請住宅の延べ床面積は小数点第２位(小数点第３位を切捨)までとしてください。

＜面積補正前＞

■太陽光発電を除くエネルギー消費削減量（省エネ量 $S_{SUBTOTAL}$）

＝　省エネ量Ａ：S_A＋省エネ量Ｂ：S_B＋省エネ量Ｃ：S_C＋省エネ量Ｄ：S_D

■太陽光発電を除くエネルギー削減率（R_O）

＝　省エネ量（$S_{SUBTOTAL}$）÷標準エネルギー消費量（E_{ST}）×100

＜面積補正後＞

■補正標準エネルギー消費量（$E_{ST'}$）

＝　標準エネルギー消費量（E_{ST}）÷120×申請住宅の延べ床面積

■太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量（省エネ量 $S_{SUBTOTAL}'$）

＝　省エネ量（$S_{SUBTOTAL}$）÷120×申請住宅の延べ床面積

※ 省エネ量Ａは基本仕様による削減量（STEP1-1 または STEP1-2 で算出）

②上記①の計算結果から、下式で求まる当該住宅の補正標準エネルギー消費量と同等のエネルギー消費削減量が得られる太陽光発電設備を導入することで、標準エネルギー消費量をゼロとすることになります。

■太陽光発電を除く当該住宅の補正一次エネルギー消費量

＝　補正標準エネルギー消費量（$E_{ST'}$）

－太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量（省エネ量 $S_{SUBTOTAL}'$）

STEP4 太陽光発電設備によるエネルギー消費削減量（省エネ量E）の算出

事業主基準の算定ツールの計算では、太陽光発電設備による一次エネルギー消費削減量が、売電分及び自家消費の家電相当分を除いた値として評価されます。

本事業の計算では、太陽光発電設備における一次エネルギー消費削減量は発電量の全量を省エネ量として評価します。そのため、次の手順で事業主基準の算定ツールの計算結果を補正、もしくは別に定める早見表から太陽光発電設備によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ）を計算します。

STEP4　太陽光発電設備のエネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ）の算出

【事業主基準の算定ツールで計算する場合】

①**STEP1-1**と同一地域・構造・断熱性能・設備仕様の条件で、「太陽光発電」を設置ありとして、算定用 Web プログラムにおいてエネルギー消費量を計算します。

②上記①の計算結果における太陽光発電によるエネルギー消費削減量に対して、地域・暖冷房方式別の按分比率（別表２、STEP2-2 参照）を用いて、下式で省エネ量Ｅを求めます。

■太陽光発電によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ：S_E）
＝　算定ツールの太陽光発電のエネルギー消費削減量÷０．４４÷按分比率

【早見表から計算する場合】

①地域区分別の１ｋＷあたりのエネルギー消費削減量の早見表（別表３）から、地域区分・提案システムの方位、傾斜角に応じた値を求めます。
（詳細が未定の場合は、当該地域区分における方位真南、傾斜角３０°として計算することも可とします）

②上記①に導入する太陽光発電の発電出力（公称最大出力）を乗じて、省エネ量Ｅを求めます。

■太陽光発電によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ：S_E）
＝　早見表による１ｋＷあたりの一次エネルギー消費削減量×発電出力

※１　太陽光発電設備の発電出力は、公称最大出力としてください。

【別表３】太陽光発電設備の１kW あたりのエネルギー消費削減量早見表

地域区分Ⅰa

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15°未満	8.8	9.3	9.6	9.9	9.9	9.1	6.2
	真南から東または西へ15°以上45°未満	8.8	9.3	9.6	9.6	9.3	8.5	5.9
	真南から東または西へ45°以上75°未満	8.8	9.1	9.1	8.8	8.5	7.6	5.1
	真南から東または西へ75°以上105°未満	8.8	8.5	8.2	7.9	7.4	6.2	4.2
	真南から東または西へ105°以上135°未満	8.8	8.2	7.6	6.8	6.2	4.8	3.1
	真南から東または西へ135°以上165°未満	8.8	7.9	7.1	6.2	5.4	4.0	2.3
	真南から東・西へ165°以上真北まで	8.8	7.9	6.8	5.9	5.1	3.4	2.0

地域区分Ⅰb

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15°未満	8.9	9.5	9.8	9.8	9.5	8.7	5.8
	真南から東または西へ15°以上45°未満	8.9	9.2	9.5	9.5	9.5	8.4	5.8
	真南から東または西へ45°以上75°未満	8.9	9.2	9.2	8.9	8.7	7.5	5.2
	真南から東または西へ75°以上105°未満	8.9	8.7	8.7	8.1	7.8	6.6	4.3
	真南から東または西へ105°以上135°未満	8.9	8.4	7.8	7.2	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135°以上165°未満	8.9	8.4	7.5	6.6	5.8	4.0	2.6
	真南から東・西へ165°以上真北まで	8.9	8.1	7.2	6.3	5.2	3.7	2.0

【別表３】太陽光発電設備の１kW あたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

地域区分Ⅱ

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東･西へ15°未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.4	8.4	5.6
	真南から東または西へ15°以上45°未満	8.7	9.1	9.4	9.4	9.1	8.0	5.6
	真南から東または西へ45°以上75°未満	8.7	9.1	9.1	8.7	8.4	7.3	4.9
	真南から東または西へ75°以上105°未満	8.7	8.7	8.4	8.0	7.7	6.6	4.2
	真南から東または西へ105°以上135°未満	8.7	8.4	8.0	7.3	6.6	5.2	3.5
	真南から東または西へ135°以上165°未満	8.7	8.0	7.3	6.6	5.9	4.2	2.8
	真南から東･西へ165°以上真北まで	8.7	8.0	7.3	6.3	5.6	3.8	2.1

地域区分Ⅲ

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東･西へ15°未満	9.8	10.5	10.5	10.5	10.5	9.1	5.9
	真南から東または西へ15°以上45°未満	9.8	10.1	10.5	10.5	10.1	9.1	5.9
	真南から東または西へ45°以上75°未満	9.8	10.1	10.1	9.8	9.4	8.0	5.2
	真南から東または西へ75°以上105°未満	9.8	9.8	9.4	9.1	8.4	7.0	4.5
	真南から東または西へ105°以上135°未満	9.8	9.4	8.7	8.0	7.3	5.9	3.5
	真南から東または西へ135°以上165°未満	9.8	9.1	8.4	7.3	6.3	4.5	2.8
	真南から東･西へ165°以上真北まで	9.8	9.1	8.0	7.0	5.9	4.2	2.4

【別表３】太陽光発電設備の１kW あたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

地域区分Ⅳa

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15°未満	9.0	9.4	9.7	10.1	9.7	9.0	6.1
	真南から東または西へ15°以上45°未満	9.0	9.4	9.7	9.7	9.4	8.3	5.8
	真南から東または西へ45°以上75°未満	9.0	9.0	9.0	9.0	8.7	7.6	5.1
	真南から東または西へ75°以上105°未満	9.0	8.7	8.3	7.9	7.6	6.5	4.0
	真南から東または西へ105°以上135°未満	9.0	8.3	7.9	7.2	6.5	5.1	3.2
	真南から東または西へ135°以上165°未満	9.0	8.3	7.2	6.5	5.4	4.0	2.5
	真南から東・西へ165°以上真北まで	9.0	7.9	7.2	6.1	5.1	3.6	2.2

地域区分Ⅳb

（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東・西へ15°未満	10.0	10.3	10.7	10.7	10.3	9.2	5.9
	真南から東または西へ15°以上45°未満	10.0	10.3	10.3	10.3	10.0	8.9	5.5
	真南から東または西へ45°以上75°未満	10.0	10.0	10.0	10.0	9.2	8.1	5.2
	真南から東または西へ75°以上105°未満	10.0	10.0	9.6	9.2	8.5	7.0	4.8
	真南から東または西へ105°以上135°未満	10.0	9.6	8.9	8.1	7.4	5.9	3.7
	真南から東または西へ135°以上165°未満	10.0	9.2	8.5	7.7	6.6	4.8	3.0
	真南から東・西へ165°以上真北まで	10.0	9.2	8.5	7.4	6.3	4.4	2.6

【別表３】太陽光発電設備の１kW あたりのエネルギー消費削減量早見表:続き

地域区分Ⅴ　（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東･西へ15°未満	10.5	10.9	11.3	11.3	10.9	9.7	5.8
	真南から東または西へ15°以上45°未満	10.5	10.9	11.3	10.9	10.5	9.3	5.8
	真南から東または西へ45°以上75°未満	10.5	10.9	10.5	10.5	10.1	8.6	5.4
	真南から東または西へ75°以上105°未満	10.5	10.5	10.1	9.7	9.0	7.4	5.1
	真南から東または西へ105°以上135°未満	10.5	10.1	9.3	9.0	7.8	6.2	3.9
	真南から東または西へ135°以上165°未満	10.5	9.7	9.0	8.2	7.0	5.1	2.7
	真南から東･西へ165°以上真北まで	10.5	9.7	9.0	7.8	6.6	4.7	2.3

地域区分Ⅵ　（単位：GJ/年･kW）

		傾斜角						
		0°	10°	20°	30°	40°	60°	90°
方位角	真南から東･西へ15°未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9
	真南から東または西へ15°以上45°未満	10.7	10.7	10.7	10.3	9.9	8.2	4.9
	真南から東または西へ45°以上75°未満	10.7	10.7	10.3	9.9	9.5	7.8	4.9
	真南から東または西へ75°以上105°未満	10.7	10.3	10.3	9.5	9.1	7.4	4.9
	真南から東または西へ105°以上135°未満	10.7	10.3	9.9	9.1	8.2	6.6	4.1
	真南から東または西へ135°以上165°未満	10.7	10.3	9.5	8.6	7.8	5.8	3.3
	真南から東･西へ165°以上真北まで	10.7	9.9	9.5	8.6	7.4	5.4	2.9

【別表４】設置勾配（寸表示）の傾斜角（度表示）との対応表

算定ツールの計算に使用する傾斜角は、下表より該当する傾斜角を選択してください。

設置勾配		算定ツールの計算に使用する傾斜角
勾配	角度	
水平	0°	0°
1寸	5.71°	10°
2寸	11.31°	10°
3寸	16.70°	20°
4寸	21.80°	20°
5寸	26.57°	30°
6寸	30.96°	30°
7寸	34.99°	30°
8寸	38.66°	40°
9寸	41.99°	40°
10寸	45.00°	40°
～50°　未満		40°
50°　以上、75°　未満		60°
75°　以上		90°

※　算定ツールの計算に使用する傾斜角は、設置勾配（寸表示）を角度（度表示）に換算して四捨五入し、算出しています。

STEP5 提案住宅におけるエネルギー消費削減量、エネルギー削減率の算出

STEP1～STEP4の計算結果に基づいて、標準エネルギー消費量に対する提案する住宅のエネルギー消費削減量、エネルギー削減率を計算します。

STEP5　事業要件への適合の確認、エネルギー消費削減量、エネルギー削減率の算出

①本事業の事業要件の一つである「本事業のゼロ・エネルギー評価方法に基づいて、提案する住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの」は、下式によって確認します。

■概ねゼロとは・・・

「補正標準エネルギー消費量（E_{ST}'）≦当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量合計：S_{TOTAL}）

※補正標準エネルギー消費量（E_{ST}'）：STEP3で算出

※当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量合計：S_{TOTAL}）

＝　太陽光発電を除く補正エネルギー消費削減量（$S_{SUBTOTAL}$'）

＋太陽光発電によるエネルギー消費削減量（省エネ量Ｅ：S_E）

②上記の計算結果から、提案する住宅におけるエネルギー削減率を求めます。

■当該住宅のエネルギー削減率（R）

＝当該住宅のエネルギー消費削減量（省エネ量合計：S_{TOTAL}）

÷補正標準エネルギー消費量（E_{ST}'）×100